



# 御殿場市 都市計画マスタープラン



富士山のふもと 誰もが暮らしたくなるまち  
～みんなに愛され、選ばれる持続可能なまちづくり～

令和3年3月  
御殿場市



# 市長あいさつ



## 「富士山のふもと 誰もが暮らしたくなるまちづくりの実現に向けて」

### ～みんなに愛され、選ばれる持続可能なまちづくり～

本市では、都市計画の基本方針である「御殿場市都市計画マスタープラン」を平成23年3月に策定し、「地域活力の創出と安全・安心のまちづくり」を基本理念としたまちづくりに取り組んでまいりました。

策定から10年が経過し、その間、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題や本格的な人口減少、少子高齢化の急激な進展、頻発・激甚化する自然災害の発生、高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化など、都市が抱える課題も大きく変化しております。

また、都市計画分野における新たな観点として、国連が定める“SDGs（持続可能なまちづくり）の推進”や、ICTやIoT、AIなどの最新技術の実装による“Society5.0”の実現のほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承など、令和の時代にふさわしい、新たなまちづくりのあり方が求められています。

このような社会変化に対応すべく、この度、市政の方針を示した本市の上位計画である「第四次御殿場市総合計画（後期基本計画）」の策定と並行し、『御殿場市都市計画マスタープラン』を改定いたしました。

本マスタープランは、本市のまちづくりの上位計画との整合により、概ね20年後の本市のあるべき姿を展望し、その実現に向けて、市民、企業・関係団体の皆様と行政などが関わり合いながら、協働して取り組むべき都市計画の方向性を明らかにする重要な基本方針となっています。

世界遺産富士山の麓にある、本市ならではの恵まれた環境や魅力を最大限に活用し、市民の皆様はもちろんのこと、来街者の皆様にも選ばれ、愛されるまちづくりの実現を目指し、『富士山のふもと 誰もが暮らしたくなるまち ～みんなに愛され、選ばれる持続可能なまちづくり～』を都市づくりのテーマに設定いたしました。

本マスタープランは、市民や事業者の皆様がまちづくりを検討・実践する際に、是非、お手にとりいただき、本市が目指すまちづくりの将来ビジョンを共有していただければ幸いです。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を頂戴いたしました市民の皆様をはじめ、多大なるご尽力を頂いた御殿場市都市計画マスタープラン懇話会構成員の皆様、都市計画審議会委員並びに市議会議員の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

御殿場市長 若林 洋平



---

# 御殿場市都市計画マスタープラン

## 目 次

---

<b>序 章 都市計画マスタープランについて</b> .....	<b>1</b>
序－１．都市計画マスタープランについて .....	3
<b>第 1 章 都市を取り巻く社会情勢の変化</b> .....	<b>5</b>
1－１．都市を取り巻く社会情勢の変化 .....	7
<b>第 2 章 上位計画の概要</b> .....	<b>9</b>
2－１．上位計画の概要 .....	11
<b>第 3 章 都市の現況と課題</b> .....	<b>15</b>
3－１．都市の現況 .....	17
3－２．市民ニーズの把握 .....	34
3－３．都市の課題 .....	39
<b>第 4 章 全体構想</b> .....	<b>43</b>
全体構想の構成 .....	45
4－１．都市づくりの理念・将来都市像・都市づくりの基本方針 .....	46
4－２．将来フレーム .....	48
4－３．将来都市構造 .....	49
4－４．都市づくりの分野別方針 .....	53
<b>第 5 章 地域別構想</b> .....	<b>71</b>
地域別構想の構成と作成の考え方 .....	73
5－１．御殿場地域 .....	74
5－２．富士岡地域 .....	84
5－３．原里地域 .....	94
5－４．玉穂地域 .....	104
5－５．印野地域 .....	114
5－６．高根地域 .....	124
<b>第 6 章 実現化に向けて</b> .....	<b>133</b>
6－１．実現化に向けて .....	135
<b>参考資料</b> .....	<b>141</b>



# 序 章

---

## 都市計画マスタープランについて

---

### 序－1．都市計画マスタープランについて

---



## 序一. 都市計画マスタープランについて

### (1) 都市計画マスタープランの策定の目的

御殿場市（以下「本市」という。）では、平成23年（2011年）3月に、「御殿場市都市計画マスタープラン」を策定しています。

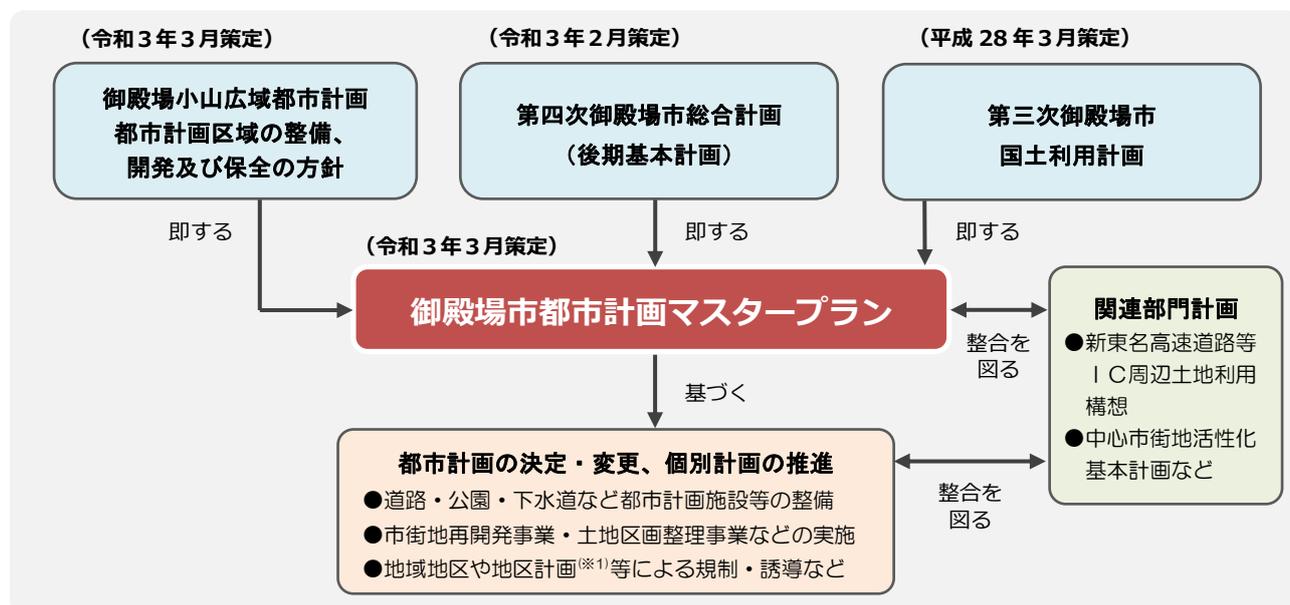
策定から10年が経過し、本市を取り巻く社会情勢や市内の都市計画・土地利用の動向、市民意識などが大きく変化してきたことから、この度、新たな「御殿場市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）」の策定を行うものです。

### (2) 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「第四次御殿場市総合計画（後期基本計画）」、「御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「第三次御殿場市国土利用計画」の内容に即し、本市が策定する計画です。

また、関連部門計画との整合を図るとともに、今後、実施される都市計画や土地利用に係る個別計画は、本計画の方針に基づき、実施することとなります。

#### <都市計画マスタープランの位置づけ>



### (3) 都市計画マスタープランの役割

本計画は、次の3つの役割を有しています。

- ①御殿場市全体の将来都市像及び地域別の将来像を示します。
- ②御殿場市の土地利用及び都市施設などの都市計画の決定・変更の際に、その方向性を示します。
- ③地域活力の創出と豊かで暮らしやすい都市づくりを市民と協働で進めるための指針を示します。

(※1) 地区レベルのきめ細かいまちづくりを目的とする都市計画

#### (4) 都市計画マスタープランの計画期間

本計画の目標年次は、長期的な都市の将来ビジョンの実現を目指し、概ね20年後の令和22年度(2040年度)とします。また、将来ビジョンの実現に向けた都市施設の配置方針は概ね10年後の令和12年度(2030年度)とします。

なお、本計画は、都市計画や土地利用に係る社会情勢の変化や市民のまちづくりに関する意識の変化のほか、上位計画となる総合計画の方向性との整合を図るため、適宜、必要に応じて見直しを行うものです。

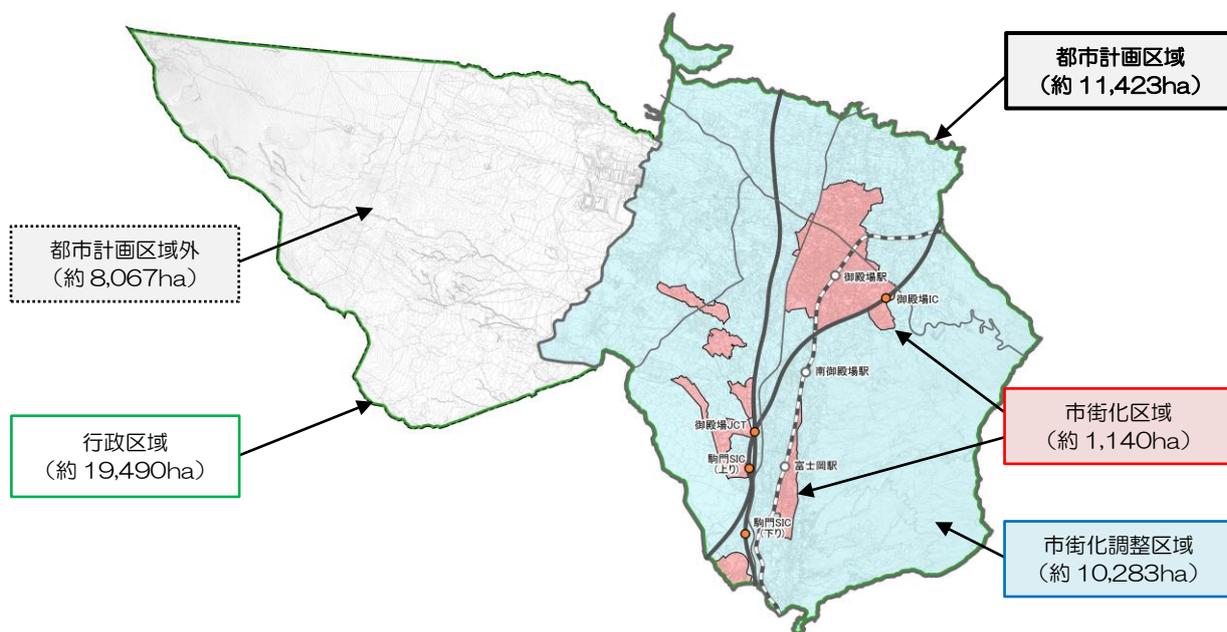
<都市計画マスタープランの計画期間>



#### (5) 都市計画マスタープランの対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域内の約11,423haです。

<都市計画マスタープランの対象区域>



# 第1章

---

## 都市を取り巻く社会情勢の変化

---

### 1-1. 都市を取り巻く社会情勢の変化

---



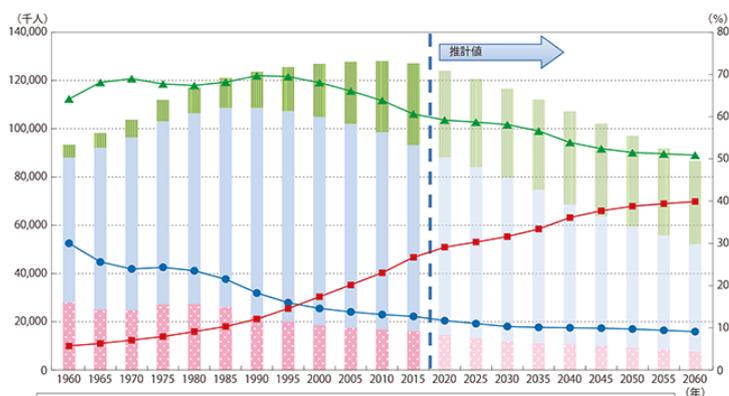
## 1-1. 都市を取り巻く社会情勢の変化

### (1) 急激な人口減少、少子高齢化の進展

我が国の総人口は、平成 20 年（2008 年）をピークに減少に転じており、今後はさらに高齢化が進行し、超高齢社会（※1）となることが予測されています。

また、人口減少が先行する地方都市では、多くの自治体で都市経営の維持が困難となる恐れがあります。

＜我が国の人口動態（国交省HP）＞



資料) 2010年までの値は総務省「国勢調査」「人口推計」、2015年は総務省「人口推計」（2015年10月1日現在）、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2012年1月推計）」の中心推計より国土交通省作成

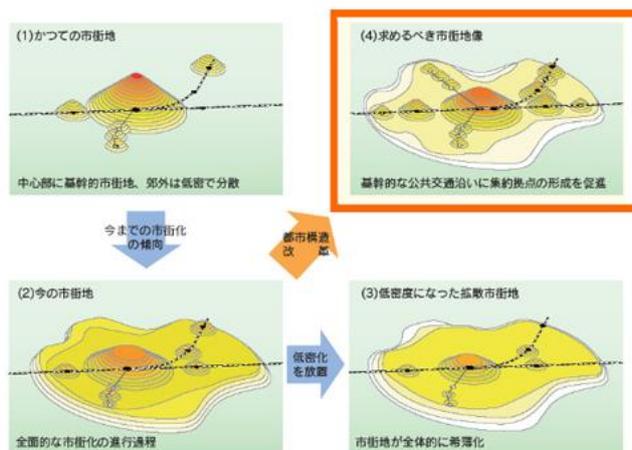
### (2) 集約型都市構造（コンパクト+ネットワーク）への転換の必要性

人口減少に伴い、都市全域で空き地・空き家の発生が顕在化しており、都市のスポンジ化（※2）が進行しています。

都市の低密度化により、一定の人口集積に支えられていた生活サービス施設や公共交通の撤退・縮小が引き起こされ、市民の日常生活の利便性の低下が懸念されます。

今後の少子高齢化に向けて、都市特性を踏まえた都市機能の集積を促進する集約拠点の形成とその他の地域を公共交通ネットワークで連携させる「集約型都市構造（コンパクト+ネットワーク）」への転換が求められています。

＜集約型都市構造の考え方（国交省HP）＞



### (3) 国際競争の激化・グローバル化の進展

国際競争が激化する中、我が国では令和元年度（2019 年度）に訪日外国人旅客数が過去最高を記録するなど、観光産業が好調を維持しています。

その一方で、国内においては、総人口の減少に伴う生産性向上が課題であり、ICT（※3）やIoT（※4）、AI（※5）といった新技術の活用のほか、外国人労働力の積極的な活用が求められています。

また、令和 3 年（2021 年）には東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、本市はオリンピック自転車競技ロードレースの会場に選ばれています。

（※1）65 歳以上の高齢者の人口割合が全人口の 21%以上を占めている社会

（※2）都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下する現象

（※3）情報通信技術。Information & Communications Technology の略

（※4）様々な物がインターネットにつながる、モノのインターネット。Internet of Things の略

（※5）人工知能。Artificial Intelligence の略

#### (4) 巨大災害の切迫・頻発化

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災の地震・津波をはじめ、集中豪雨や台風、雪害、火山災害など、近年、日本各地で大規模な自然災害の発生が頻発化しています。

また、今後30年間における南海トラフ巨大地震の発生率は70%であり、その他の自然災害の発生に対しても、予断を許さない状況が続いています。

#### (5) 社会インフラの老朽化

我が国では高度経済成長期に整備した道路や橋、トンネル、河川、下水道などの社会インフラの老朽化が深刻化しており、今後20年間で建設後約50年を経過する施設が加速度的に増加する見込みです。

#### (6) ICTやIoT、AIなどの技術革新の進展 <Society5.0の社会イメージ(内閣府HP)>

ICTやIoT、AIなどの新技術の発達が目覚ましく、SNS(※1)をはじめとする人とのつながりやコミュニティ形成のあり方は多様化しています。

また今後は、Society5.0(※2)の実現により、経済発展と社会的課題の解決を両立させ、一人ひとりがより豊かな生活を営むことができる社会の構築が求められています。



#### (7) 持続可能な社会環境づくり(SDGs)の推進

地球温暖化の進行を起因とする生物多様性の危機や、海水温の上昇に伴う異常気象の発生、自然災害の激甚化など、地球環境問題の深刻化が懸念されています。

また、国際的な動きとして、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標(SDGs(※3))が掲げられ、全ての関係者(先進国、途上国、地方自治体、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する統合的な取組が求められています。

#### <持続可能な開発目標 SDGs(外務省HP)>



(※1)登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。Social Networking Serviceの略

(※2)先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、技術革新から新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会

(※3)2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、2030年を年限とする17の国際目標

# 第2章

---

## 上位計画の概要

---

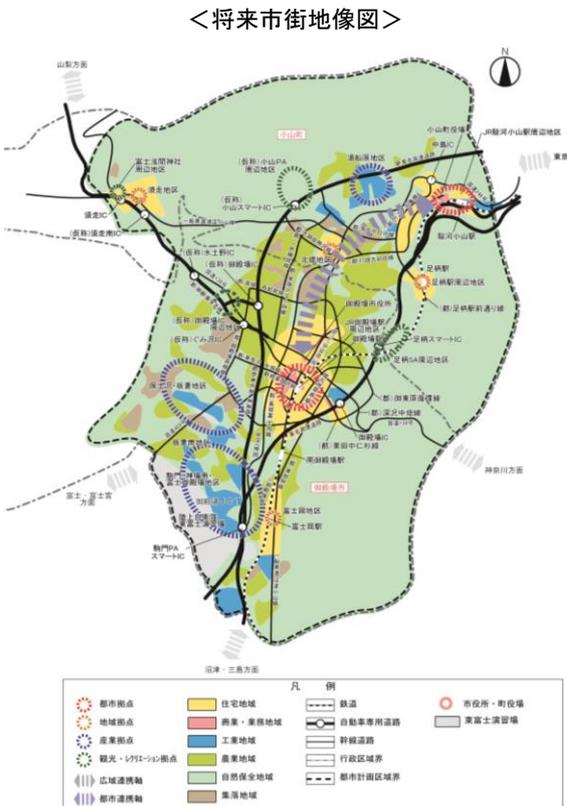
### 2-1. 上位計画の概要

---



## 2-1. 上位計画の概要

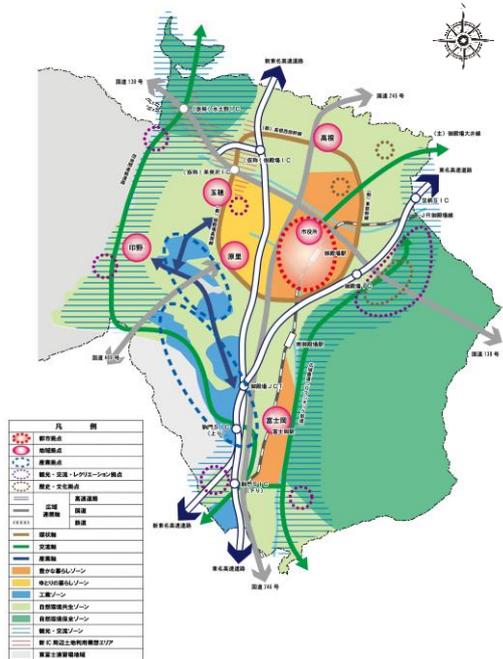
### (1) 御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 令和3年3月

<p>都市づくりの基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域資源と交通利便性を生かし、活力ある産業を育む都市づくり</li> <li>②観光資源の活用と連携による交流とてなしの都市づくり</li> <li>③富士山をはじめとする豊かな自然環境と暮らしが調和した住み続けられる都市づくり</li> <li>④新たな拠点形成と連携しかつ官民連携による災害の最小化と迅速な復興により、安心して暮らせる都市づくり</li> <li>⑤秩序ある土地利用と拠点機能の強化・連携による持続可能な都市づくり</li> </ul>
<p>地域毎の市街地像</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①<b>住宅地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心商業・業務地域における住宅地では、未利用地の宅地化や空き家などのストック活用を進め都心居住を促進する。また、商業・業務地域の周辺に位置する既存住宅地である住居系用途地域<sup>(※1)</sup>については、都市基盤の整備や生活環境の整備等を進め、安全性、快適性及び利便性に優れた居住環境の質的向上を図る。</li> </ul> </li> <li>②<b>商業・業務地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR御殿場駅周辺、JR駿河小山駅周辺の商業・業務地域は、都市拠点としてそれぞれ既存の公共施設、商業業務施設の立地を活かしながら、今後ともこれら施設の連携の強化や再活性化を進め、区域の核としての魅力向上を図る。</li> <li>・近隣商業地については、中心市街地の商業・業務地域との役割分担を行いながら、近隣の住宅地の日常生活のサービス施設として、身近な商業地の形成を図る。</li> <li>・JR御殿場駅周辺においては、都市の玄関口として、また通勤・通学等で多くの人々が利用する交通結節点として、居住機能をはじめ多様な機能の充実した、賑わい、潤い、憩いのある空間の創出を図る。</li> </ul> </li> <li>③<b>工業地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御殿場市の南西部の工業団地は、区域の産業の根幹となる産業拠点であることから、今後とも工業機能の強化を図るとともに、緑化の推進等により周辺環境と調和した工業地としての維持・向上を図る。</li> </ul> </li> <li>④<b>農業地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域等の優良な農地は、本区域の農業生産の基盤として今後とも農業環境の保全を図るとともに、保水や遊水などの災害防止機能、重要な景観要素、市街地と自然環境との緩衝地帯等、良好な都市環境の維持の観点からも保全を図る。</li> </ul> </li> <li>⑤<b>集落地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域に点在する既存の集落地については、集落内の環境整備等により、良好な居住環境の実現を目指す。</li> </ul> </li> <li>⑥<b>自然保全地域</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に区分されない地域については、基本的に現在の良好な自然環境を維持・保全しつつ、有効な活用を図る自然保全地域として位置づける。</li> </ul> </li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>&lt;将来市街地像図&gt;</p>  </div>

(※1)市街化区域の土地を13種類の利用用途に分け、どこにどんな規模・種類の建物を建てられるか定め、良好な都市環境と適正な都市機能を確保するもの

(2) 第四次御殿場市総合計画

基本構想 ※平成 27 年 10 月	
将来都市像	「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」
土地利用の基本方針	○富士山と箱根外輪山に代表される豊かな自然環境に調和した都市活動を実現するため、自然系、農林系、都市系の各利用区分に応じた秩序ある土地利用を図る。 ○新東名高速道路等の整備により向上する広域交通ネットワーク上の優位性を生かしたまちづくりを推進し、長期にわたる安定した発展と均衡のとれた土地利用を図る。
政策の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■政策方針 1：人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり 《産業》</li> <li>■政策方針 2：笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり 《健康福祉》</li> <li>■政策方針 3：安全で安心して暮らせるまちづくり 《防災・市民生活》</li> <li>■政策方針 4：富士山のように大きな心を持った人づくり 《教育文化》</li> <li>■政策方針 5：富士山の恵みを大切にするまちづくり 《環境》</li> <li>■政策方針 6：富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり 《都市基盤》</li> <li>■政策方針 7：雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり 《協働・計画推進》</li> </ul>
後期基本計画（第2期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略・御殿場市国土強靱化計画） ※令和3年2月	
目標人口	□2020年：91,000人・34,000世帯 □2025年：91,000人・34,700世帯
土地利用方針	<p>①都市拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 御殿場駅・御殿場市役所周辺は、商業・業務機能や居住環境の向上とともに公共公益施設の誘致にも努め、人々が快適かつ安全に暮らすことができる利便性の高い魅力的な拠点を目指す。</li> </ul> <p>②地域拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に分散して存在する集落地は、適切な住宅地の供給を図る。</li> </ul> <p>③自然環境共生ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園地帯は、優良農地は保全し、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、自然環境にふれあうことのできる場の形成や居住空間の形成を図る。</li> </ul> <p>④自然環境保全ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地は、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携などを意識し、観光資源としての活用を推進する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">＜将来土地利用構想図＞</p> <p>⑤豊かな暮らしゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 138 号と国道 246 号が交差している北東部一帯と環状軸内部の一部は、快適な生活を営むため、日常生活に必要な生活サービス機能を確保した市街地形成や緑豊かでうるおいある環境を創出する。</li> </ul> <p>⑥ゆとりの暮らしゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 246 号と（都）御殿場高根線に囲まれた地域は、緑豊かな生活地域として形成を図る。</li> </ul> <p>⑦工業ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・板妻南工業用地に連担する地域及びび夏刈地区などは、産業振興に向けて周辺環境と調和した新たな工業用地の形成を図る。</li> </ul> <p>⑧観光・交流ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域農道（ロマンチック街道）<sup>(※1)</sup>や団地間連絡道路の沿道は、交流軸周辺の自然環境などの地域資源を生かした魅力的な土地利用の形成を図る。</li> </ul>



(※1)箱根山麓を南北に通過する幹線道路の通称名

## (3) 第三次御殿場市国土利用計画 平成28年3月

<p>国土利用の 基本方針</p>	<p><b>①豊かな自然環境と共生するまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士山や箱根外輪山とその恵みである水資源などの豊かな自然環境は、市民や企業とともにその保全に努めるほか、美しい景観の形成など自然環境を生かした魅力づくりに努める。</li> <li>環境負荷の小さいエネルギーや新エネルギーの利用の促進を図るとともに、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを推進する。</li> </ul> <p><b>②美しく快適なまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>秩序ある土地利用や効率的な都市基盤の整備を推進し、ゆとりある住環境、美しい景観の保全・形成に努め、自然と共生した都市の構築を図り、だれもが快適に暮らすことができるまちづくりを推進する。</li> </ul> <p><b>③災害に強い安全なまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士山噴火や大規模地震、集中豪雨などの災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、災害のおそれのある土地の範囲を周知し、あわせて警戒避難体制を整備する。</li> <li>森林の整備や河川改修、土砂災害対策施設の整備などを図り、治山治水対策の充実に努める。</li> </ul> <p><b>④人が集い活力あふれるまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通条件の優位性を生かし、新たな工業用地の創出と企業の誘致を図るほか、農地や山林の適正な管理、豊かな自然環境を生かした滞留型観光の促進などにより、交流人口の増加と活力あるまちづくりを推進する。</li> </ul> <p><b>⑤皆で築くまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民、企業、行政の協働によるまちづくりを推進する。</li> </ul>
<p>国土利用の 基本方向</p>	<p><b>①農用地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産性や収益性の高い農業を確立することを目指した土地利用を図る。</li> </ul> <p><b>②森林</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産機能のほか、水源のかん養、土砂災害防止、保健休養、生活環境保全、良好な景観形成など多様な公益的機能を有していることから積極的に保全する。</li> </ul> <p><b>③原野</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域内に現存する原野は、今後、有効利用を検討する。</li> </ul> <p><b>④水面、河川、水路</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水機能の充実による災害の防止、安全性の向上を図るとともに、自然環境の保全、創出に努め、市民に親しまれる水辺環境の整備を進める。</li> </ul> <p><b>⑤道路</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>増大する交通量を処理するほか、地域間の交流・連携の促進や土地利用の誘導など多様な機能を担うことから、それぞれの交通の目的と需要に応じて、適切に配置、整備する。</li> </ul> <p><b>⑥宅地</b></p> <p><b>ア. 住宅地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口の動向、空き家の状況に対応しつつ、居住環境の改善を念頭に下水道、道路、公園などの都市基盤整備を計画的に進め、ゆとりと潤いに満ちた計画的な住宅市街地の形成を図る。</li> </ul> <p><b>イ. 工業用地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の持つ豊かな自然環境や交通条件の優位性を生かした御殿場にふさわしい企業の誘致を図る。</li> </ul> <p><b>ウ. 商業業務用地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JR御殿場駅周辺は、本市の中心商業業務地としての都市基盤整備を進め、商業業務施設、公共公益施設の計画的な立地を図る。</li> </ul> <p><b>⑦公用・公共用地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文教施設、厚生・福祉施設、公園・緑地などは、市民生活上重要な機能を果たすものであり、環境保全と体系的配置に留意して、必要な用地確保を図る。</li> </ul> <p><b>⑧東富士演習場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東富士演習場などの防衛施設の用地については、自然環境、生活環境との調和を図るとともに、地元権利者などとの総合的な調整を図る。</li> </ul> <p><b>⑨富士山</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産に登録された富士山は、貴重な動植物の生息の場であるとともに美しい風景地であることから、自然環境の保全を積極的に進める。</li> </ul>



# 第3章

---

## 都市の現況と課題

- 
- 3-1. 都市の現況
  - 3-2. 市民ニーズの把握
  - 3-3. 都市の課題
-



## 3-1. 都市の現況

### (1) 御殿場市の性格

#### 1) 地勢

本市は、静岡県の一部に位置し、富士山と箱根の弓状の裾合いに形成された高原のまちであり、東は箱根外輪山の頂、西は富士山頂に達し、南は裾野市、北は小山町を境としています。

昭和30年(1955年)2月11日に、御殿場町・富士岡村・原里村・玉穂村・印野村の1町4か村が合併し、御殿場市となり、その後、昭和31年(1956年)1月に駿東郡高根村を、昭和32年(1957年)9月に小山町大字古沢を編入しました。

本市の面積は194.9km<sup>2</sup>であり、集落地・山岳地・演習地が概ね3分の1ずつとなっています。

#### 2) 広域的な位置づけ

本市は、古くから日本の東西交通軸の要衝にあり、現在も東名高速道路、国道246号の東西交通軸に加え、国道138号、国道469号及び東富士五湖道路によって中央自動車道とも連絡するなど、交通拠点性の高い地域となっています。

また、平成24年(2012年)4月の新東名高速道路御殿場JCT<sup>(※1)</sup>～三ヶ日JCT間の開通に続き、令和2年度(2020年度)には新御殿場IC<sup>(※2)</sup>～御殿場JCT間、令和5年度(2023年度)には秦野IC～新御殿場ICまでの開通が予定されているほか、国道138号須走道路・御殿場バイパス(西区間)の整備も進められ、更なる交通利便性の向上が期待されています。

さらに、首都圏と直結し、良好な自然環境に恵まれる環境にあることから、先端技術産業を中心とする内陸型工業や、研修・研究施設、観光レジャー施設、宿泊施設などが数多く進出しています。

#### <広域図>



【出典】御殿場市ホームページ(移住・定住関係)

(※1) 高速道路と高速道路を相互に接続するインターチェンジ。

(※2) 立体交差する道路相互間、または近接する道路相互間を連絡路によって立体的に接続する施設

## (2) 御殿場市の人口・世帯数

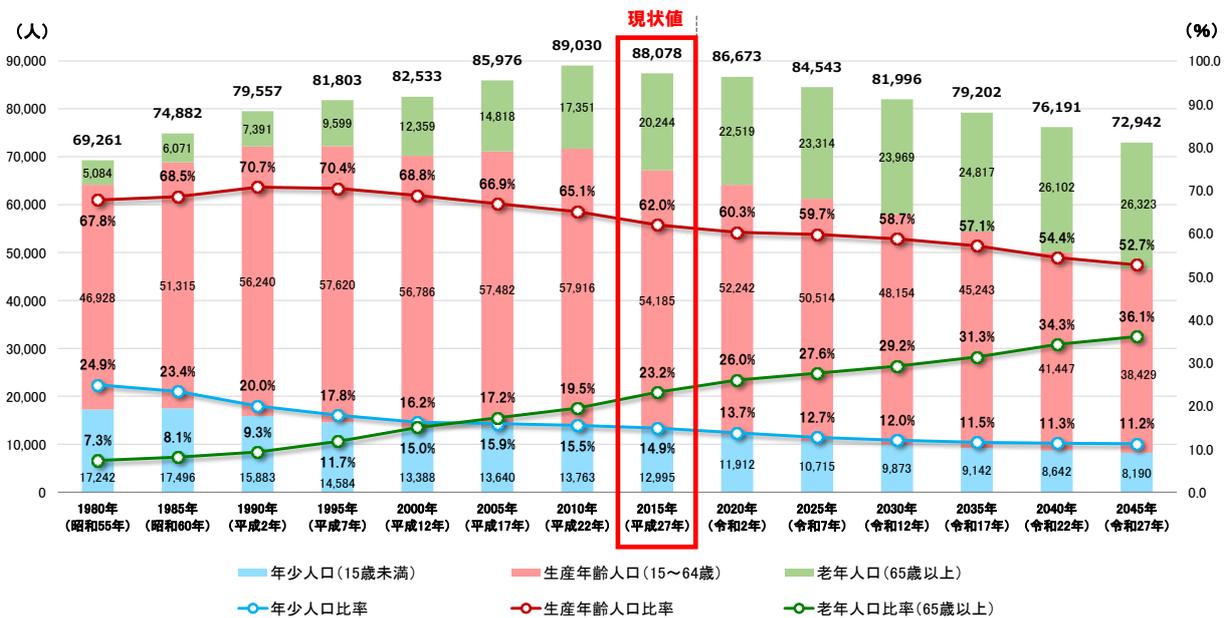
### 1) 人口推移

本市の総人口は、平成27年(2015年)時点で約8.8万人であり、平成22年(2010年)をピークに減少傾向を示しています。

また、平成27年(2015年)国勢調査における年齢3区分別人口の比率は、年少人口が14.9%、生産年齢人口が62.0%、老年人口が23.2%であり、老年人口は一貫した増加傾向、年少人口及び生産年齢人口は一貫した減少傾向を示しており、少子高齢化の進行がみられています。

なお、本市の人口の約46%が市街化区域内、約54%が市街化調整区域内に居住しています。

<御殿場市の人口推移>



※1980年～2015年の年齢不詳人口は表示していない

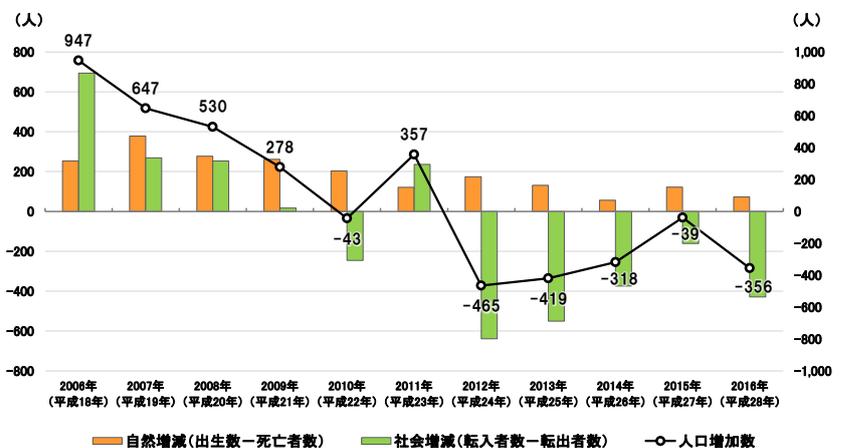
【出典】各年国勢調査(総務省統計局)、日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

### 2) 人口動態

本市の人口動態は、過去5年間(平成24年～平成28年)、社会減が自然増を上回っており、流出傾向にあります。

また、自然動態は過去10年間、出生数が死亡者数を上回っていますが、増加割合は徐々に下降しています。社会動態は過去5年間、転出者数が転入者数を上回っている状況にあります。

<御殿場市の人口増減>

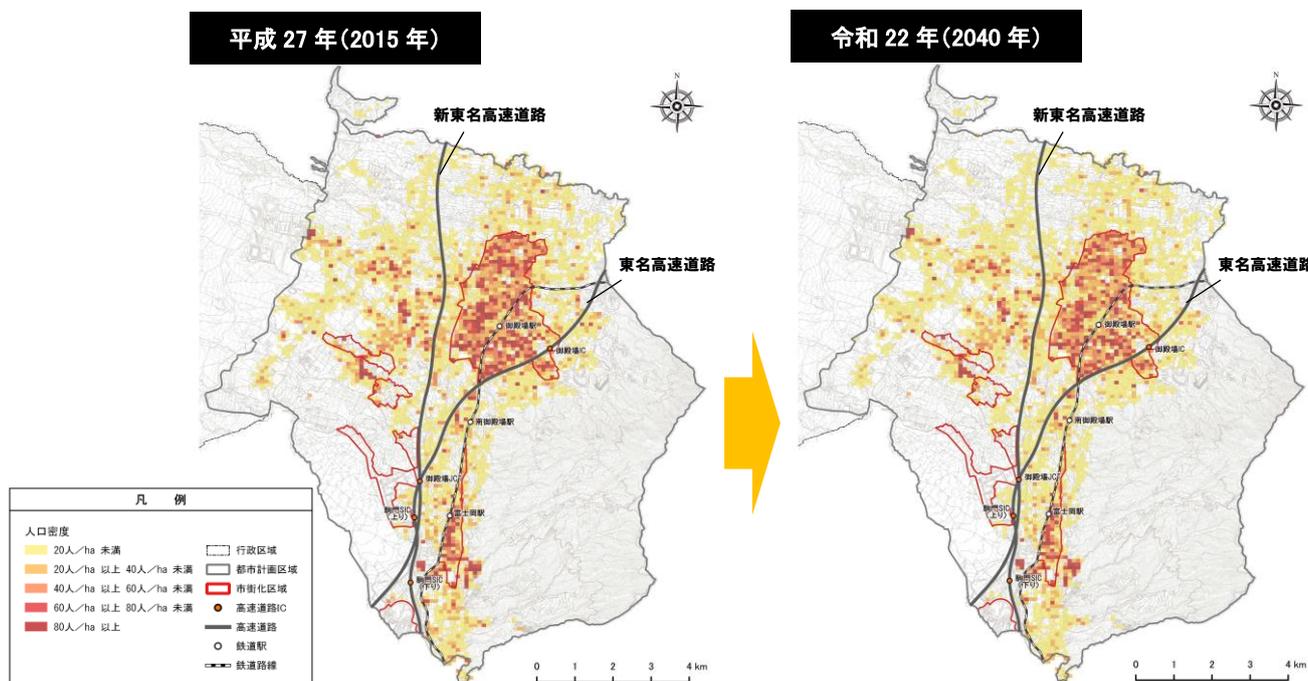


【出典】平成29年度都市計画基礎調査

### 3) 人口密度の分布

平成27年(2015年)時点で、市街化区域内のほか、市街化調整区域内においても人口密度の高いエリアが一部でみられています。令和22年(2040年)には、市全域での人口密度の低下がみられるものの、市街化区域内や市街化調整区域内の一部エリアでは、引き続き人口密度が高くなる見込みです。

<人口密度の推移(2015-2040)>

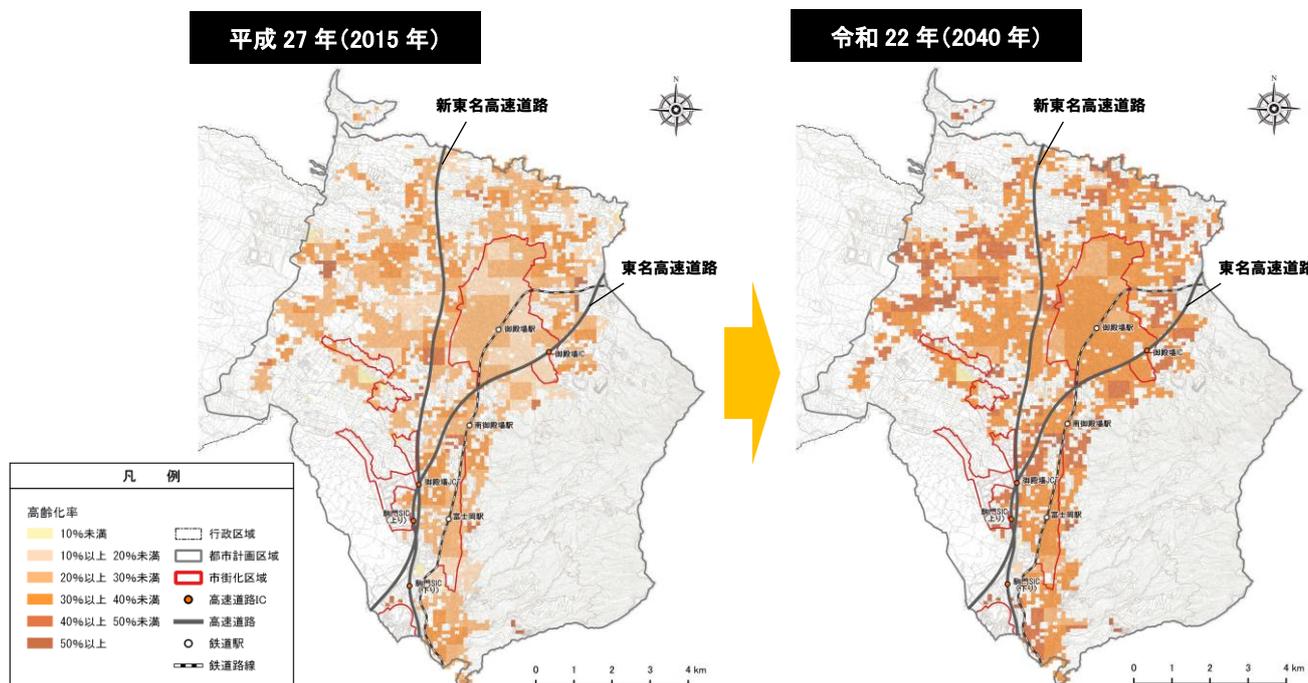


【出典】各年国勢調査(総務省統計局)、日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

### 4) 高齢化率の分布

平成27年(2015年)時点で、市全域において高齢化率20%台のエリアが大部分を占めていますが、令和22年(2040年)には、30%台のエリアが大部分となり、更なる高齢化の進行が伺えます。

<高齢化率の推移(2015-2040)>



【出典】各年国勢調査(総務省統計局)、日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

### 5) 世帯数の推移

本市の世帯数は、平成 27 年（2015 年）時点で約 3.2 万世帯であり、今後も増加傾向にあり、令和 12 年（2030 年）には、約 3.4 万世帯（+0.2 万世帯）まで増加する見込みです。

また、世帯数のうち高齢者世帯（単独世帯及び夫婦のみ世帯）は、人口の高齢化に伴い、増加する見込みです。

＜御殿場市の世帯数の推移＞



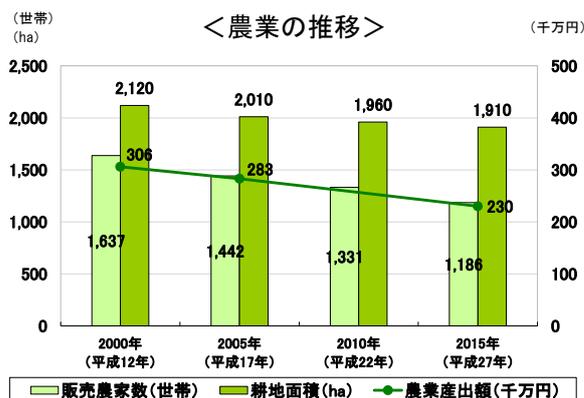
【出典】平成 27 年国勢調査（総務省統計局）  
 将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）

### (3) 御殿場市の産業

#### 1) 農業

本市の農業を取り巻く環境は厳しく、農家数、耕地面積、農業産出額ともに減少傾向にあります。

【出典】作物統計調査・生産農業所得統計  
市町村別農業産出額（推計）  
農林業センサス・世界農林業センサス



※平成19年～平成25年は農業産出額の調査項目が存在しないため、平成22年の値は空白としている。  
※平成27年については、市町村別農業産出額（推計）の値を用いる。

#### 2) 工業

本市の工業について、製造品出荷額等は増加傾向にあるものの、事業所数、従業者数は減少傾向にあります。

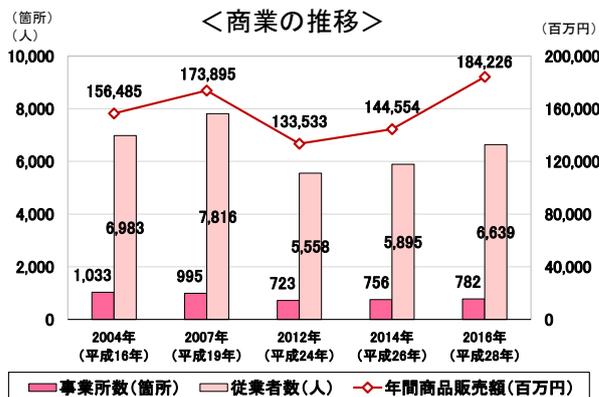
【出典】御殿場市統計書（平成29年度版）  
工業統計調査、経済センサス（製造業）



#### 3) 商業

本市の商業について、平成24年(2012年)以降、事業所数、従業者数、年間商品販売額とも増加傾向にあります。

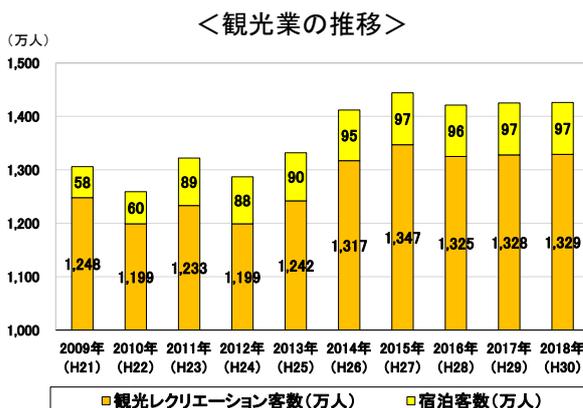
【出典】御殿場市統計書（平成29年度版）  
商業統計調査、経済センサス活動調査



#### 4) 観光業

本市の観光業について、平成24年(2012年)以降、観光レクリエーション客数、宿泊客数ともに増加傾向にあります。

【出典】御殿場市観光交流客数調査



## (4) 御殿場市の土地利用

### 1) 土地利用の状況

本市では、農地（田、畑）や山林などの自然的土地利用が約60%を占め、住宅用地や商業用地、工業用地などの都市的土地利用が約40%を占めています。

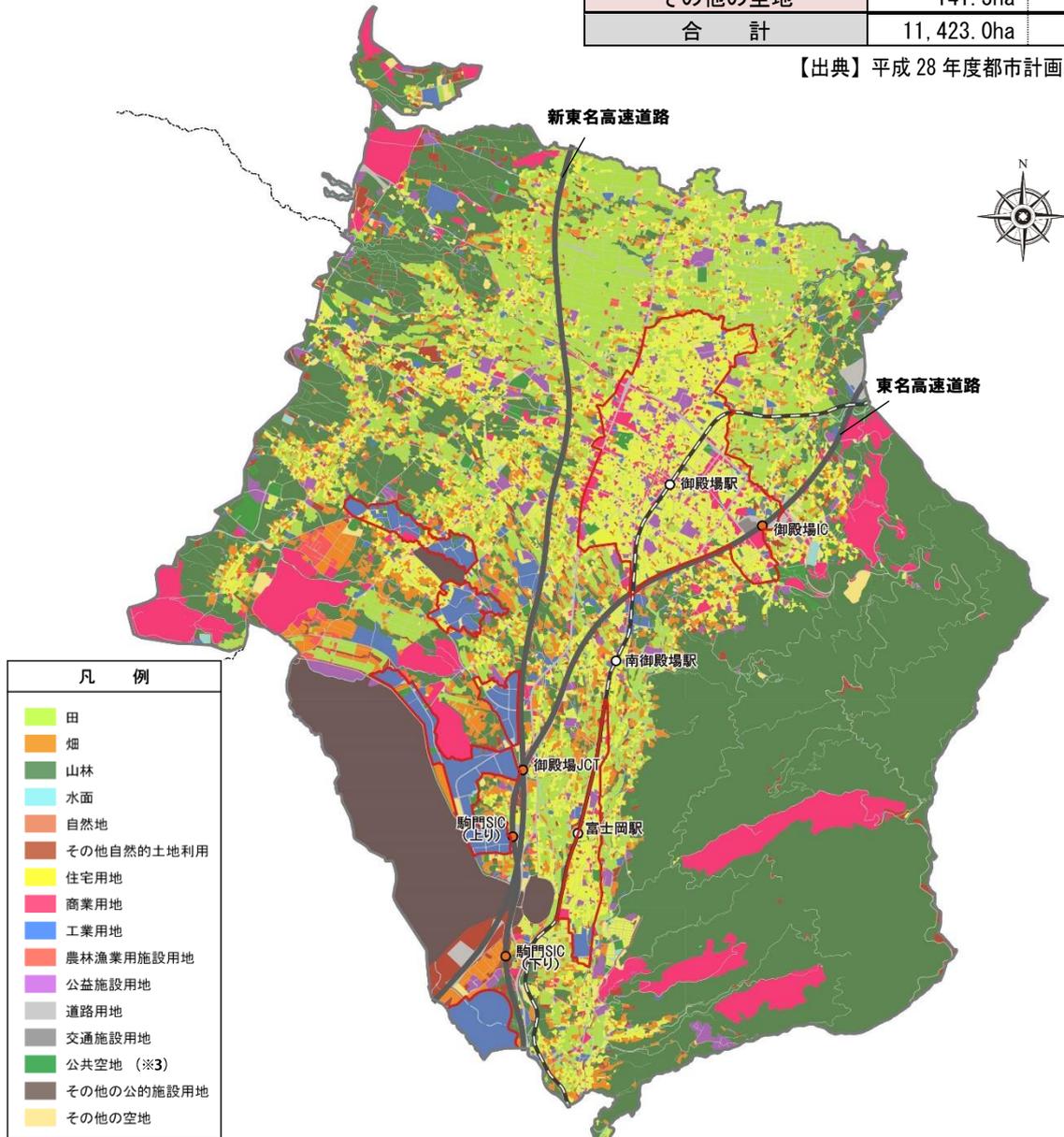
また特に、土地利用の種類では山林が37.7%で最も高く、次いで田が12.7%、住宅用地が11.4%を占めています。

＜土地利用の状況＞

土地利用状況	面積	割合
田	1,450.6ha	12.7%
畑	761.7ha	6.7%
山林	4,290.5ha	37.7%
水面 <sup>(※1)</sup>	118.2ha	1.0%
自然地	0.0ha	0.0%
その他自然的土地利用	278.1ha	2.4%
住宅用地	1,304.6ha	11.4%
商業用地	822.6ha	7.2%
工業用地	452.9ha	4.0%
農林漁業施設用地	53.0ha	0.5%
公共・公益施設用地 <sup>(※2)</sup>	358.4ha	3.1%
道路用地	756.5ha	6.6%
交通施設用地	27.8ha	0.2%
その他の公的施設用地	606.8ha	5.3%
その他の空地	141.3ha	1.2%
合計	11,423.0ha	100.0%

【出典】平成28年度都市計画基礎調査

＜土地利用状況図＞



(※1) 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面

(※2) 「公共・公益施設用地」は土地利用状況図の「公益施設用地」と「公共空地」の合計

(※3) 公園・緑地、広場、運動場、墓園

## 2) 市街地の整備状況

本市の市街地整備状況として、5つの土地区画整理事業が実施され、既にすべての事業が完了しています。また、市街地再開発事業として、JR 御殿場駅前において1地区が実施され、平成元年（1989年）に完了しています。

このほか、市街化調整区域内においても、大規模な住宅団地や工業団地などが開発・整備されています。

### <市街地の整備状況>

#### ■土地区画整理事業

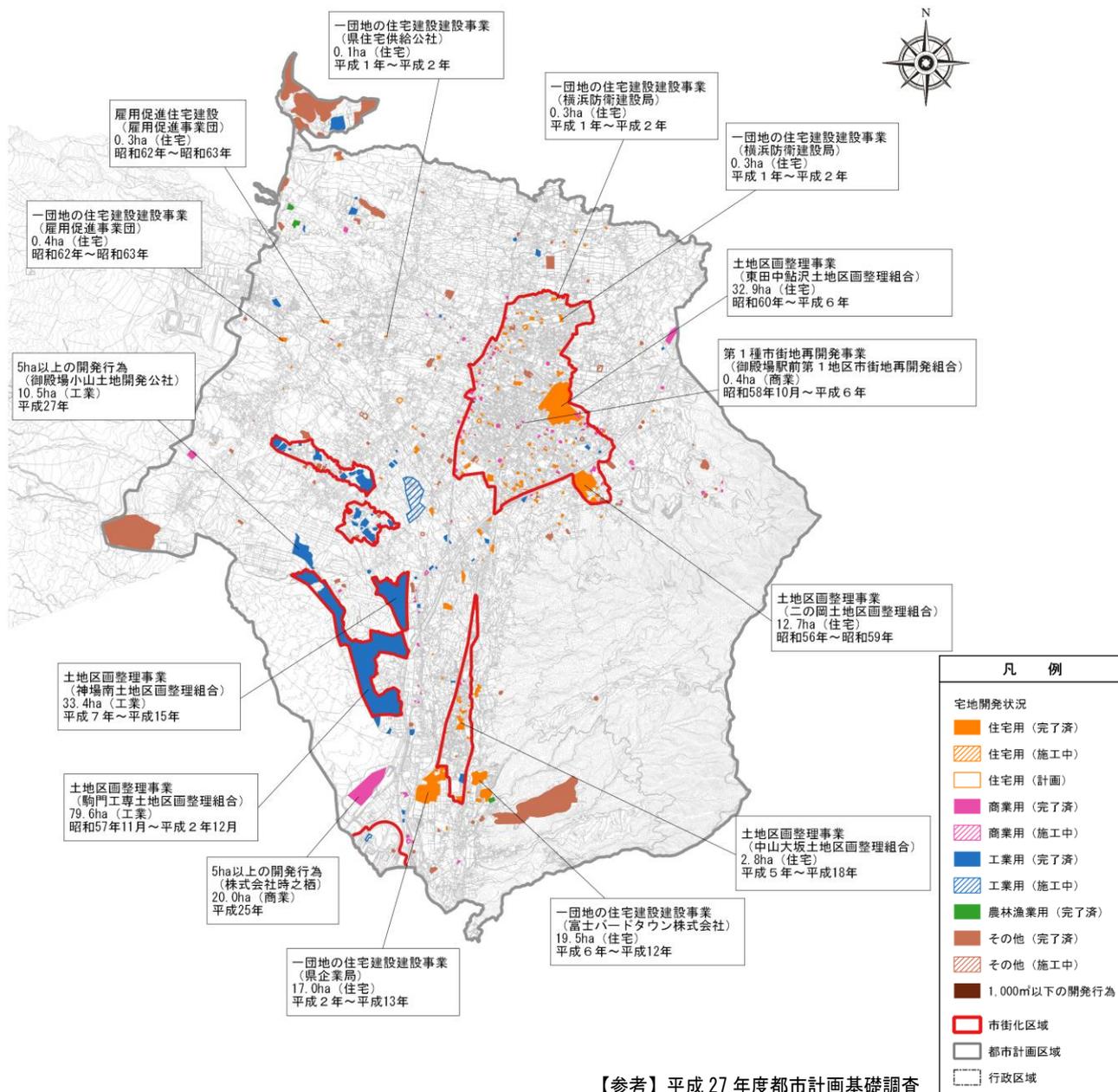
名称	面積	用途
二の岡	12.7ha	住宅
駒門工専	79.6ha	工業
東田中鮎沢	32.9ha	住宅
中山大坂	2.8ha	住宅
神場南	33.4ha	工業

#### ■市街地再開発事業

名称	内容	用途
御殿場駅前 B-1・C-1地区	第一種 市街地再開発事業 0.40ha	商業

【出典】平成27年度都市計画基礎調査  
2020 御殿場市の都市計画

### <宅地開発状況図>

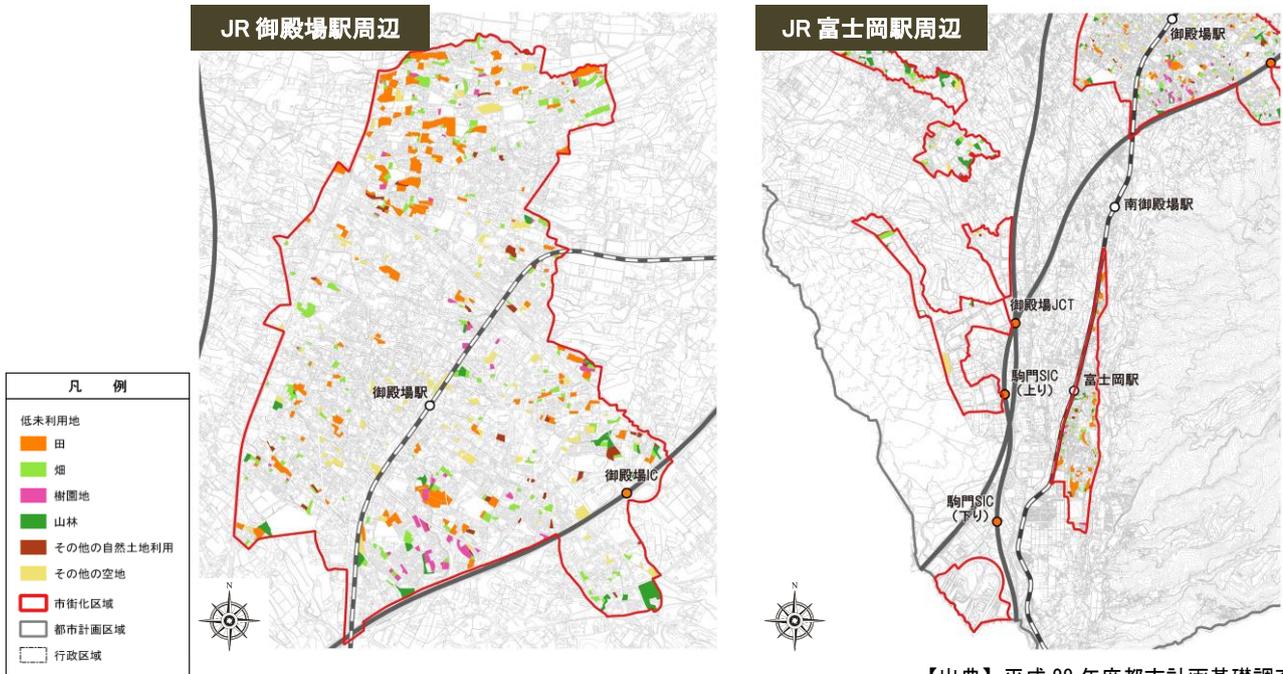


【参考】平成27年度都市計画基礎調査

### 3) 低未利用地の分布状況（市街化区域内）

本市の市街化区域内には、全体で約112haの低未利用地（田、畑、樹園地、山林、その他の自然的土地利用、その他の空地）が存在しており、JR 御殿場駅周辺や JR 富士岡駅周辺などの市街化区域の縁辺部にまとまって存在しています。

<市街化区域内の低未利用地の分布状況図>

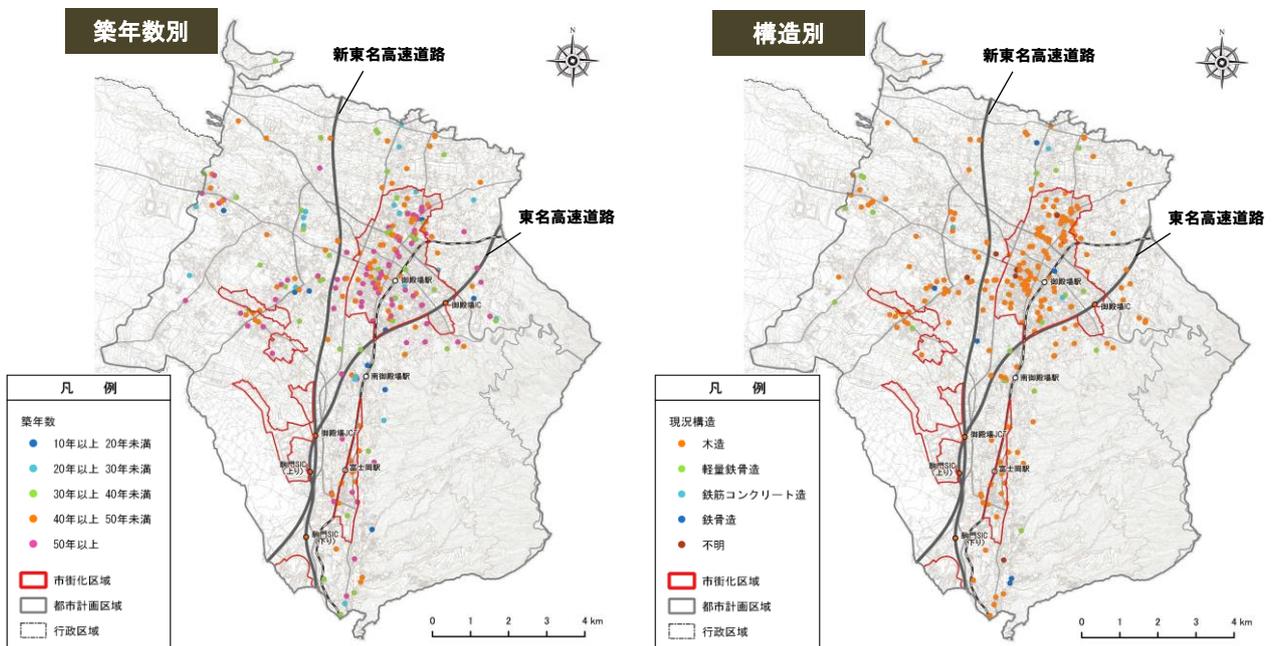


【出典】平成28年度都市計画基礎調査

### 4) 空き家の分布状況 ※一戸建て住宅及び併用住宅（共同住宅除く）

「御殿場市空家等対策計画（平成31年3月）」によると、本市の空き家総数は238戸あり、その多くがJR 御殿場駅周辺や JR 富士岡駅周辺に集中しています。また、築年数40年以上の空き家が約74%を占め、木造建物が約84%を占めています。

<空き家の分布状況図>



【出典】御殿場市空家等対策計画（平成31年3月）

(5) 御殿場市の法規制

1) 用途地域の指定状況

本市では、市街化区域内において12種類の用途地域<sup>(※1)</sup>を指定しており、住居系用途地域が約63%、商業系用途地域が約2%、工業系用途地域が約35%を占めています。

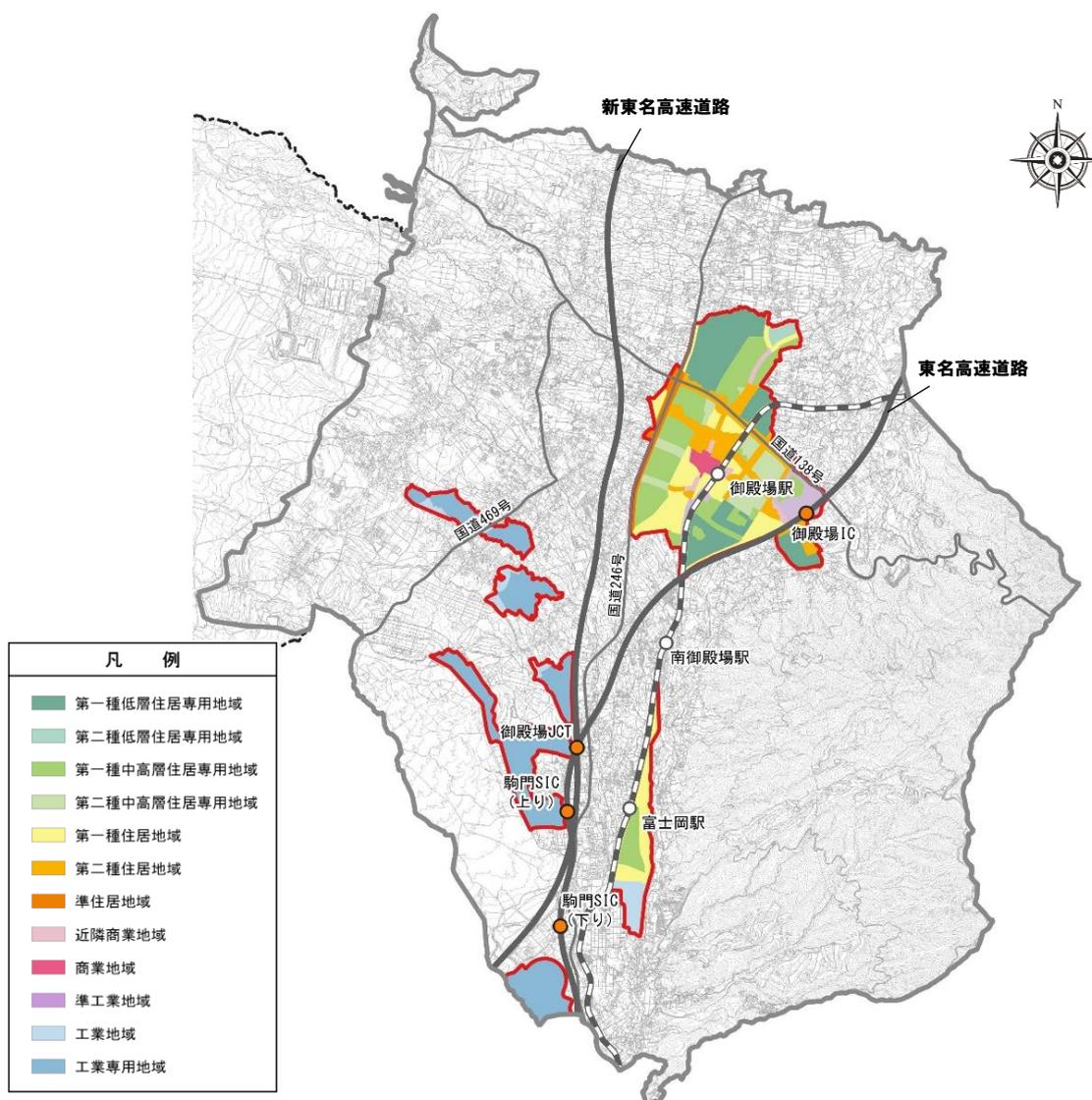
<用途地域の指定状況>

用途地域	面積	割合
第一種低層住居専用地域	164.0ha	14.4%
第二種低層住居専用地域	9.6ha	0.8%
第一種中高層住居専用地域	178.3ha	15.6%
第二種中高層住居専用地域	55.5ha	4.9%
第一種住居地域	171.2ha	15.0%
第二種住居地域	115.5ha	10.1%
準住居地域	24.0ha	2.1%
近隣商業地域	13.4ha	1.2%
商業地域	13.0ha	1.1%
準工業地域	43.0ha	3.8%
工業地域	51.1ha	4.5%
工業専用地域	301.1ha	26.4%
合計	1,139.6ha	100.0%

※面積・割合については、小数点第2位を四捨五入している関係上、合計値が一致しない可能性がある

【出典】平成27年度都市計画基礎調査  
2020 御殿場市の都市計画

<用途地域の指定状況図>



(※1)市街化区域の土地を13種類の利用用途に分け、どこにどんな規模・種類の建物を建てられるか定め、良好な都市環境と適正な都市機能を確保するもの

## 2) 地区計画等の指定状況

本市では、7地区で地区計画<sup>(※1)</sup>を指定しているほか、特別用途地区<sup>(※2)</sup>、高度地区<sup>(※3)</sup>、高度利用地区<sup>(※4)</sup>、準防火地域<sup>(※5)</sup>を指定しています。

### <地区計画等の指定状況>

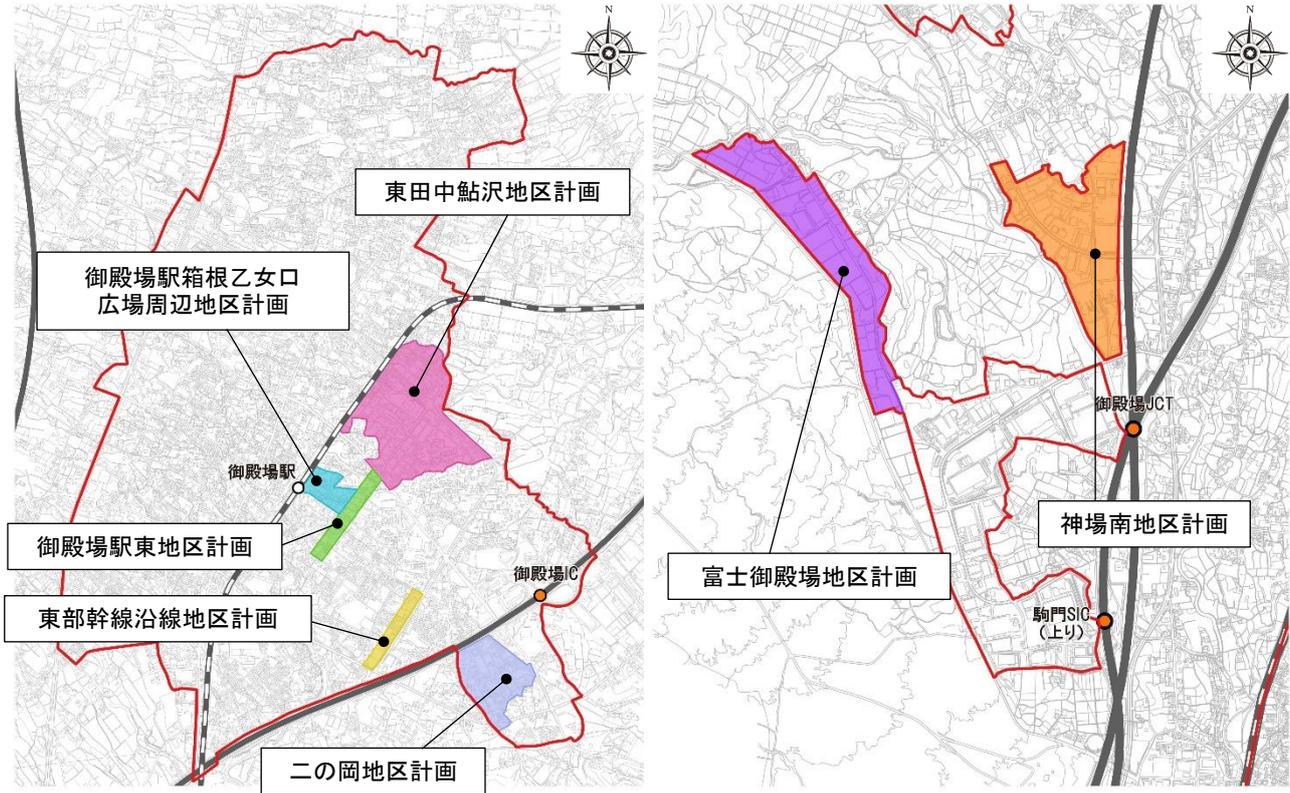
#### ■地区計画

地区計画名称	面積
二の岡地区計画	12.5ha
東田中鮎沢地区計画	32.9ha
神場南地区計画	33.4ha
東部幹線沿線地区計画	3.0ha
御殿場駅東地区計画	4.4ha
富士御殿場地区計画	33.2ha
御殿場駅箱根乙女口広場周辺地区計画	3.9ha

#### ■その他

その他地域地区名称		面積
特別用途地区	特別業務地区	30.8ha
	大規模集客施設制限地区	43.0ha
高度地区（最高限度）		5.5ha
高度利用地区 （御殿場駅前第1地区）		0.8ha
準防火地域 （商業地域と近隣商業地域全域）		26.3ha

### <地区計画区域 位置図>



【出典】平成27年度都市計画基礎調査  
2020 御殿場市の都市計画

- (※1) 地区レベルのきめ細かいまちづくりを目的とする都市計画
- (※2) 特別の目的から土地利用の増進や環境の保護などを図るために、用途地域の指定を補完して定める地区
- (※3) 良好な住環境を保護するため、建物の高さの制限を定めた地区
- (※4) 市街地における土地の合理的な有効利用を図るため、建築面積の最低限度、建蔽率の最高限度、容積率の最高・最低限度、壁面の位置の制限などを定めた地区
- (※5) 建築密度の高い市街地において、建造物の不燃化を図り、火災の発生を防止する地域

### 3) 農業関連法の指定状況

本市の市街化調整区域のほぼ全域に、農業振興地域<sup>(※1)</sup>が指定されており、そのうち北部や西部を中心として、農用地区域<sup>(※2)</sup>を指定しています。

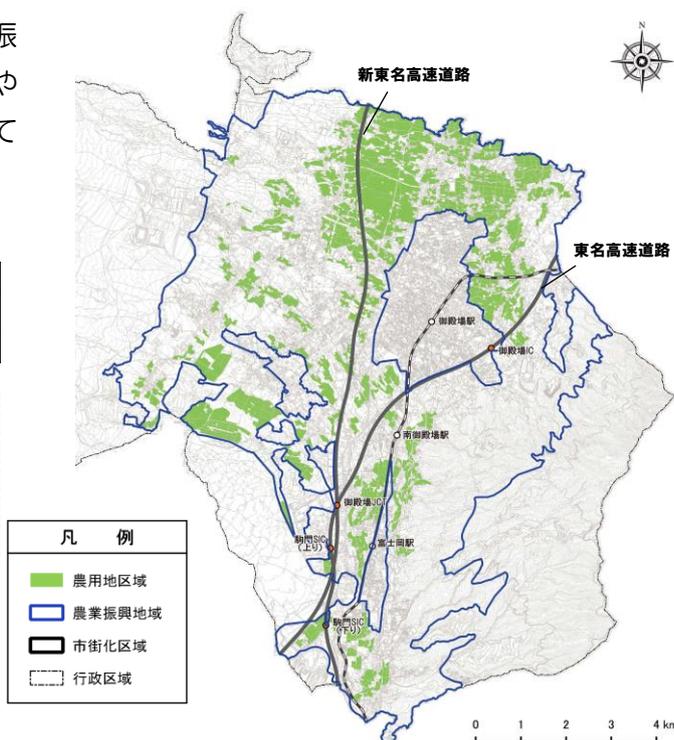
#### ■農業関連法

指定状況	面積
農業振興地域	10,344.0ha
農用地区域	1,351.8ha

(※1) 今後、概ね10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域(県指定)

(※2) 農業振興地域内において集团的に存在する農地や生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定されたもの(市指定)

＜農業関連法の指定状況図＞



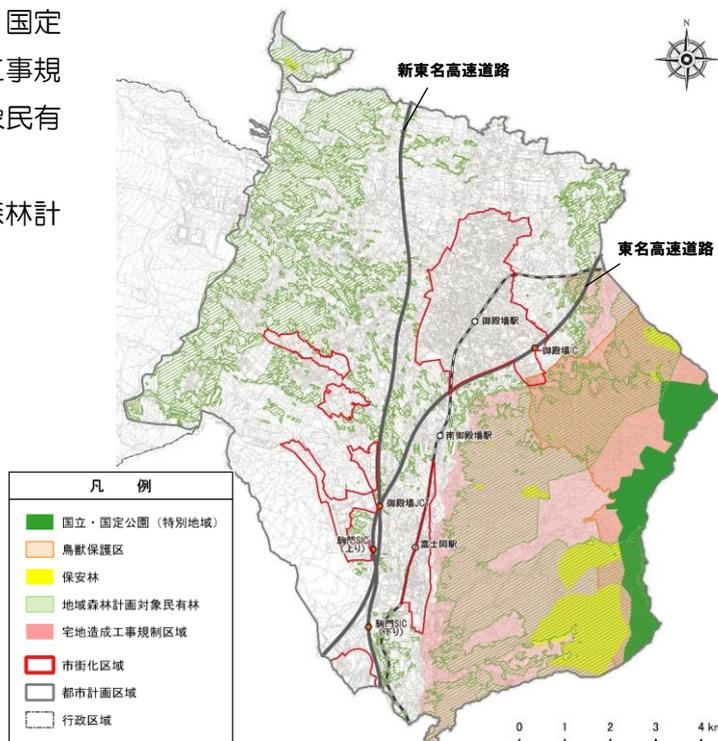
【出典】平成27年度都市計画基礎調査  
御殿場市資料

### 4) 森林法、自然公園法等の指定状況

東部の箱根外輪山の山林を中心に、国立・国定公園(特別地域)や鳥獣保護区、宅地造成工事規制区域<sup>(※3)</sup>、保安林<sup>(※4)</sup>、地域森林計画対象民有林<sup>(※5)</sup>が指定されています。

また、西部の富士山麓の山林にも地域森林計画対象民有林が指定されています。

＜森林法・自然公園法等の指定状況図＞



【出典】平成27年度・平成28年度都市計画基礎調査

(※3) 宅地造成に伴う「がけ崩れ」または「土砂の流出」などの災害を防止するために、一定規模以上の宅地造成工事を行う場合に市長の許可が必要な区域

(※4) 水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林

(※5) 森林法第5条の規定により都道府県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林

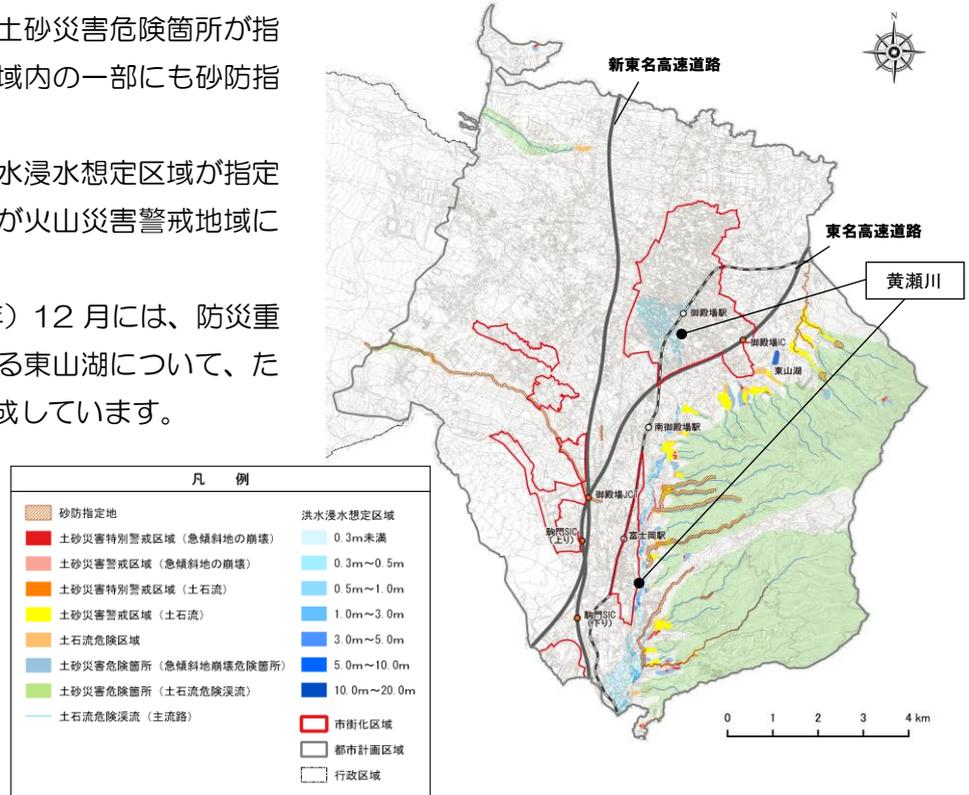
### 5) 災害関連法の指定状況

東部の箱根外輪山の山林を中心に、土砂災害警戒区域や砂防指定地、土砂災害危険箇所が指定されており、市街化区域内の一部にも砂防指定地が指定されています。

また、黄瀬川周辺に洪水浸水想定区域が指定されているほか、市全域が火山災害警戒地域に指定されています。

平成30年(2018年)12月には、防災重点ため池に指定されている東山湖について、ため池ハザードマップを作成しています。

<災害関連法の指定状況図>



【出典】平成27年度都市計画基礎調査  
静岡県GIS/静岡県統合基盤地理情報システム  
洪水浸水想定区域図(静岡県)



地域防災訓練の様子

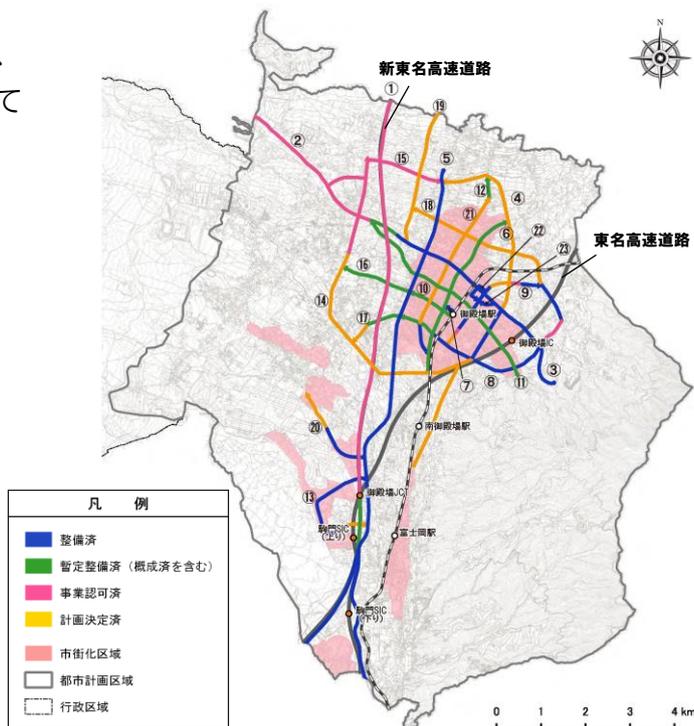
## (6) 御殿場市の都市施設・都市機能の状況

### 1) 都市計画道路の整備状況

平成31年(2019年)3月末時点において、本市には23路線の都市計画道路が決定されており、整備率は約41%となっています。

都市計画道路の名称	
① 第二東名自動車道	⑬ 駒門西部幹線
② 御殿場須走線	⑭ 御殿場高根線
③ 深沢中畑線	⑮ 高根西部幹線
④ 東部幹線	⑯ 茱萸沢中畑線
⑤ 高根富士岡線	⑰ 川島田保土沢線
⑥ 御殿場小山線	⑱ 北久原幹線
⑦ 御殿場駅前通り線	⑲ 茱萸沢上小林線
⑧ 御東原循環線	⑳ 神場板妻線
⑨ 新橋深沢線	㉑ 永原高根線
⑩ 新橋茱萸沢線	㉒ 東田中鮎沢1号線
⑪ 東田中仁杉線	㉓ 東田中鮎沢2号線
⑫ 清後山の尻線	

＜都市計画道路の整備状況図＞



【参考】平成27年度都市計画基礎調査  
2020 御殿場市の都市計画

### 2) 公共交通（鉄道・バス）の運行状況

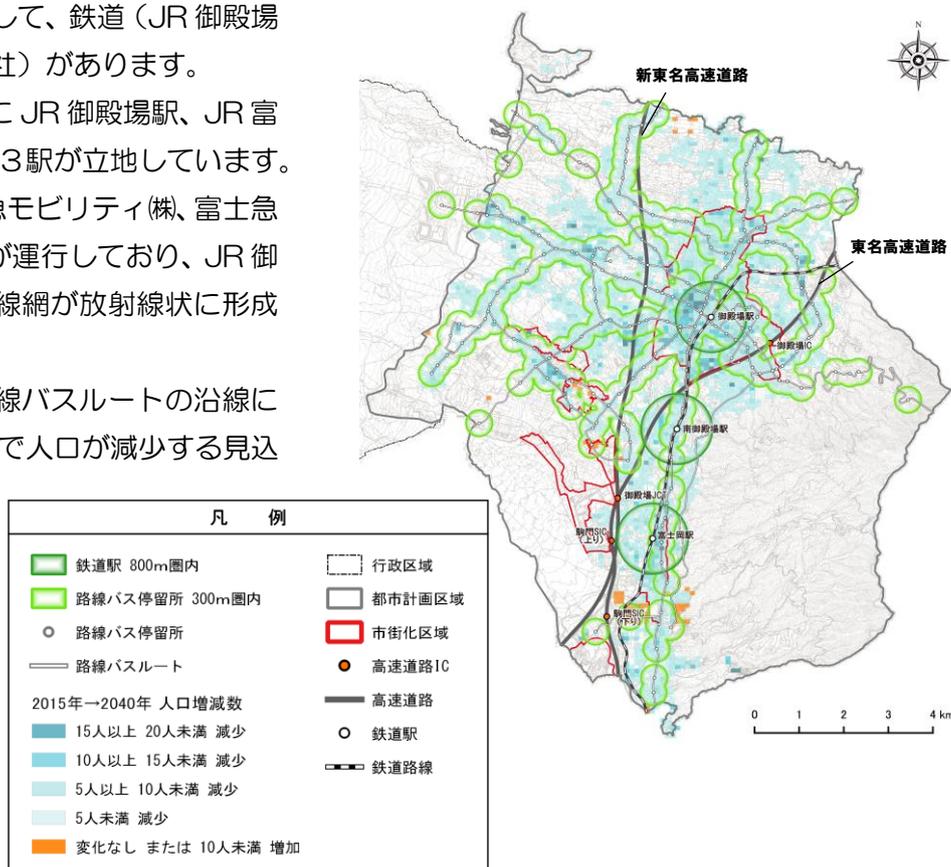
本市の公共交通機関として、鉄道（JR 御殿場線）と民間路線バス（3社）があります。

鉄道については、市内にJR 御殿場駅、JR 富士岡駅、JR 南御殿場駅の3駅が立地しています。

民間路線バスは、富士急モビリティ(株)、富士急バス(株)、箱根登山バス(株)が運行しており、JR 御殿場駅を中心として、路線網が放射線状に形成されています。

また、鉄道駅周辺や路線バスルートの沿線においては、今後、ほぼ全域で人口が減少する見込みです。

＜公共交通のネットワーク図＞



【出典】平成27年国勢調査（総務省統計局）  
日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）  
御殿場市ホームページ

### 3) 都市公園の指定状況

平成31年(2019年)3月末時点で、都市計画公園として、街区公園が6箇所、近隣公園が2箇所、地区公園が1箇所、総合公園が1箇所決定されています。また、都市計画公園以外の都市公園は79箇所あり、市民一人当たりの公園面積は約3.75㎡となっています。

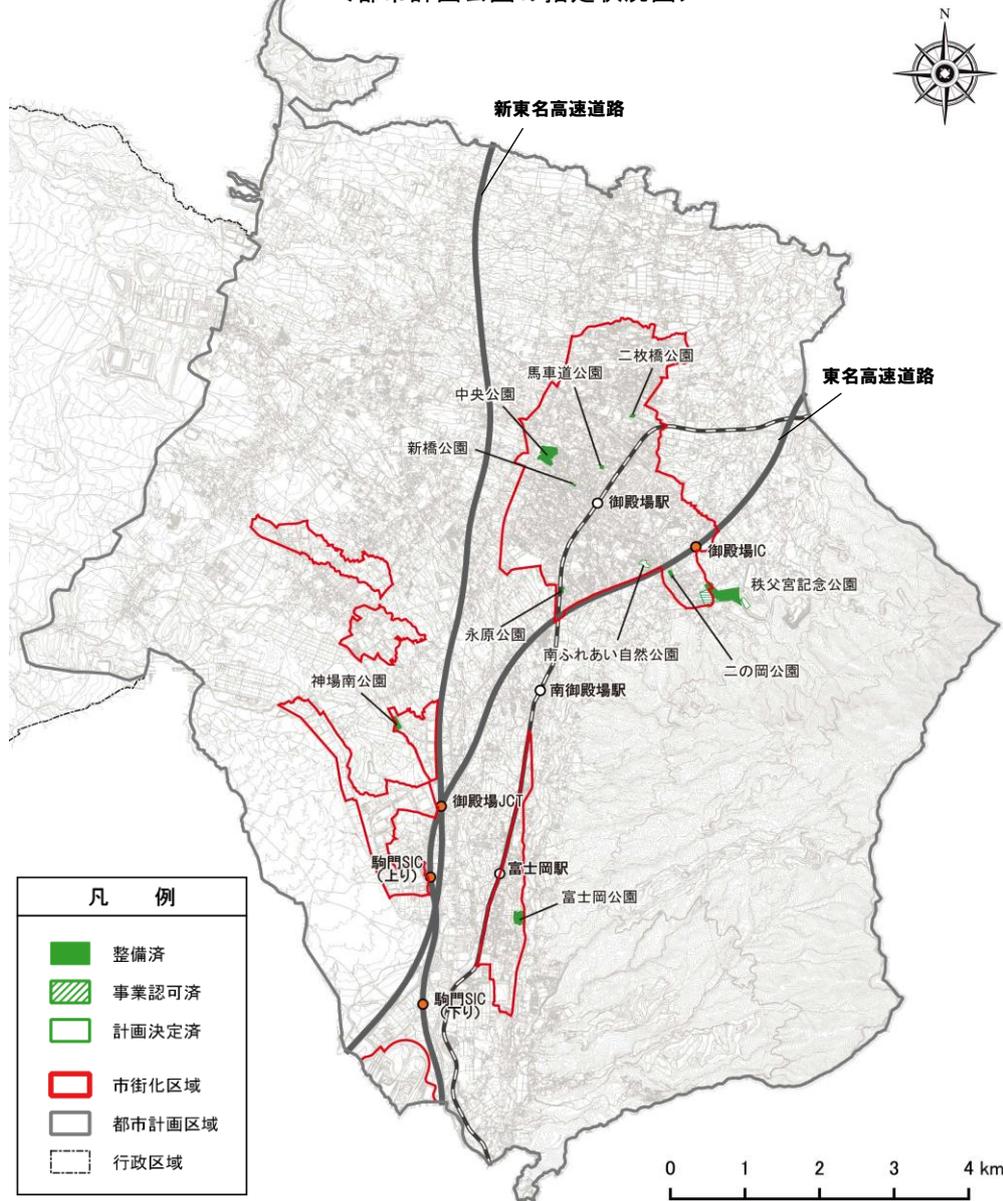
<都市計画公園の指定状況図>

■都市公園の種類と公園名

種別	概要	公園名
街区公園	主として、街区内に居住する者が利用することを目的とする公園。1箇所あたり面積0.25haを標準として配置。	新橋公園、馬車道公園、二の岡公園、二枚橋公園、永原公園、南ふれあい自然公園
近隣公園	主として、近隣に居住する者が利用することを目的とする公園。1箇所あたり面積2haを標準として配置。	富士岡公園、神場南公園
地区公園	主として、徒歩圏内に居住する者が利用することを目的とする公園。1箇所あたり面積4haを標準として配置。	中央公園
総合公園	都市住民全般の休息、緩衝、運動等総合的な利用を目的とする公園。都市規模に応じて、1箇所あたり面積10ha~50haを標準として配置。	秩父宮記念公園

【出典】平成27年度都市計画基礎調査  
2020 御殿場市の都市計画

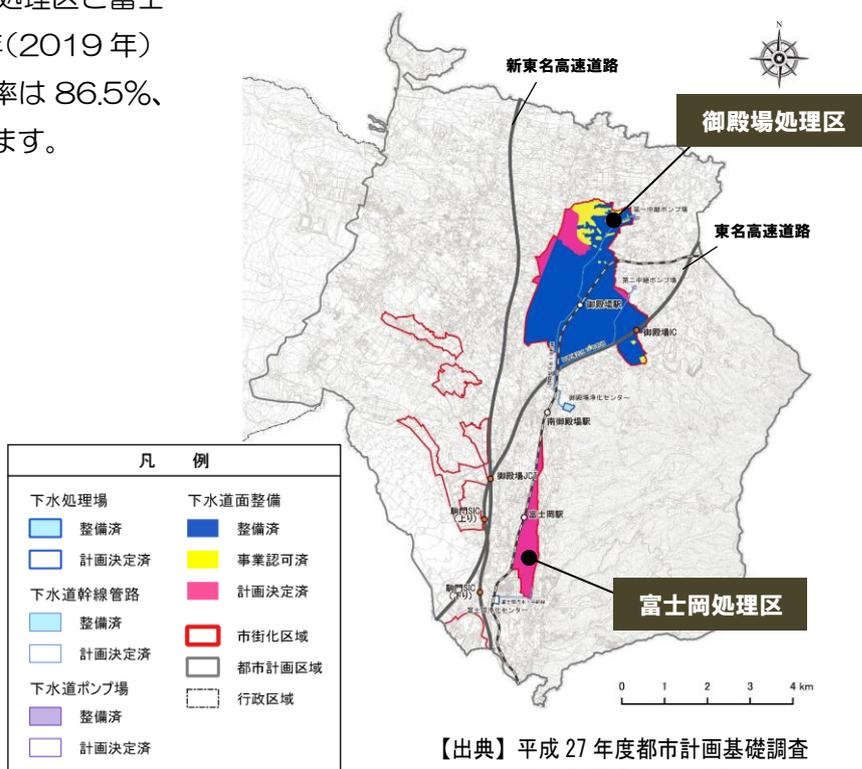
<都市計画公園の指定状況図>



#### 4) 下水道の整備状況

本市の下水道処理区は、御殿場処理区と富士岡処理区の2つがあり、平成31年(2019年)3月末時点で、御殿場処理区整備率は86.5%、富士岡処理区は未整備となっています。

<下水道の整備状況図>

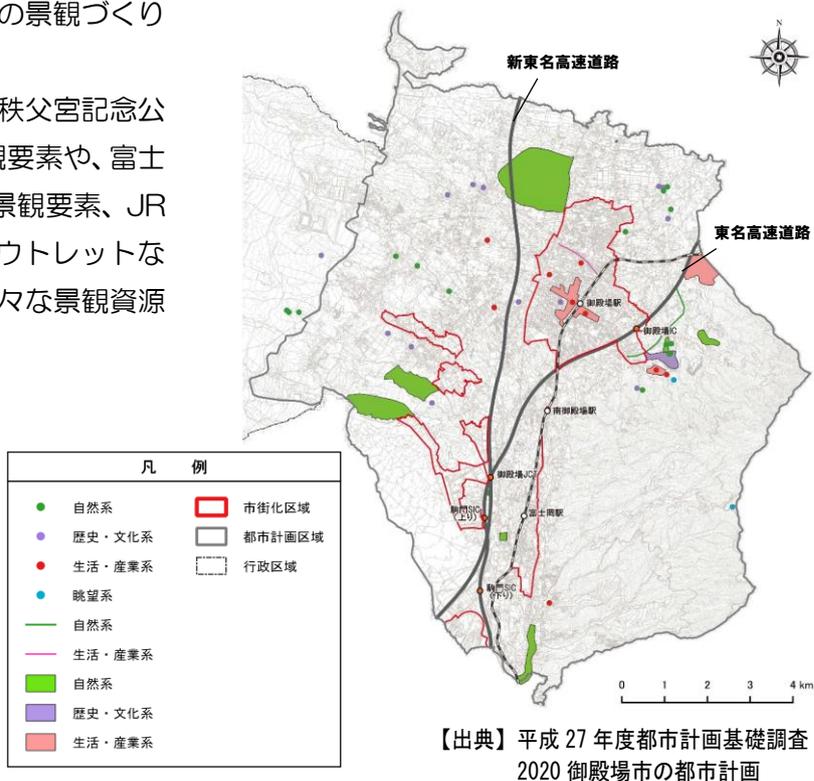


#### 5) 景観資源の分布状況

本市は景観行政団体<sup>(※1)</sup>として、「景観計画」や「総合景観条例」を制定し、独自の景観づくりを推進しています。

市内には、浅間神社や深沢城跡、秩父宮記念公園をはじめとする歴史・文化系景観要素や、富士山や美しい田園風景などの自然系景観要素、JR御殿場駅や御殿場プレミアム・アウトレットなどの生活・産業系景観要素など、様々な景観資源が豊富に存在しています。

<景観資源の分布状況図>



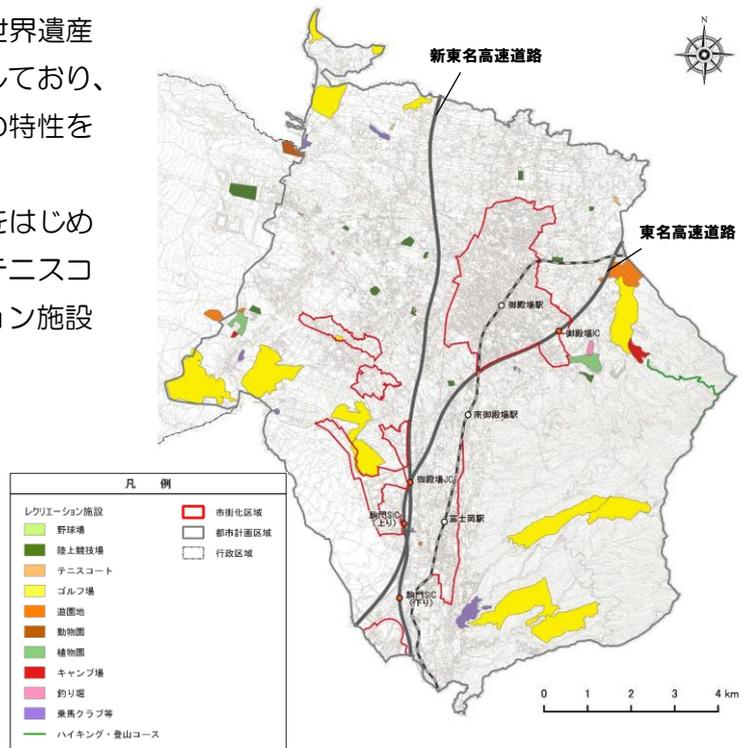
(※1) 景観法に基づく地方自治体のこと。景観計画の策定・変更や景観計画に基づく行為の規制、景観協議会の設立・運営、景観整備機構の指定などを行う

### 6) 観光・レクリエーション施設

本市は、豊かな自然的環境に恵まれ、世界遺産富士山の優れた景観や文化的資産を有しており、観光・レクリエーションの拠点としての特性を有しています。

また、本市には、富士山や箱根外輪山をはじめとする自然環境をはじめ、ゴルフ場やテニスコート、乗馬クラブなどのレクリエーション施設も豊富に立地しています。

<観光資源の分布状況図>



【出典】平成27年度都市計画基礎調査

### 7) 都市機能の集積状況

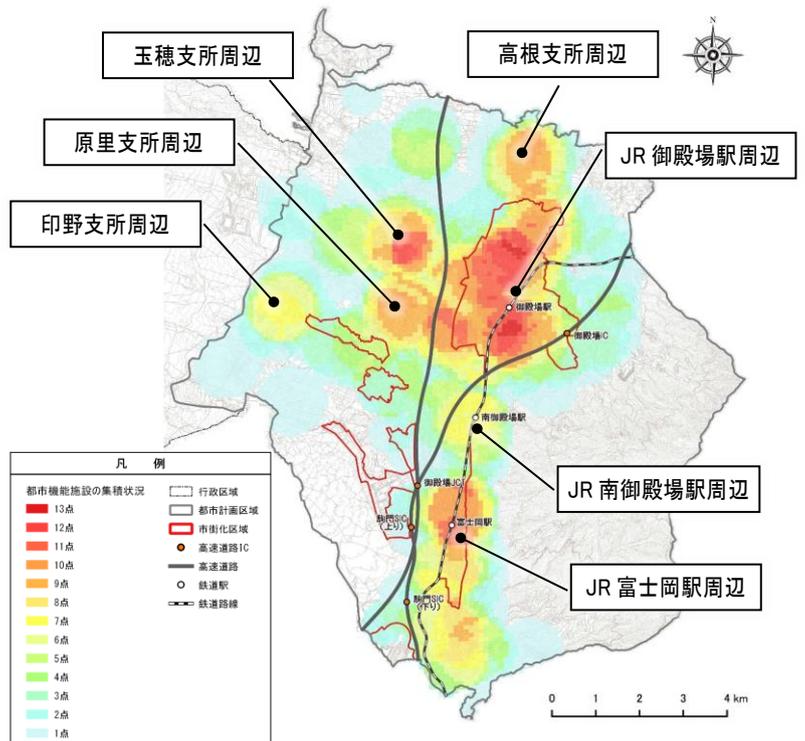
市内における生活の利便性を検証するため、本市における都市機能（施設）の立地状況を重ね、点数化による分析・整理を行いました。

本市の都市機能の分布状況を見ると、市街化区域内のJR御殿場駅周辺やJR富士岡駅周辺において特に高い都市機能の集積状況がみられるほか、市街化調整区域内の各支所周辺（既存集落地）においても比較的高い都市機能の集積状況がみられることがわかります。

<都市機能の集積状況図>

#### ■都市機能（施設）の内訳

都市機能（施設）	点数
①市役所（支所等）	1点
②高齢者福祉施設	1点
③地域包括支援センター	1点
④保育施設	1点
⑤児童館・子育て支援センター	1点
⑥スーパーマーケット	1点
⑦ドラッグストア・コンビニ	1点
⑧病院・診療所	1点
⑨金融機能施設	1点
⑩市民会館・公民館	1点
⑪図書館	1点
⑫コミュニティ施設・交流センター	1点
⑬小学校・中学校	1点
⑭高等学校	1点
合計（最大）	14点



### 8) 都市構造の比較分析

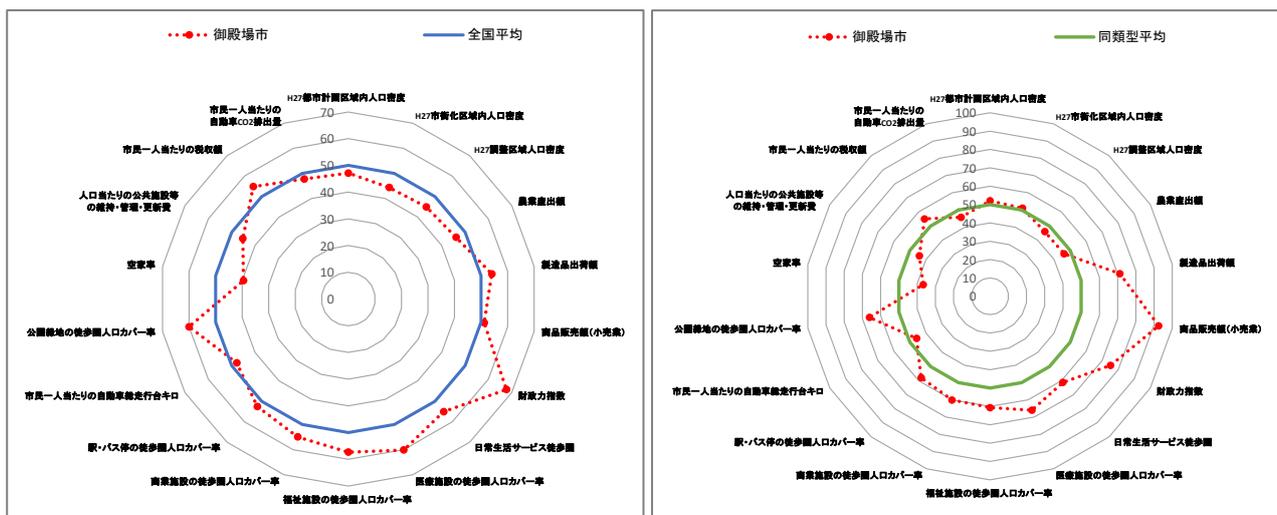
国土交通省の「都市のモニタリングシート」を活用し、他都市との都市構造の比較分析を行いました。

全国平均及び全国と同類型都市との比較では、「産業（工業・商業）」や「財政」、「生活利便性」の面において優れているものの、「産業（農業）」の面では劣っていることがわかります。

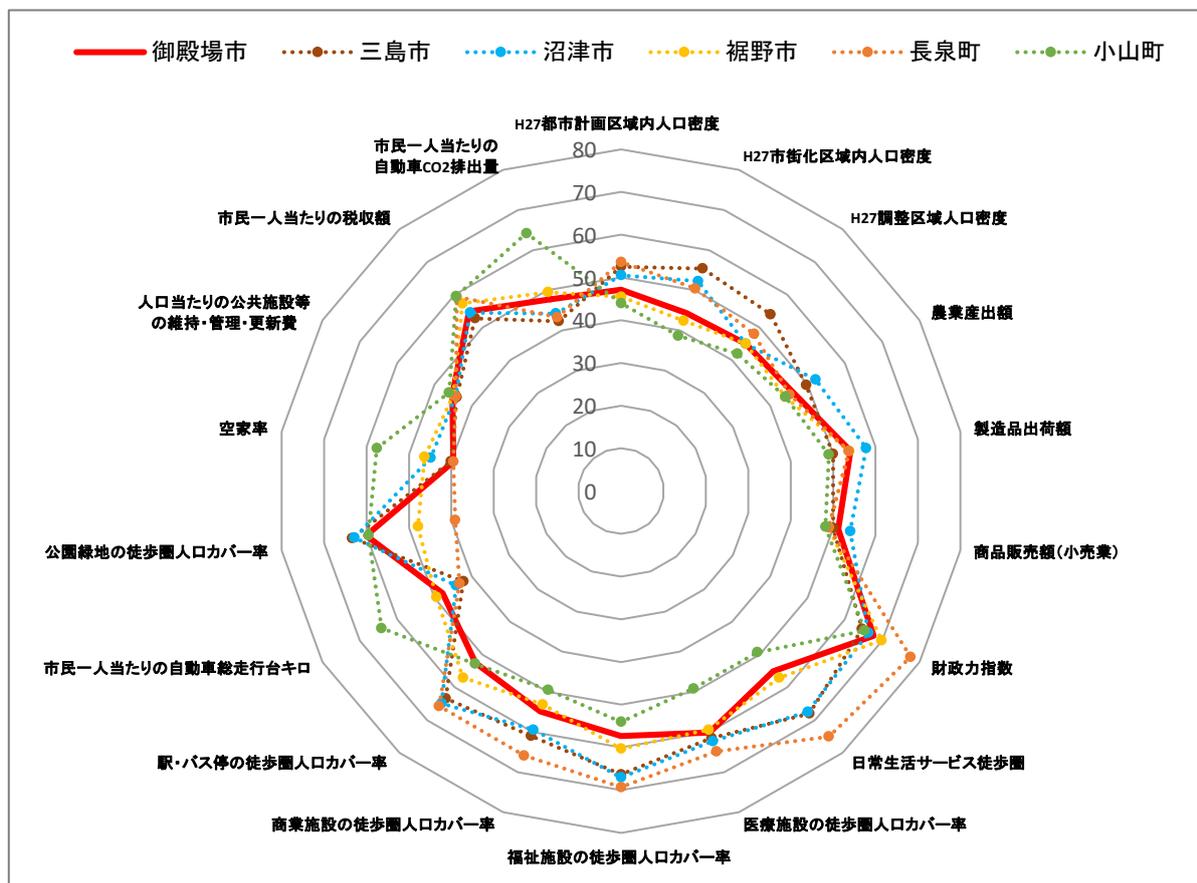
また、県内の近隣5都市との比較では、「産業（工業・商業）」や「空き家率」の面では優れている一方、「生活利便性」や「駅・バス利便性」の面では劣っていることがわかります。

<全国都市（平均）との比較（偏差値）>

<同類型都市（平均）との比較（偏差値）>



<県内近隣都市との比較（偏差値）>



【出典】都市のモニタリングシート（国土交通省）

### 3-2. 市民ニーズの把握

#### (1) 市民意識調査の実施

本市の将来のまちづくりや土地利用のあり方に関する市民の意向を把握し、本計画に反映していくために、市内居住者を対象に、市民意識調査（アンケート調査）を実施しました。

＜市民意識調査の実施概要＞

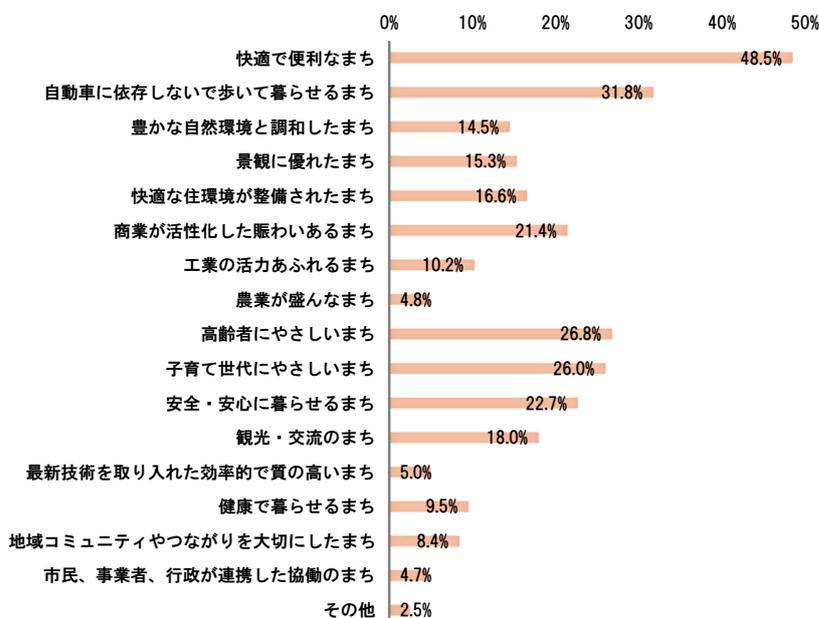
調査期間	令和元年（2019年）7月24日（水）～令和元年（2019年）8月9日（金）														
調査対象	本市内に居住する満18歳以上の2,000人（無作為抽出）														
回収率	36.2%（724/2,000）														
調査対象 範囲	市内の都市計画区域内														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>自治会（区）名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御殿場地域</td> <td>御殿場・深沢・東山・東田中・二の岡・鮎沢・新橋・湯沢・萩原・二枚橋・西田中・北久原・仁杉・栢ノ木・永原</td> </tr> <tr> <td>富士岡地域</td> <td>竈・萩蕪・沼田・二子・中山上・中山下・風穴・中清水・駒門・大坂・町屋・高内・尾尻・神山・富士見原</td> </tr> <tr> <td>原里地域</td> <td>川島田・森之腰・杉名沢・神場・板妻・保土沢・永塚・北畑・大沢・矢崎</td> </tr> <tr> <td>玉穂地域</td> <td>茱萸沢下・茱萸沢上・中畑東・中畑北・中畑南・中畑西・川柳</td> </tr> <tr> <td>印野地域</td> <td>小木原・時之栖・印野</td> </tr> <tr> <td>高根地域</td> <td>塚原・六日市場・美乃和・清後・山之尻・柴怒田・上小林・水土野・古沢</td> </tr> </tbody> </table>	地域	自治会（区）名	御殿場地域	御殿場・深沢・東山・東田中・二の岡・鮎沢・新橋・湯沢・萩原・二枚橋・西田中・北久原・仁杉・栢ノ木・永原	富士岡地域	竈・萩蕪・沼田・二子・中山上・中山下・風穴・中清水・駒門・大坂・町屋・高内・尾尻・神山・富士見原	原里地域	川島田・森之腰・杉名沢・神場・板妻・保土沢・永塚・北畑・大沢・矢崎	玉穂地域	茱萸沢下・茱萸沢上・中畑東・中畑北・中畑南・中畑西・川柳	印野地域	小木原・時之栖・印野	高根地域	塚原・六日市場・美乃和・清後・山之尻・柴怒田・上小林・水土野・古沢
	地域	自治会（区）名													
	御殿場地域	御殿場・深沢・東山・東田中・二の岡・鮎沢・新橋・湯沢・萩原・二枚橋・西田中・北久原・仁杉・栢ノ木・永原													
	富士岡地域	竈・萩蕪・沼田・二子・中山上・中山下・風穴・中清水・駒門・大坂・町屋・高内・尾尻・神山・富士見原													
	原里地域	川島田・森之腰・杉名沢・神場・板妻・保土沢・永塚・北畑・大沢・矢崎													
	玉穂地域	茱萸沢下・茱萸沢上・中畑東・中畑北・中畑南・中畑西・川柳													
印野地域	小木原・時之栖・印野														
高根地域	塚原・六日市場・美乃和・清後・山之尻・柴怒田・上小林・水土野・古沢														

## (2) 市民意識調査の実施結果（抜粋）

市民意識調査の実施結果は以下の通りです。

### ◆御殿場市の将来のまちのイメージについて

○市民が求める将来のまちの姿として、「快適で便利なまち」が最も高く、次いで「自動車に依存しないで歩いて暮らせるまち」、「高齢者にやさしいまち」、「子育て世代にやさしいまち」の順となっています。



### ◆都市拠点・地域拠点に必要な施設について

○市民が市内の各拠点に求める施設は、下表の通りとなっています。

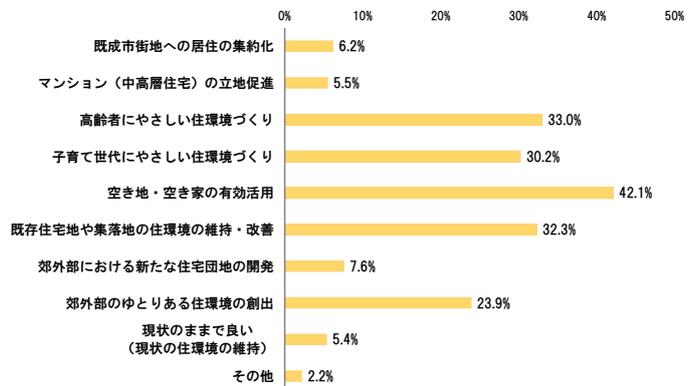
○御殿場地域や御殿場市役所周辺など、市の中心部では商業機能をはじめ、多様な都市機能の充実が求められています。一方、周辺地域では、医療施設や高齢者福祉施設の充実が求められています。

拠点区分	地域	1位	2位	3位
都市拠点	御殿場地域	ショッピングセンター	小売店舗	観光施設
地域拠点	御殿場市役所周辺	文化・教育施設	子育て支援施設	高齢者福祉施設
	富士岡支所周辺	医療施設	ショッピングセンター	子育て支援施設 高齢者福祉施設
	原里支所周辺	医療施設	高齢者福祉施設	公園・広場
	玉穂支所周辺	医療施設	高齢者福祉施設	文化・教育施設
	印野支所周辺	高齢者福祉施設	医療施設	小売店舗
	高根支所周辺	医療施設	ショッピングセンター	今のままで良い

◆今後の土地利用について

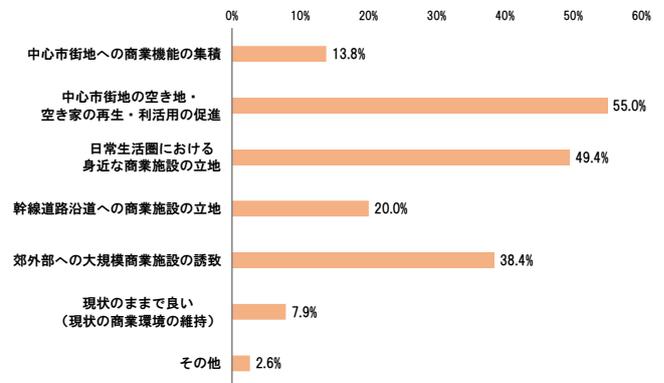
<住宅地（住環境）>

○今後の住環境整備として、「空き地・空き家の有効活用」や「高齢者にやさしい住環境づくり」、「既存住宅地や集落地の住環境の維持・改善」、「子育て世代にやさしい住環境づくり」などが求められています。



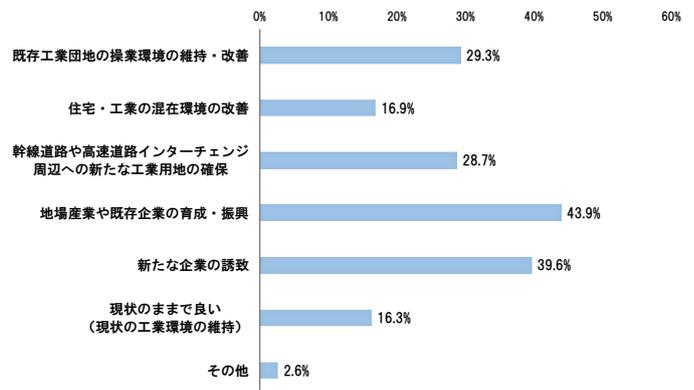
<商業地（商業環境）>

○今後の商業環境整備として、「中心市街地の空き地・空き家の再生・利活用の促進」や「日常生活圏における身近な商業施設の立地」、「郊外部への大規模商業施設の誘致」などが求められています。



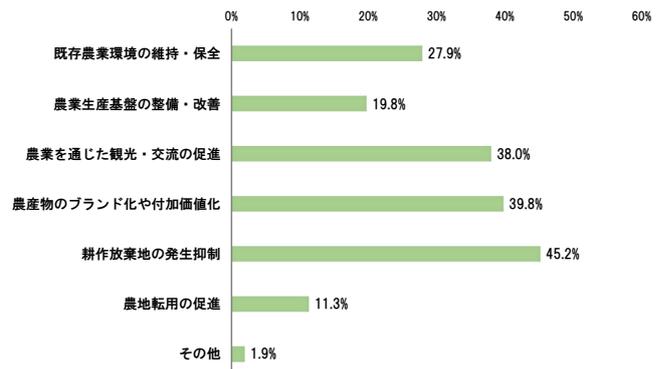
<工業地（工業環境）>

○今後の工業環境整備として、「地場産業や既存企業の育成・振興」や「新たな企業の誘致」、「既存工業団地の操業環境の維持・改善」、「幹線道路や高速道路IC周辺への新たな工業用地の確保」などが求められています。



<農地（農業環境）>

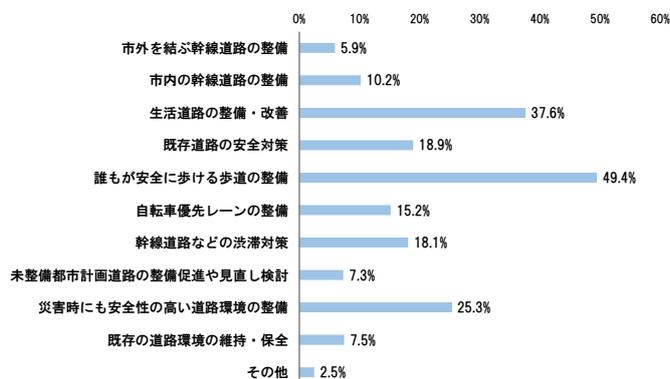
○今後の農業環境整備として、「耕作放棄地の発生抑制」、「農産物のブランド化や付加価値化」、「農業を通じた観光・交流の促進」などが求められています。



◆今後の都市環境について

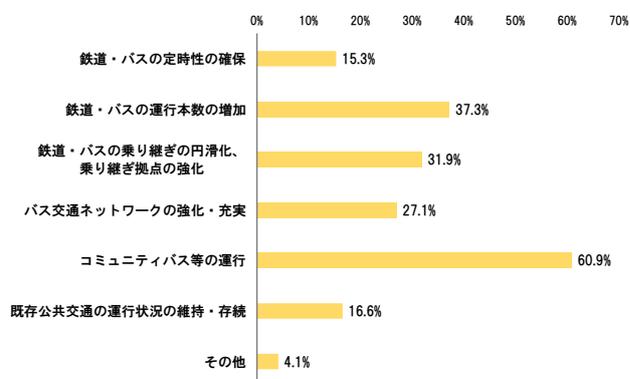
<道 路>

○今後の道路環境整備として、「誰もが安全に歩ける歩道の整備」や「生活道路の整備・改善」、「災害時にも安全性の高い道路環境の整備」などが求められています。



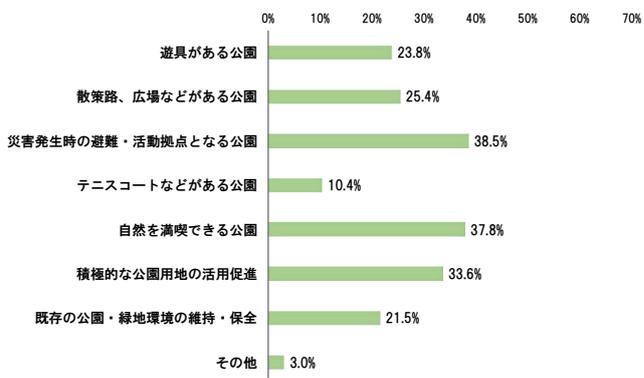
<公共交通（鉄道・バス）>

○今後の公共交通環境整備として、「コミュニティバス等の運行」や「鉄道・バスの運行本数の増加」、「鉄道・バスの乗り継ぎの円滑化・乗り継ぎ拠点の強化」などが求められています。



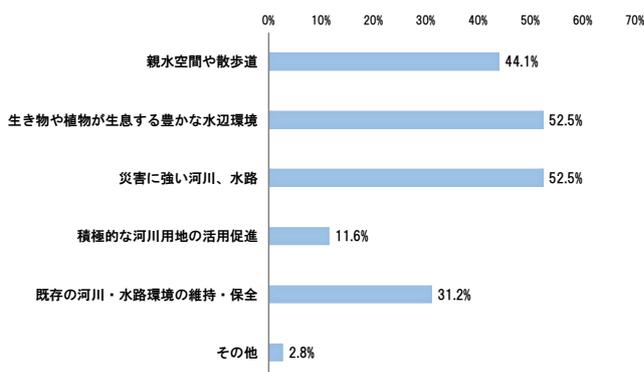
<公園・緑地>

○今後の公園・緑地環境整備として、「災害発生時の避難・活動拠点となる公園」や「自然を満喫できる公園」、「積極的な公園用地の活用促進」などが求められています。



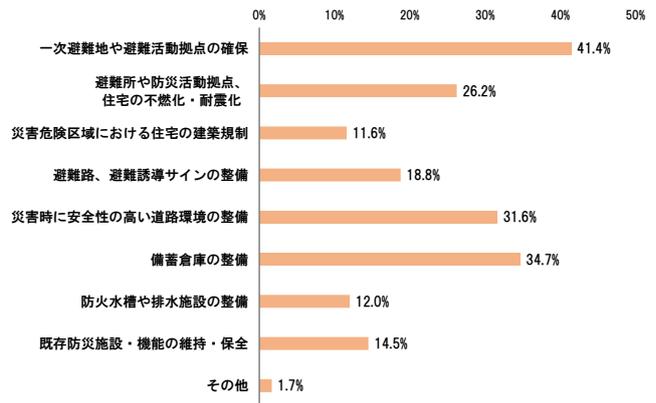
<河川・水路>

○今後の河川・水路環境整備として、「生き物や植物が生息する豊かな水辺環境」や「災害に強い河川・水路」、「親水空間や散歩道」などが求められています。



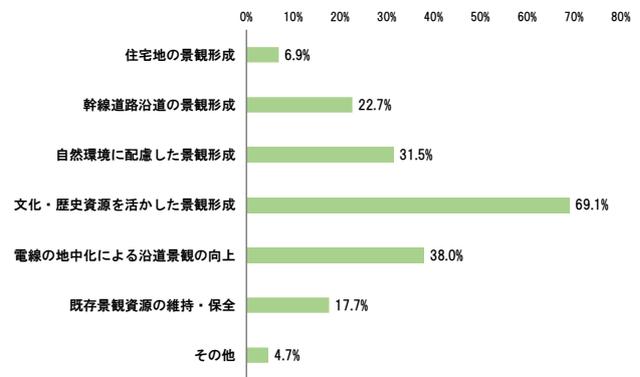
### <防 災>

○今後の防災対策として、「一次避難地や避難活動拠点の確保」、「備蓄倉庫の整備」、「災害時に安全性の高い道路環境の整備」などが求められています。



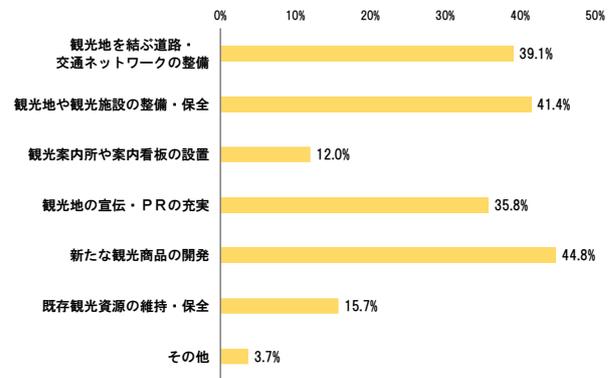
### <景 観>

○今後の景観対策として、「文化・歴史資源を活かした景観形成」、「電線の地中化による沿道景観の向上」、「自然環境に配慮した景観形成」などが求められています。



### <観 光>

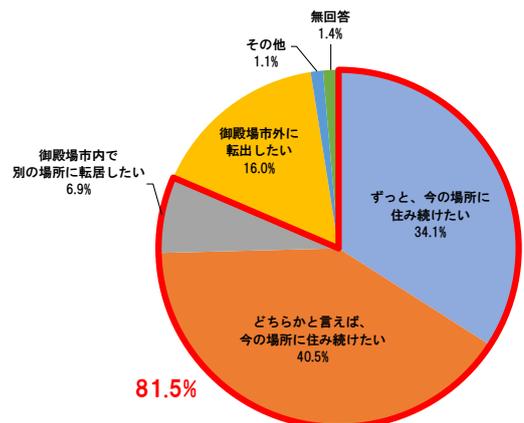
○今後の観光対策として、「新たな観光商品の開発」、「観光地や観光施設の整備・保全」、「観光地を結ぶ道路・交通ネットワークの整備」、「観光地の宣伝・PRの充実」などが求められています。



### ◆今後の定住意向について

○今後の定住意向として、「住み続けたい」が約8割を占め、高い定住意向を示しています。

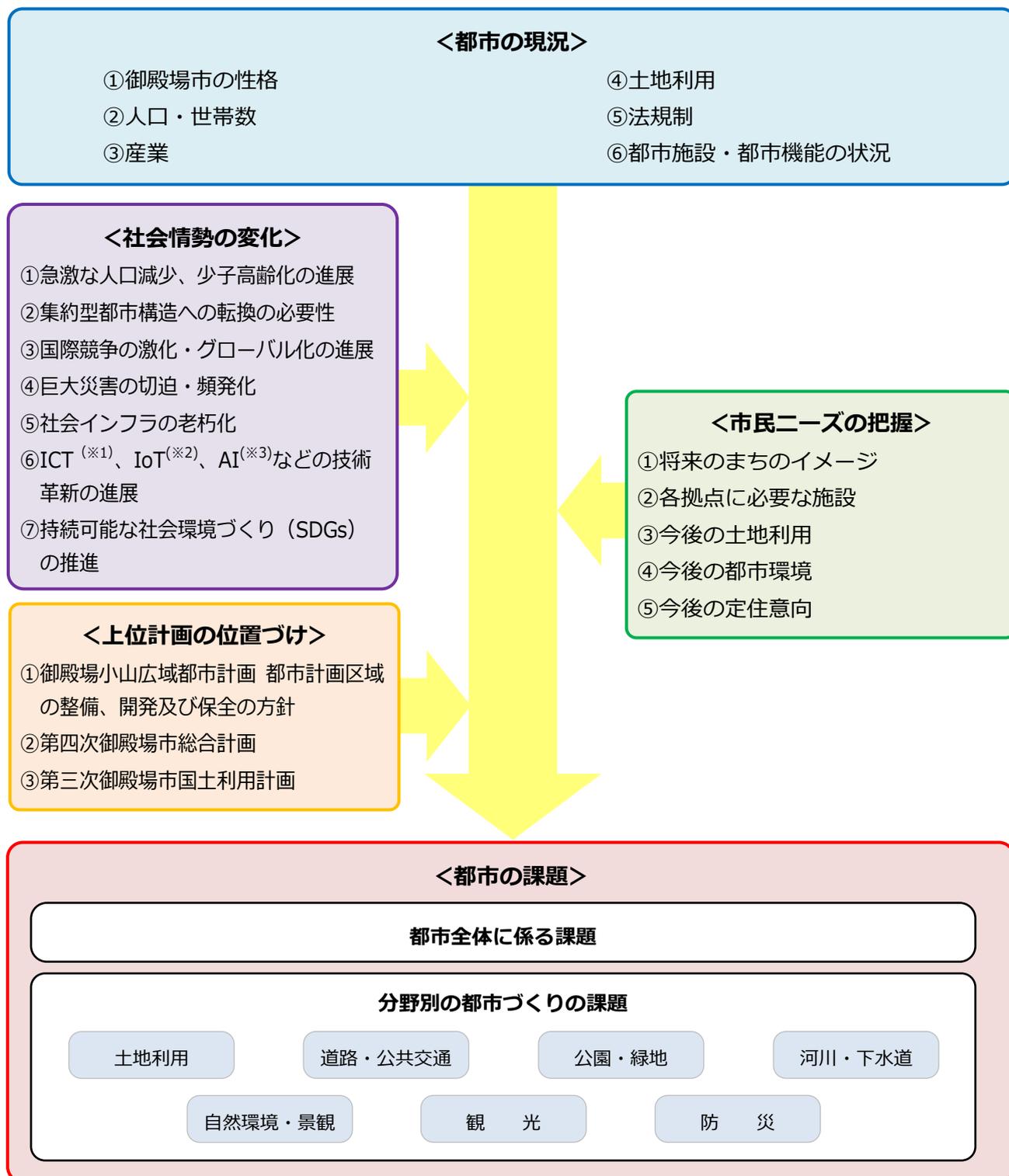
○一方、転出したい理由として、「交通の便が悪い」、「日常の買い物が不便」、「病院や診療所が近くにない」などが挙げられています。



### 3-3. 都市の課題

都市の現況や社会情勢の変化、上位計画の位置づけ、市民ニーズを踏まえ、本市の都市の課題を以下の通り整理しました。

#### <都市課題の検討フロー>



(※1) 情報通信技術。Information & Communications Technology の略  
 (※2) 様々な物がインターネットにつながる、モノのインターネット。Internet of Things の略  
 (※3) 人工知能。Artificial Intelligence の略

## 《都市全体に係る課題》

- ①人口減少、少子高齢化に対応した持続可能な都市環境の形成
- ②既成市街地や既存集落地における人口と都市機能の維持・流出抑制
- ③新東名高速道路など、新たなインフラ整備の有効活用
- ④富士山をはじめとする豊かな地域資源の保全・継承
- ⑤地震や集中豪雨など、大規模災害への事前準備・対策
- ⑥公共施設やインフラなど、既存ストックの効率的な維持・管理、有効活用
- ⑦過度な自動車依存の抑制、公共交通の利用促進
- ⑧ICTやIoT、AIなどの技術革新の積極的な活用
- ⑨地球環境問題への貢献、持続可能な都市づくり
- ⑩東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承

## 《分野別の都市づくりの課題》

### ＜土地利用＞

- ①高齢者や障がい者、子育て世代をはじめとする市民の生活利便性・暮らしやすさの確保
- ②都市拠点や地域拠点など、既成市街地や既存集落地の生活環境の維持・充実
- ③災害発生を考慮した安全な土地利用の推進
- ④JR 御殿場駅周辺など、中心商業地の活性化
- ⑤既成市街地や既存集落地周辺における身近な商業施設の維持・確保
- ⑥既存工業団地の操業環境の保全と地場産業や地元企業の振興
- ⑦高速道路 IC・SIC 周辺など交通利便性の高いエリアでの地域産業の活性化
- ⑧農業の活性化、耕作放棄地の発生抑制
- ⑨富士山をはじめとする豊かな自然環境の保全や有効活用
- ⑩既存の観光資源の環境保全や新たな観光資源の発掘

### ＜道路・公共交通＞

- ①既成市街地や既存集落地における安全な道路環境の整備
- ②都市計画道路などの早期整備
- ③災害に強い道路環境の整備や道路ネットワークの強化
- ④既存ストックの適切な維持・管理の推進、有効活用の推進
- ⑤鉄道や路線バスの維持・充実、公共交通の利用促進
- ⑥高齢者などの移動手段となる新たな公共交通サービスの充実

**<公園・緑地>**

- ①既存の公園・緑地の適切な維持・管理の推進
- ②既存の公園・緑地の機能拡充、有効活用の促進
- ③地域ニーズに配慮した適切な公園・緑地の整備推進

**<河川・下水道>**

- ①豊かな水辺環境の維持・保全
- ②下水道事業計画区域外の汚水処理施設の整備促進
- ③河川・下水道の防災対策の強化

**<自然環境・景観>**

- ①富士山や箱根外輪山をはじめとする豊かな自然環境の維持・保全、有効活用の促進
- ②富士山や箱根外輪山への眺望の確保
- ③良好な住宅地景観や優良な田園風景の維持・保全
- ④過度な自動車利用の抑制による低炭素社会の推進

**<観 光>**

- ①富士山や箱根外輪山をはじめとする豊かな観光資源の維持・保全
- ②JR 御殿場駅周辺などにおける観光客の受け入れ環境の整備・充実
- ③既存観光資源の有効活用、ネットワーク化の推進
- ④新たな観光商品の開発、周知・PR の強化

**<防 災>**

- ①大規模災害への事前準備
- ②災害発生時の避難場所・防災拠点の整備・確保、避難路、案内サインの整備推進
- ③公共施設やインフラ施設の不燃化・耐震化の推進、住宅の不燃化・耐震化の促進



# 第4章

---

## 全体構想

- 
- 4-1. 都市づくりの理念・将来都市像・都市づくりの基本方針
  - 4-2. 将来フレーム
  - 4-3. 将来都市構造
  - 4-4. 都市づくりの分野別方針
-



## ～全体構想の構成～

全体構想は、市全体の都市づくりの基本方針や将来フレーム、将来都市構造を定めるとともに、これらの内容を踏まえ、都市づくりの分野別方針を定めるものです。

### ＜全体構想の構成＞

#### 4-1. 都市づくりの理念・将来都市像・都市づくりの基本方針

…本市の都市の課題を踏まえ、今後、概ね 20 年後に目指すべき都市づくりの理念と将来都市像、都市づくりの基本方針を設定しました。

##### ＜整理内容＞

①都市づくりの理念

②将来都市像

③都市づくりの基本方針

#### 4-2. 将来フレーム

…本計画の目標年次である令和 22 年（2040 年）の人口及び産業（工業）フレームの設定を行いました。

##### ＜整理内容＞

①人口フレーム

②産業（工業）フレーム

#### 4-3. 将来都市構造

…都市を構成する要素として、「都市核（拠点）」、「都市軸（ネットワーク）」、「土地利用（ゾーン）」の3つから、将来都市構造図を作成しました。

##### ＜整理内容＞

①都市核（拠点）

②都市軸（ネットワーク）

③土地利用（ゾーン）

④将来都市構造図

#### 4-4. 都市づくりの分野別方針

…上記の「都市づくりの理念・将来都市像・都市づくりの基本方針」、「将来フレーム」、「将来都市構造」を踏まえ、都市づくりの分野別方針を作成しました。

##### ＜整理内容＞

①土地利用に関する方針（市街化区域の土地利用、市街化調整区域の土地利用）

②市街地整備に関する方針

③都市施設の整備方針（道路の整備方針、交通施設の整備方針、公共交通の整備方針、公園・緑地の整備方針、河川・下水道の整備方針）

④都市環境の形成方針（自然環境の保全方針、都市景観の形成方針、防災環境の整備方針、循環型社会の形成方針）

## 4-1. 都市づくりの理念・将来都市像・都市づくりの基本方針

本市の都市の課題を踏まえ、今後、概ね 20 年後に目指すべき都市づくりの理念と将来都市像、都市づくりの基本方針を以下の通り設定します。

地方自治体における SDGs<sup>(※1)</sup> の取組は地域課題解決に資するものであり、SDGs の取組を原動力とした地方創生の推進が期待されていることから、将来都市像の実現に向け、関係性の強い SDGs の取組について整理を行います。

### 《都市づくりの理念》

#### ① 誰もが快適に暮らし続けることのできる都市づくり

人口減少・超高齢社会<sup>(※2)</sup>においても、市民の生活の質を維持し、持続可能な地域社会を構築していくことが求められます。

このため、高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが快適に暮らし続けることのできる文化的な都市づくりを目指します。

#### ② 優れた交通利便性を活かした、産業の活力ある都市づくり

本市には東名高速道路、新東名高速道路などが位置し、東京圏、名古屋圏との総合アクセスに優れた立地環境を有しています。

このため、優れた交通利便性を活かし、産業の活力のある都市づくりを目指します。

#### ③ 多くの市民や来街者で賑わう観光と交流の魅力ある都市づくり

富士山や御殿場プレミアム・アウトレットなどは国内外から多くの集客がある観光拠点であるほか、本市は東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレース会場に選ばれました。

このため、多くの市民や来街者で賑わう観光と交流の魅力ある都市づくりを目指します。

#### ④ 豊かな自然環境・景観資源と調和する都市づくり

本市は、富士山や箱根外輪山をはじめとする豊かな自然環境や美しい景観資源を有しています。

このため、豊かな自然環境・美しい景観資源と調和した都市づくりを目指します。

#### ⑤ 安全・安心な暮らしを実現する防災・減災の都市づくり

今後発生が懸念される南海トラフ地震や近年頻発する風水害・土砂災害などの自然災害に対し、事前に対策を講じることが重要です。

このため、災害に強く、将来にわたり安全・安心に暮らすことのできる都市づくりを目指します。

### 《将来都市像（都市づくりのテーマ）》

**富士山のふもと 誰もが暮らしたくなるまち  
～みんなに愛され、選ばれる持続可能なまちづくり～**

(※1) 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、2030 年を年限とする 17 の国際目標

(※2) 65 歳以上の高齢者の人口割合が全人口の 21%以上を占めている社会

## 「都市づくりの基本方針」

### ① 快適に暮らし続けることができる利便性の高い生活環境の形成



- 既成市街地や既存集落地において、地域性を配慮した生活サービス施設などの立地誘導を図り、身近な環境で暮らし続けることができるコンパクトで文化的な生活環境の形成を図ります。
- 幹線道路や生活道路の整備、公共交通の機能強化により、誰もが快適に移動できる環境の形成を図ります。
- 人口動向などに配慮し、公共施設の適切な維持管理や配置、空き家なども含む既存ストックの活用促進に取り組み、都市経営の安定化を図ります。

### ② 交通利便性を活かした、新たな産業・雇用環境の形成



- 既存工業地の維持・保全に努めるとともに、新東名高速道路などの広域交通利便性を活かした、新たな工業地の創出や就労機会の拡大を図ります。
- 本市の玄関口である JR 御殿場駅周辺において、快適で賑わいや魅力のある商業・業務地の形成を図ります。
- 優良農地の保全に努めるとともに、農産物のブランド化など、農業の振興・活性化を図ります。
- Society5.0<sup>(※1)</sup>により実現する全体最適化の社会構築に向けて、ICT<sup>(※2)</sup>やIoT<sup>(※3)</sup>、AI<sup>(※4)</sup>、ビッグデータ<sup>(※5)</sup>など新技術の積極的な活用を図り、産業の効率化、高付加価値化の促進を図ります。

### ③ 御殿場の地域資源を活かした魅力ある観光・交流環境の形成



- 富士山や箱根外輪山の自然環境や歴史的・文化的資源などの地域資源を活用した観光交流の振興・活性化を図ります。
- 多くの市民や来街者が集まる施設周辺などにおいて、ユニバーサルデザインやバリアフリーなどに配慮した環境整備を促進し、観光客の受け入れ環境の充実・強化を図ります。
- SNS<sup>(※6)</sup>や口コミなど、多様な観光情報の発信・PRツールを活用し、観光プロモーションの強化を図ります。
- スポーツ・アクティビティ・体験レジャー施設などの環境整備を進め、東京 2020 オリンピック・パラリンピックをはじめ、市全域でのスポーツツーリズムのより一層の推進を図ります。

### ④ 豊かな自然環境と調和した誇りある都市景観の形成



- 適正な土地利用を誘導し、既存の自然環境・景観資源を維持・保全するとともに、地域資源の積極的な活用促進により、地域性を感じられる美しい都市景観の形成を図ります。
- 「エコガーデンシティ構想」などの取組みに基づき、生物多様性の確保など自然と共生する環境づくりや、再生可能エネルギーや先端技術の積極的な活用を促進し、循環型社会の形成を図ります。
- 富士山の麓の環境都市として、“環境版シリコンバレー”<sup>(※7)</sup>を目指した未来のまちづくりを推進します。

### ⑤ 災害に強く安全安心に暮らすことのできる防災環境の形成



- ハード・ソフト両面の防災・減災対策の強化により、災害に強い地域環境の形成を図ります。
- 河川改修、急傾斜地崩壊対策のほか、建物の不燃化・耐震化を図ります。
- 地域住民への防災マップや災害情報などの積極的な提供・周知に取り組み、自主防災意識の向上と地域の防災活動の活性化を図ります。

(※1) 先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会

(※2) 情報通信技術。Information & Communications Technology の略

(※3) 様々な物がインターネットにつながる、モノのインターネット。Internet of Things の略

(※4) 人工知能。Artificial Intelligence の略

(※5) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多様なデータ

(※6) 登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。Social Networking Service の略

(※7) 世界遺産富士山の麓において、日本の環境を世界に発信する「産」「学」「官」が集積した未来都市像

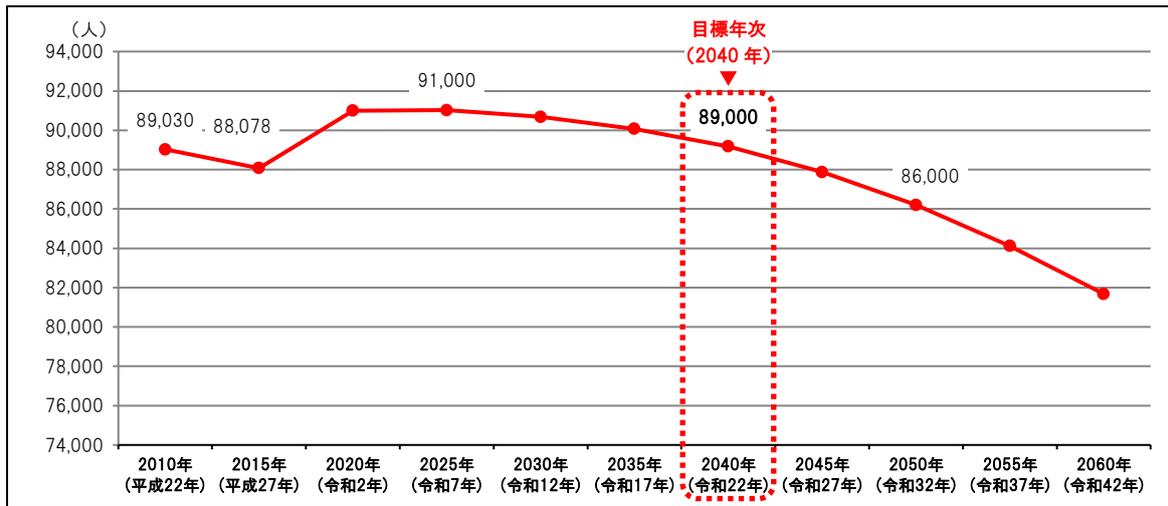
## 4-2. 将来フレーム

本計画の目標年次である令和22年（2040年）の人口及び産業（工業）フレームを設定しました。

### （1）人口フレーム

本計画の目標年次である令和22年（2040年）における人口を約8.9万人と設定します。なお、目標人口は、「第四次御殿場市総合計画」、「御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と整合したものととなります。

＜御殿場市の人口の将来展望＞



※平成27年までは国勢調査実績値

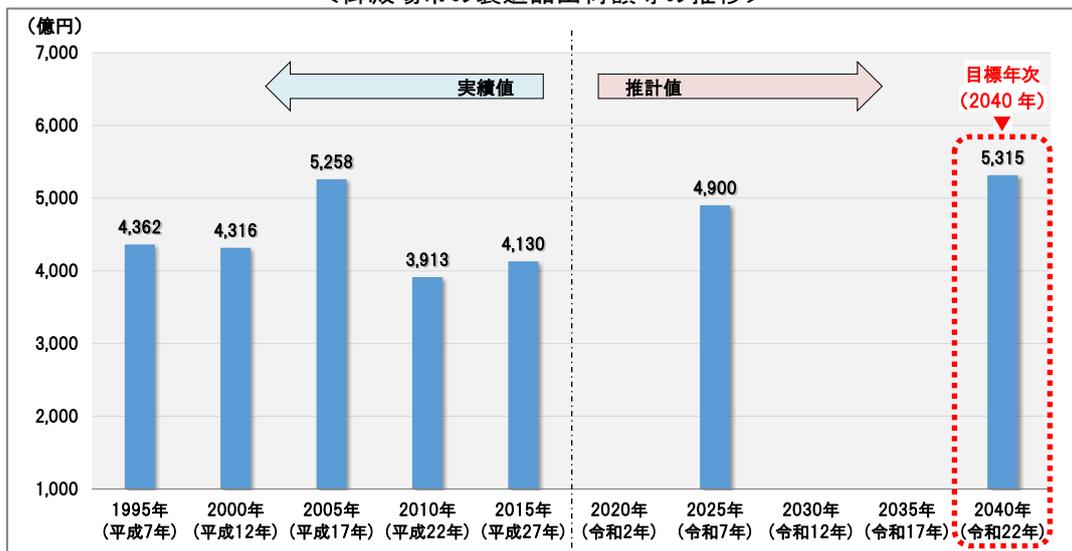
【出典】第四次御殿場市総合計画、御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

### （2）産業（工業）フレーム

本計画の目標年次である令和22年（2040年）における製造品出荷額等を約5,315億円と設定します。なお、目標値は、「第四次御殿場市総合計画（後期基本計画）」と整合し、静岡県 の推計した産業フレームを参考として独自に推計したものととなります。

本市では、今後も新東名高速道路が開通するなど、新たな産業インフラの整備が予定されていることから、更なる産業の振興や雇用の創出が期待されます。

＜御殿場市の製造品出荷額等の推移＞



【出典】第四次御殿場市総合計画（後期基本計画）

【参考】平成30年度 東駿河湾広域都市計画区域他都市基本計画策定業務委託（人口フレーム及び産業フレーム設定）報告書（静岡県）より作成

## 4-3. 将来都市構造

### (1) 将来都市構造図の構成

都市を構成する要素として、都市機能を維持・保全し、重点的に集積を図る「都市核（拠点）」、都市や拠点間を有機的にネットワークする「都市軸（ネットワーク）」、まちづくりや土地利用のベースとなる「土地利用（ゾーン）」の3つがあり、本市では次のように位置づけます。

#### ① 都市核（拠点）

##### ■ 都市拠点

本市の中心地であるJR御殿場駅・御殿場市役所周辺を「都市拠点」に位置づけ、商業・業務機能や公共・公益施設の集積・維持保全を図り、人々が快適・便利に暮らすことができる魅力的な拠点の形成を目指します。

##### ■ 地域拠点

御殿場市役所及び各支所周辺（富士岡、原里、玉穂、印野、高根）を「地域拠点」に位置づけ、周辺の自然環境との共生を図りながら、既存集落地内で安心して生活できる拠点の形成を目指します。

##### ■ 観光・交流・レクリエーション拠点

陸上競技場、市体育館などを含んだ総合体育施設周辺や御殿場プレミアム・アウトレット周辺などの観光施設周辺を「観光・交流・レクリエーション拠点」に位置づけ、施設の機能強化や周辺環境の改善を図りながら、多くの市民や来街者が集い、賑わう交流拠点の形成を目指します。

##### ■ 歴史・文化拠点

深沢城跡、御厨御殿（御殿場地名発祥の地）などの歴史資源周辺や東山旧岸邸、秩父宮記念公園などの文化資源周辺を「歴史・文化拠点」に位置づけ、地域資源や施設の保全・活用を図りながら、御殿場の歴史・文化を後世に引き継ぐ拠点の形成を目指します。

##### ■ 産業拠点

既存工業団地周辺や新規工業団地予定地を「産業拠点」に位置づけ、既存の工業団地などの保全や幹線道路沿道への新たな用地の確保を図り、地域振興に寄与する産業拠点の形成を目指します。

## ②都市軸（ネットワーク）

### ■広域連携軸

東京圏・名古屋圏をはじめとする市外との広域的な連携を図る、東名高速道路や新東名高速道路、国道 138 号、国道 246 号、国道 469 号、JR 御殿場線を「広域連携軸」に位置づけます。

### ■環状軸

市街地を環状に連絡し、都市拠点及び地域拠点を結ぶ道路である、（都）御殿場高根線や（都）東部幹線、（都）高根西部幹線を「環状軸」に位置づけます。

### ■交流軸

地域拠点や観光・交流・レクリエーション拠点、歴史・文化拠点との連携を図る、広域農道（ロマノンチック街道）<sup>(※1)</sup> や団地間連絡道路、（主）御殿場大井線を「交流軸」に位置づけます。

### ■産業軸

工業団地などを連絡する（都）神場板妻線や（仮称）板妻神場線、市道 4574 号線、市道 0237 号線外を「産業軸」に位置づけます。

## ③土地利用（ゾーン）

### ■豊かな暮らしゾーン

市街化区域内では、快適な生活を営むため、日常生活に必要な生活サービス機能の維持・集積を図ります。

また特に、JR 御殿場駅及び御殿場市役所周辺では、本市の都市拠点として、公共公益施設をはじめとする高次都市機能の維持・集積を図ります。

### ■ゆとりの暮らしゾーン

市街化調整区域内の国道 246 号と（都）御殿場高根線の間エリアでは、自然的・農業的土地利用との整合を図りつつ、生活利便性の高い、ゆとりある住環境の形成を図ります。

### ■工業ゾーン

市西部に広がる工業団地（工業系用途地域）周辺では、本市の産業を支える工業機能の維持・集積を図ります。

(※1)箱根山麓を南北に通過する幹線道路の通称名

### ■ 自然環境共生ゾーン

市街化調整区域内の既存集落地では、周辺の営農環境などに配慮しつつ、集落地内での生活環境の維持・改善を図ります。

市街化調整区域内の農地などについては、過度で拡散的な開発を抑制し、自然環境の保全を図るとともに、地域資源を活用した観光振興の促進を図ります。

### ■ 自然環境保全ゾーン

箱根外輪山など、本市の外縁部にある優れた自然資源である市街化調整区域内の山林、樹林地については、都市の骨格を構成する緑地として保全を図ります。

### ■ 観光・交流ゾーン

広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路の沿道エリアについては、恵まれた自然環境や交通条件を活かし、観光・交流やレクリエーション・保養の場としての拠点機能の強化・活用を図るとともに、歴史・文化などの地域資源を活かした土地利用や環境整備を図ります。

### ■ 新 IC 周辺土地利用構想エリア

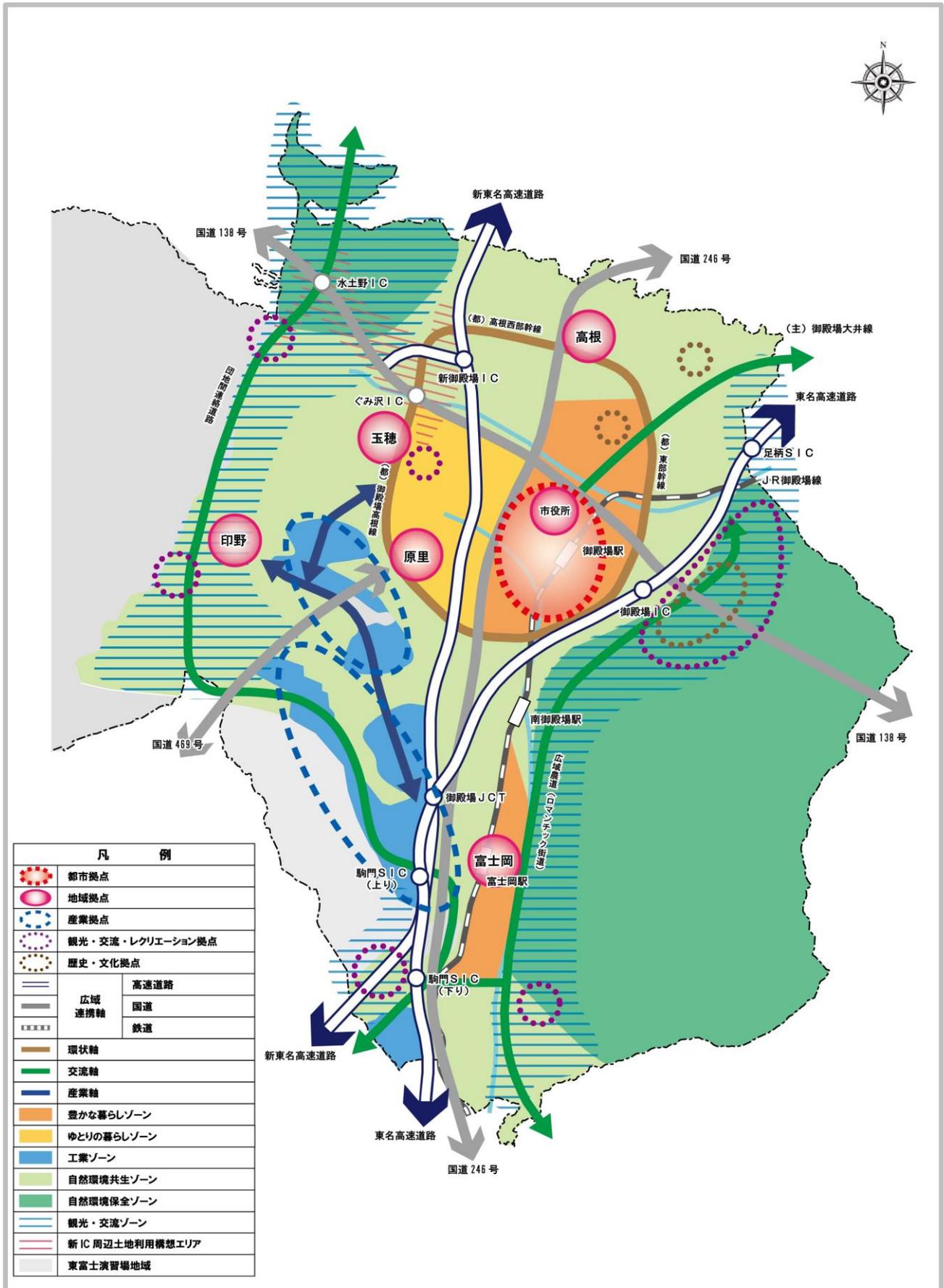
新東名高速道路新御殿場 IC<sup>(※1)</sup>周辺では、「新東名高速道路等 IC 周辺土地利用構想」に即した適切な土地利用の誘導により、無秩序な開発を規制し、地域の活性化を図ります。

### ■ 東富士演習場地域

東富士演習場地域は、国家的観点からその配置がなされている地域です。

(※1) 立体交差する道路相互間、または近接する道路相互間を連絡路によって立体的に接続する施設

《将来都市構造図》



## 4-4. 都市づくりの分野別方針

### (1) 土地利用に関する方針

#### 1) 市街化区域の土地利用

多くの市民や来街者が利用する JR 御殿場駅周辺の中心市街地では、快適で賑わい、魅力のある商業・業務環境の形成を図ります。

既存の住宅地においては、地区計画制度の活用のほか、空き地や空き家の有効活用を促進し、良好な居住環境の維持・保全に努めます。

工業地においては、既存の工業団地の操業環境を維持・保全するとともに、高速道路 SIC<sup>(※1)</sup> 周辺や幹線道路沿道などにおいて、新たな産業用地の創出を図ります。

#### ■低層住宅ゾーン

○戸建住宅を主体とした低層住居を中心に、ゆとりある居住環境の形成を目指します。

○地区計画制度などの活用により、質の高い居住環境を維持・保全するとともに、空き地や空き家などの低未利用地の活用を促進します。

#### ■一般住宅ゾーン

○中層住宅を中心に、日常の生活に必要なサービス施設が立地した生活利便性の高い良好な居住環境の形成を目指します。

○地区計画制度などの活用により、計画的な都市基盤整備を図るとともに、空き地や空き家などの低未利用地の活用を促進します。

○御殿場市役所周辺では、公共公益施設や行政サービス機能の充実を図ります。

#### ■沿道ゾーン（市街化区域）

○周辺の住環境に配慮しつつ、交通利便性を活かした沿道型の商業・サービス施設などの適切な立地誘導を図ります。

○富士山の眺望を確保した沿道景観の形成を図ります。

#### ■商業・業務ゾーン

○本市の玄関口である JR 御殿場駅周辺の中心市街地では、集客性・利便性の高い商業・サービス、交流施設などの立地誘導や魅力ある都市景観の形成を促進します。

○JR 御殿場駅など多くの人々が利用する施設周辺では、道路や建物などのバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備を促進します。

#### ■工業・流通ゾーン

○東名高速道路駒門 SIC や新東名高速道路新御殿場 IC など、広域交通利便性を活かした新たな産業用地の確保や優良企業の誘致を促進します。また、新たな産業用地の整備については、敷地外周部への緩衝緑地の設置や地区計画制度などの活用により、周辺環境に配慮した産業基盤施設の整備を促進します。

(※1) 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ

- 既存工業地については、未利用地などへの企業誘致を進めるとともに、既存の操業環境の維持・保全を図ります。
- 市南部の市境付近については、隣接市の開発動向を踏まえつつ、適切な土地利用を検討します。

## 2) 市街化調整区域の土地利用

市街化調整区域の既存集落地周辺については、農地などの周辺環境との調和を図るとともに、既存の生活環境の維持・改善を図る観点から、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

富士山や箱根山系については、優良な自然環境と良好な景観を保全するとともに、これらの地域資源を有効に活用し、さらなる観光振興を図る土地利用を促進します。

“ふじのくに”フロンティアを拓く取組「御殿場“エコガーデンシティ”産業立地促進エリア」においては、持続可能なエネルギー利用と低炭素社会を実現しながら、地域経済の好循環を目指す産業の計画的な土地利用を図ります。

また、市街化調整区域の土地利用の推進については、今後、「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針」の策定も見据え、無秩序な開発が進まぬよう、適正な土地利用の規制・誘導に努めます。

### ■ゆとり・生活ゾーン

- 新東名高速道路の供用開始に伴い、(都)御殿場高根線などの幹線道路をはじめ、生活道路網が整備された土地利用の促進が見込まれることから、自然環境や農業環境との整合を図りつつ、ゆとりある生活環境の形成を図ります。
- JR 南御殿場駅から県合同庁舎周辺の地域については、田園環境と業務環境が調和する生活ゾーンとして形成を図ります。

### ■ふるさと・生活ゾーン

- 地域拠点を中心とした集落地周辺において、地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要なサービス施設などの維持・確保を図るとともに、周辺の農地や自然環境と調和した居住環境の形成を図ります。

### ■沿道ゾーン（市街化調整区域）

- 周辺農地や生活環境に配慮しつつ、沿道サービス施設などの適切な土地利用の誘導を図ります。
- 新東名高速道路新御殿場 IC 開設に伴うランプ周辺は、農地などの周辺環境に配慮した土地利用を基本に、「新東名高速道路等 IC 周辺土地利用構想」に即した規制・誘導を図ります。
- 東名高速道路御殿場 IC 周辺では、道の駅的な機能を有する沿道サービス施設などの誘致を促進します。

### ■工業・流通ゾーン

- 夏刈地区や板妻南地区では、市街化区域への編入を視野に入れた適切な開発手法により、計画的な工業地の形成を図ります。
- 神場南企業団地西地区や既存工業団地周辺などにおいては、地域の合意形成や動向を見極めながら、適切な土地利用を検討します。

### ■農地環境ゾーン

- 安定的な農業環境の創出に向けて、一団の農地の保全や交換分合などによる農地の集約化を推進します。
- 多様な生物の生息地としての機能や遊水・保水機能、景観形成上の機能を有する農地については、適切な維持・保全を図ります。
- 地域の活力を創出するため、優良田園住宅制度の活用や体験型農園などの整備を進め、交流・体験・滞在型農業の推進を図ります。

### ■自然環境ゾーン

- 国立公園やその周辺の山林については、本市の豊かな自然環境として保全を図るとともに、水源涵養機能を高め、土砂災害を防止するため、森林の適正な維持・管理を促進します。
- 自然の保全とともに、人々が集う憩いの場である市民の森づくりを推進します。

### ■観光・交流ゾーン

- 交流軸周辺の地域資源を活かした魅力的な土地利用の形成を図るとともに、観光資源やスポーツ・アクティビティ・体験レジャー施設間の連携を高め、魅力ある観光・交流ゾーンの形成を図ります。また、隣接都市と連絡する広域的な軸やゾーンでもあることから、交流軸周辺について、沿道サービス施設の適切な誘導を検討します。
- 周辺の自然景観に配慮しつつ、秩父宮記念公園、御殿場プレミアム・アウトレット、御殿場高原時之栖といった既存の観光資源を活用した適切な土地利用の推進と、観光・レクリエーション機能の充実を図ります。また、観光・スポーツ施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留性・回遊性の向上を図ります。
- 富士山への登山者や御殿場プレミアム・アウトレットなどに来場する外国人観光客への案内標記の充実や観光スポットへの適切な誘導を図り、観光の活性化を促進します。
- 駒門 SIC や足柄 SIC 周辺では、交通利便性の高い立地特性を活かし、既存の地域資源を活用した適正な土地利用の促進を図ります。

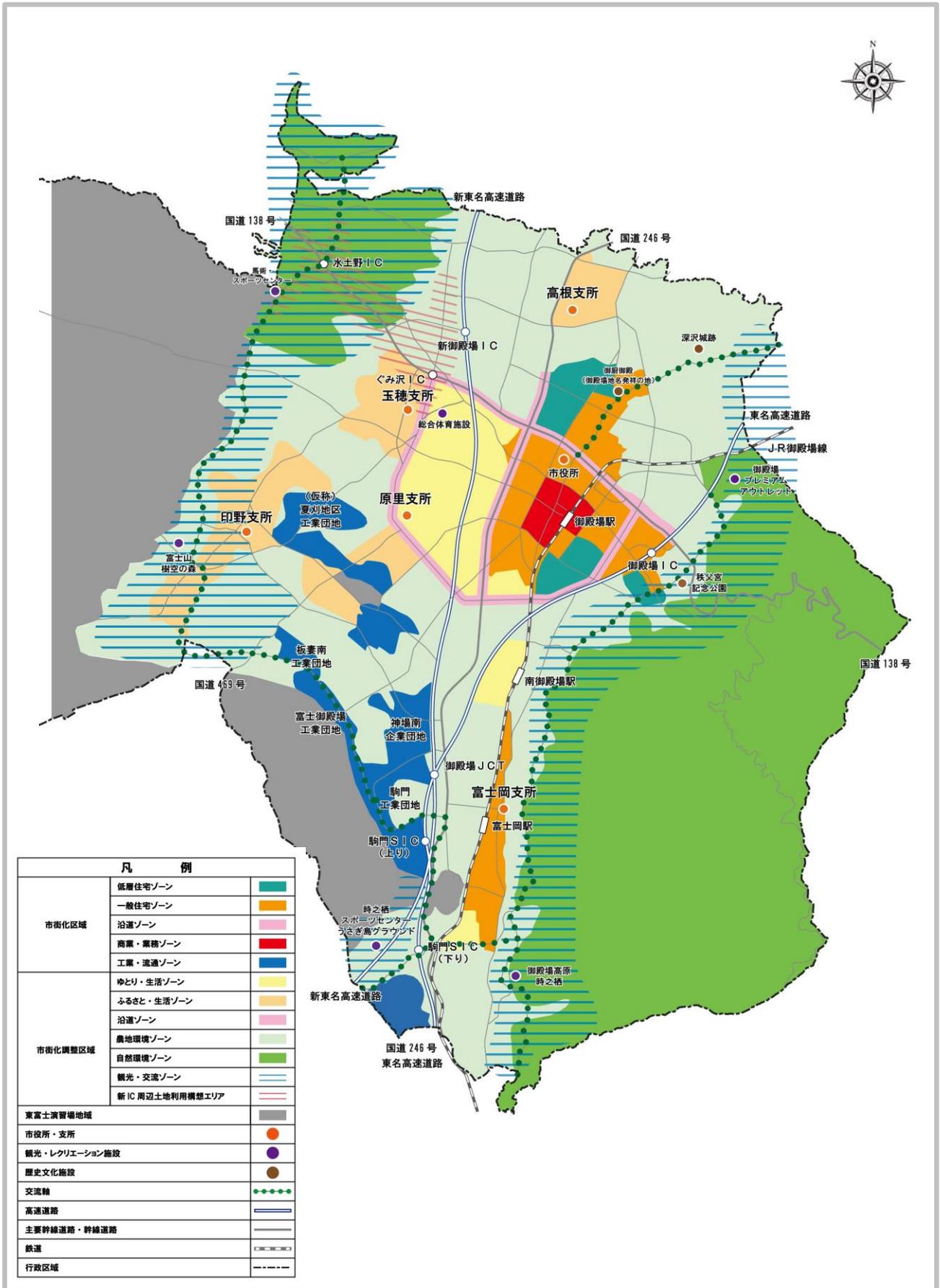
### ■新 IC 周辺土地利用構想エリア

- 新東名高速道路新御殿場 IC 周辺においては、「新東名高速道路等 IC 周辺土地利用構想」に即した適切な土地利用を誘導し、地域の活性化を目指します。

### ■東富士演習場地域

- 東富士演習場をはじめとする防衛施設と地域とが、共存共栄してきた歴史に鑑み、市民生活への影響などを考慮しながら、民生安定のための諸施策が講じられるよう、関係機関との調整を図ります。

<将来土地利用方針図>



## (2) 市街地整備に関する方針

### 1) 市街地整備の方針

既成市街地や既存集落地における住宅地については、地区計画制度の活用や空き地・空き家の有効活用により、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

商業・業務地については、JR 御殿場駅周辺の魅力向上を図るとともに、国道 246 号、国道 138 号などへの沿道サービス施設の適切な立地誘導や沿道景観の形成を図ります。

工業地については、本市の産業振興に向けて、既存工業団地などの操業環境の維持・保全に努めるほか、広域交通利便性の高い地域において、周辺環境と調和した新たな産業用地の創出を図ります。

公共公益施設の整備改修や歩道の整備など、新たな市街地環境の整備については、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮するとともに、Society5.0 により実現する全体最適化の社会構築に向けて、ICT や IoT、AI の積極的な活用による情報インフラ・情報通信ネットワークなどの整備推進・充実化を図ります。

#### ■ 住宅地

○既成市街地における住宅地内の低・未利用地については、地区計画制度などの活用により、地域に必要な道路環境の整備を図り、良好な居住環境の形成に努めます。

○JR 御殿場駅周辺など、住宅と店舗などの混在がみられる市街地においては、魅力的で生活利便性の高い居住環境の形成に努めます。

○郊外の既存集落地については、支所周辺を中心とした地域において、狭あい道路の解消や日常生活に必要な商業・サービス施設の維持・充実を図り、暮らしやすい居住環境の形成に努めます。また、周辺の自然・農業環境と共生したゆとりある居住環境の形成に向けて、地区計画、建築協定<sup>(※1)</sup>、緑地協定<sup>(※2)</sup>などの検討を進めます。

○市営住宅については、入居者の安全・安心の確保と住環境に配慮しつつ、計画的な施設の予防保全に努め、建物などの長寿命化を図ります。

○災害に強い安全・安心な居住環境の形成に向けて、建築物の不燃化、バリアフリー住宅及び環境共生住宅<sup>(※3)</sup>などの普及を推進します。また、災害時の住宅倒壊などの被害を軽減するため、わが家の専門家診断事業や御殿場市木造住宅耐震補強助成事業など、市の助成制度を活用した建物の耐震性能の向上を促進します。

○市街地における水辺や農地、樹林地などは、都市景観や身近な自然環境として重要な要素であることから、これらに配慮した都市施設の整備を推進し、快適な住環境の形成を図ります。

#### ■ 商業・業務地

○JR 御殿場駅周辺については、各世代が集える場所として、魅力ある商業・業務環境の形成や交通結節点としての機能強化を図るとともに、無電柱化や歩道のバリアフリーに配慮した環境整備、公共空間の利活用の促進を図り、居心地が良く歩きたくなるようなまちなかの環境形成に努めます。

○新東名高速道路新御殿場 IC 周辺では、農地環境と調和した土地利用の推進を図ります。

(※1)一定の区域内の土地所有者等の全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定  
 (※2)都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により結ぶ協定  
 (※3)地球環境を保全するという観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また、周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的に係りながら、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅およびその地域環境

○国道 246 号、国道 138 号、(都) 御殿場高根線などの幹線道路の沿道については、沿道利用サービスの向上を図るとともに、「景観計画」に基づく看板の規制や敷地の緑化のほか、植樹帯の設置や中央分離帯の緑化を図るなど、快適な沿道景観の形成を促進します。

#### ■工業地

○駒門工業団地などの既存工業地においては、操業環境の維持・保全を図るとともに、公害防止や周辺地区の環境共生に向けて、工業敷地外周部の緑化の促進や計画的な施設配置による質の高い工業地の形成を誘導します。

○市街地内の工場、事業所については、周辺の居住環境との共生に配慮しつつ、敷地内部の緑化や外周部の修景緑化<sup>(※1)</sup>などに向けた取り組みのほか、工業団地への集約化を検討します。

○夏刈地区や板妻南地区などへの新たな工業地の形成については、市街化区域への編入と併せた市街地開発事業や地区計画制度などの活用により、計画的な開発を促進するとともに、工業敷地外周部における緩衝緑地の設置など周辺環境との調和を図ります。



工業団地の修景緑化

(※1) 緑化により、景観を美しく整えること。

### (3) 都市施設の整備方針

#### 1) 道路の整備方針

高速道路及び主要幹線道路は、本市と広域的な都市とを連絡する道路として、未整備区間の着実な整備を推進します。

主要幹線道路などは、都市拠点と地域拠点や地域拠点間の連絡強化を推進するとともに、都市の開発状況や地域の交通事情などを勘案しつつ、「幹線市道整備 10 か年計画」に基づき整備を推進します。

生活道路は、歩行者・自転車利用者などの利便性の確保や災害時における安全性の向上に向けて、整備を推進します。

道路整備全般については、既存ストックの活用を促進し、アセットマネジメント<sup>(※1)</sup>の導入を図るとともに、これまで整備してきた既存道路について、効率的な維持管理を推進します。

#### ■ 高速道路（自動車専用道路）

- 新東名高速道路新御殿場 IC 以東の早期開通を促進します。
- 東名高速道路、新東名高速道路への SIC の整備について、必要に応じて検討を進めます。
- 新東名高速道路の高架下の有効利用について、地域と協議の上、交流機能の充実を図ります。

#### ■ 主要幹線道路

- 国道 246 号（(都) 高根富士岡線）、国道 469 号について、適切な維持管理を促進します。
- 国道 138 号（(都) 深沢中畑線、(都) 御殿場須走線）の未整備区間について、早期完成に向けた整備を促進します。
- 国道 138 号と国道 469 号を連携する(都) 御殿場高根線の整備を促進します。

#### ■ 幹線道路

- (都) 御殿場高根線、(都) 東部幹線、(都) 新橋深沢線などの幹線道路については、都市拠点と地域拠点との連携強化や地域の活性化に向けて、「幹線市道整備 10 か年計画」に基づいた整備を推進します。
- 市街地の幹線道路は、市民や来街者が快適で安全に通行できるよう、歩道の連続性を確保するとともに、バリアフリーに配慮した環境整備や無電柱化などの整備を推進します。
- 広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路においては、観光・レクリエーション拠点間の連携や工業・流通ゾーンへの連絡機能を担う道路として維持・保全を図ります。

(※1) 施設(資産)に対し、管理に必要な費用、人員を投入し、良好なサービスを持続的に提供するための事業運営

### ■生活道路

- 公共公益施設周辺については、歩道の設置とともに舗装の改良やカラー舗装などによる歩車分離を進め、交通規制などのソフト施策とあわせて、誰もが安心して通行できる道路環境の整備を推進します。
- 住宅密集地における狭あい道路などの改良整備を進めるとともに、舗装がされていない砂利道などの整備を推進します。
- 通過交通とならないような道路計画を進めるほか、関係機関との協力のもと、交差点改良や狭あい道路の拡幅などの整備を推進します。

### ■その他

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催後のレガシーとして、また、環境共生や健康増進に役立つ移動手段としての自転車利用を促進するため、交通拠点や観光施設の周辺や施設間を結ぶ沿道について、自転車ネットワークの形成や自転車走行空間の整備などを推進します。
- 既存の橋梁については、「橋梁長寿命化計画」などに基づいた適切な維持管理を推進します。
- 長期にわたり都市計画決定したまま未整備となっている道路においては、社会情勢の変化などを勘案して再検証を行い、必要に応じて廃止・変更などの検討を行います。

## 2) 交通施設の整備方針

本市の玄関口である JR 御殿場駅周辺では、交通結節点機能の強化のほか、商業・業務機能などの立地や公共空間の利活用を促進し、居心地が良く歩きたくなるような魅力ある駅前環境の創出を図ります。

JR 富士岡駅周辺や JR 南御殿場駅周辺では、駅前環境の整備に努めるほか、駅利用者や地域住民が利用する生活サービス施設などの立地を促進し、利便性の高い駅前環境の創出を図ります。

交通施設の周辺では、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性に配慮するとともに、高齢者や障がい者、子育て世代など誰もが安心して移動できるようユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を促進します。

### ■鉄道駅周辺

- JR 御殿場駅西側の富士山口については、駅前広場の交通拠点としての機能充実を図るとともに、商業施設の更新による景観に配慮した観光・商業・交流施設の立地誘導などを促進し、魅力的な商業・業務環境の形成に向けた適切な土地利用の規制・誘導を図ります。
- JR 御殿場駅東側の箱根乙女口については、居住環境と商業・サービス機能が調和した適切な土地利用の規制・誘導を図ります。
- (都) 新橋深沢線、(都) 新橋茱萸沢線及びそれらを結ぶ道路の整備を推進するとともに、その沿道について景観に配慮した商業・サービス施設の立地を誘導します。
- JR 南御殿場駅前広場は、地域と協力し、利用者の利便性向上に努めます。
- JR 富士岡駅前広場は、歩行者や自動車、バスなどの動線が交錯していることから、カラー舗装などによる歩車分離の整備など、相互の安全に配慮した交通環境整備の推進を検討します。
- JR 御殿場線の各駅周辺では、「バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが安全・安心に移動できる施設整備を推進します。
- 民間事業者などとの連携のもと、サイクルラックの設置を推進します。

### 3) 公共交通の整備方針

公共交通機関は、単なる移動手段としての役割だけでなく、環境負荷の低減とともに高齢者などの日常生活の向上、交通混雑の緩和、まちの賑わい創出など、市民生活への様々な利点があることから、利用促進に向けた積極的な取組みを図ります。

#### ■鉄道

- JR 御殿場線は、利用者の利便性や地域の魅力の向上に向けて、電車運行本数の増加や観光企画列車の運行などについて、交通事業者と協力し検討を進めます。
- 地域住民からの要望の高い既存の駅の改修や新駅設置については、必要に応じて、JR との協議・検討を行います。
- JR 御殿場線沿線の市町からなる御殿場線利活用推進協議会において、鉄道事業者との協議を行い、持続可能な新しい交通体系の構築を推進します。

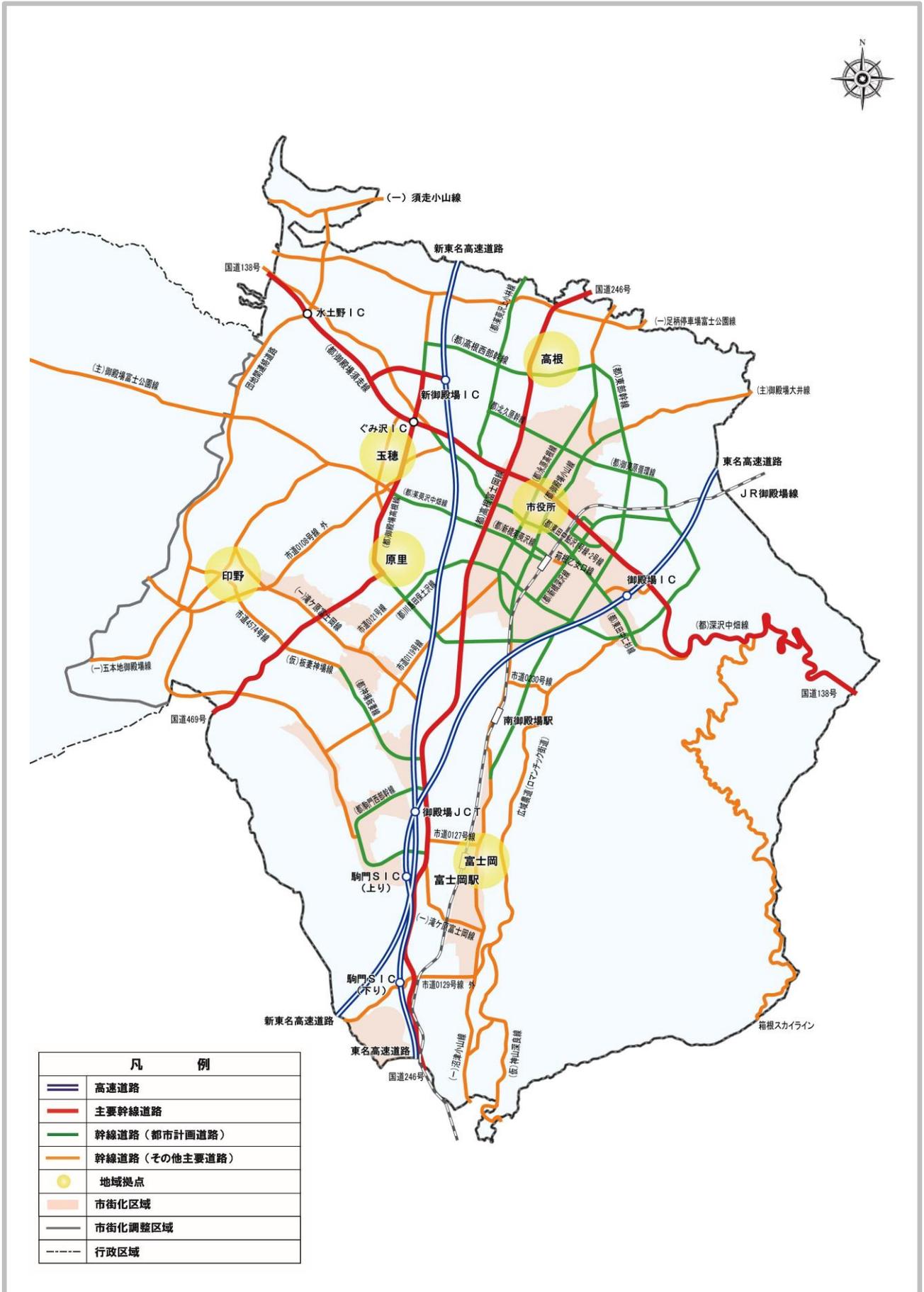
#### ■バス

- 高齢者や障がい者、子育て世代など、交通弱者を対象とした市内循環バスや、医療福祉施設などの公益施設と連携した循環バスなど、日常生活の移動確保に向けたバス運行の充実に努めます。
- 交通空白地域を中心に、福祉分野と連携した移動支援サービスや、高齢者等にやさしい次世代型小型EVの活用など、新たな公共交通の導入可能性の検討を進めます。
- 市内の各駅から工業団地などへの循環バスのほか、既存の住宅団地からの通勤・通学バスや観光周遊バスの運行など、地域の活性化や魅力向上に向けた公共交通の利用施策を関係事業者と協力し検討を図ります。
- バス利用の促進にあたり、地域公共交通協議会や交通事業者と協力し、利便性の高い路線網の確保、低床バスの導入、停車施設の充実など利便性向上に努めるとともに、地域ぐるみでのバス利用を促進する運動を推進します。

#### ■タクシー

- 高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが利用できるユニバーサルデザインタクシーなどの普及を促進します。

〈将来骨格道路網図〉



#### 4) 公園・緑地の整備方針

公園・緑地の整備については、「緑の基本計画」に即した適切な整備を推進します。

市街地においては、市民が日常生活の中で、憩いや安らぎを感じられる場として、潤いのある居住環境や産業環境の形成を図るため、都市公園の適切な整備や維持管理に取り組むほか、街路や河川、公共施設などの緑化を推進します。

本市を代表する景観資源である富士山や箱根外輪山をはじめとする豊かな自然環境の保全に努めるほか、社寺林、農地、民有地の樹林地などの緑地の保全を図ります。

公園・緑地の効率的な維持・管理・整備について、アセットマネジメントの導入を図るとともに、NPOなどの市民団体におけるアダプトプログラム（里親制度）<sup>(※1)</sup>を活用した市民協働の取り組みを推進します。

##### ■ 都市公園等

- 地域住民などと協働し、都市公園などの機能の充実や、施設の活用と適切な維持管理を推進します。
- 市民の健康管理や地域コミュニティの形成にも寄与するよう、地域のニーズに沿った公園などの整備・維持管理を推進します。
- 公園施設の老朽化対策と市民の利用の安全性を確保するため、「公園施設長寿命化計画」に基づいた適切な維持管理を行うとともに、再整備の際にはユニバーサルデザインやバリアフリーなどにも配慮します。
- 建築文化的な価値が高い施設が立地している秩父宮記念公園では、自然環境を活かした公園として整備を推進するとともに、周辺の観光施設などと連携した観光交流の場として活用を図ります。

##### ■ 市街地の緑化

- 既存住宅地において、潤いのある居住環境の形成を図るため、緑地や広場の整備を促進します。
- 新たな緑の創出に向けて、住宅地、商業地及び工業地における緑化を促進します。
- 緑に対する知識の普及や意識啓発を図り、市民が主体となった緑化活動を推進します。

##### ■ 富士山・箱根外輪山の緑化景観

- 富士山や箱根外輪山の麓に広がる斜面緑地は、自然を満喫し散策できる公園・緑地として活用を検討します。また、景観的に美しく、災害にも強いとされる自然植生（混栽）へと、積極的な樹種転換を図り、自然林の再生を推進します。
- 広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路では、花の植樹などによる沿道緑化を図り、市民や来街者などに対し、もてなしの心のある道路空間として保全活用に努めます。

(※1)一定区画の公共の場所について、市民団体等が美化活動を行い、行政がこれを支援する制度

## 5) 河川・下水道の整備方針

河川については、浸水などの都市災害を防止するため改修を推進します。また、改修にあたっては、自然環境保全機能や親水機能を付加するなど環境共生型的手法を取り入れた整備を推進します。

公共下水道については、計画決定済区域の整備を計画的に推進するとともに、計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽などの設置を促進し、適切な生活環境の保全を図ります。

また、下水道施設については、ストックマネジメント<sup>(※1)</sup>計画に基づき、効率的な維持・管理を推進します。

### ■河川

○河川については、危険度の高い箇所、市民生活への影響の大きい箇所から優先的に整備を図ります。

○河川整備にあたり、防災機能の向上に加え、親水機能の整備や都市景観との調和、水中生物の生態系保全など、河川の環境機能を高めることを目指します。

### ■下水道

○衛生的で快適な地域環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理施設の適切な整備を推進します。

○公共下水道事業以外の河川浄化策として、汚水処理施設（合併処理浄化槽、地域し尿処理施設（コミュニティプラント）、集落排水施設など）の適切な整備と維持管理に努めます。

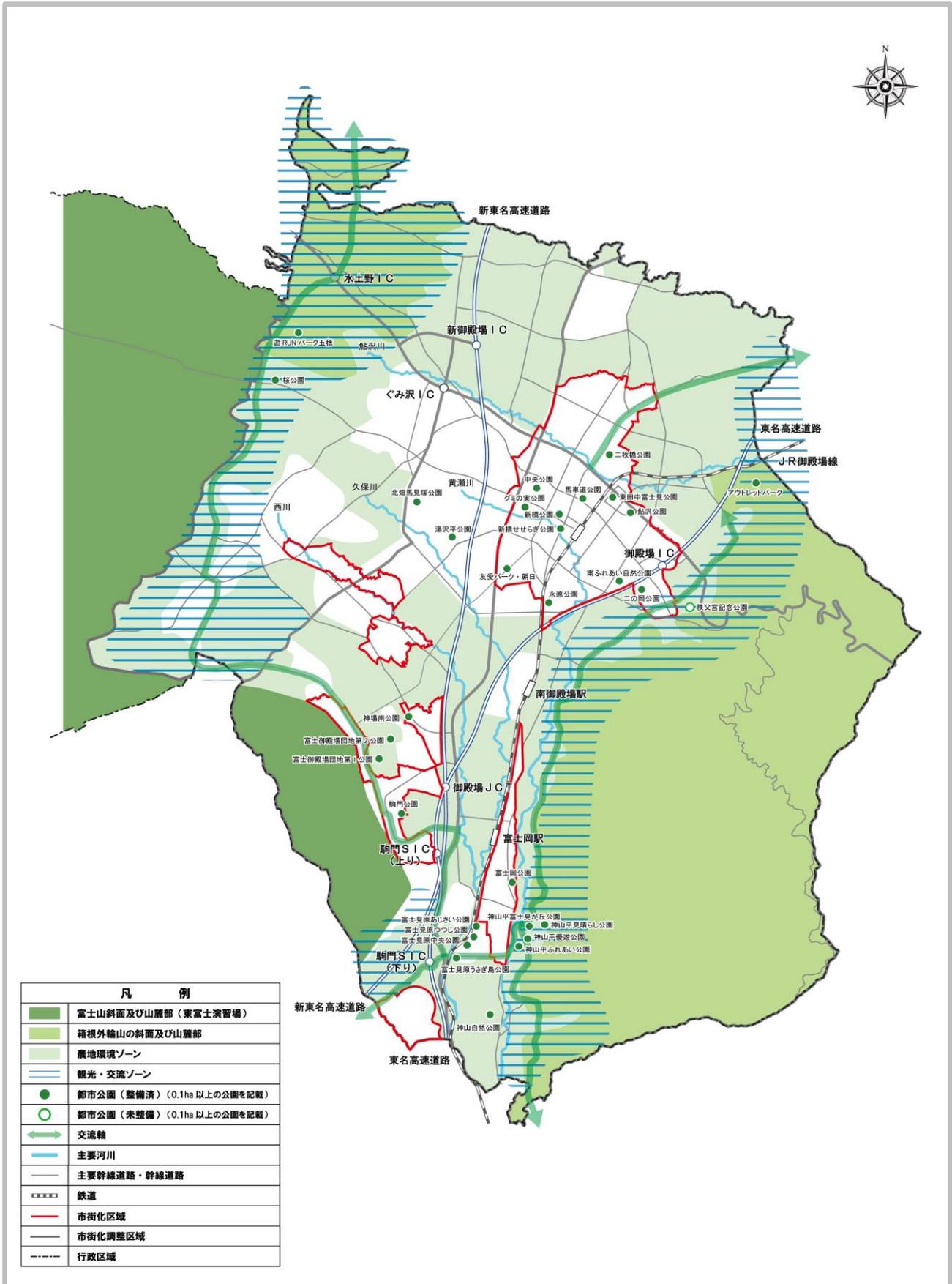
○合併処理浄化槽の普及による浄化槽汚泥の増加に加え、施設の老朽化に対応するため、将来必要となる処理量に応じた衛生センターの整備・更新を推進します。



湧水池

(※1) 持続可能な事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

<公園・緑地の配置方針図>



## (4) 都市環境の形成方針

### 1) 自然環境の保全方針

豊かな自然と人とが調和した社会を目指して、市民・事業者・行政の役割を明確化し、協働による自然環境の保全を推進します。

本市に残る風土や歴史などの地域資源について、有効活用を図りつつ、適切な保全に努めます。

#### ■ 富士山・箱根外輪山

○富士山や箱根外輪山などの森林は、水源涵養機能、土砂災害防止機能、動植物の生息地など様々な機能を有しているため、間伐や樹種転換などの適切な管理により、良好な自然環境の保全を推進します。また、風致地区などの都市計画制度に基づく保全を検討し、環境保全機能、観光交流機能などの向上を図ります。

#### ■ 歴史拠点

○東山旧岸邸や深沢城跡など、地域に点在し、市民に親しまれている歴史的・文化的資源の風景は維持・保全に努めます。

○寺社樹林地などの鎮守の森や小河川などについて、市街地の良好な環境を形成する要素として積極的な保全を図ります。

#### ■ 水辺

○河川や水路・湧水池などの保全に努めるとともに、多様な生物の生息できる環境を整備し、良好な水辺環境づくりを推進します。

○一級河川である黄瀬川、久保川、西川、二級河川である鮎沢川、小山川、普通河川である小山佐野川などについては、市民の身近な水辺空間として利用できるよう親水空間の整備を推進します。

#### ■ 農地

○農地は食料生産だけでなく、環境保全・防災機能のほか、景観機能も有することから、ほ場整備が完了した優良な農地を中心にその保全に努めます。

○動植物が生息する水田や用水路などの農地は、生物多様性を守りつつ、人と自然が共存できる場として環境整備を推進します。

○田園風景の保全に努めつつ、農産物の販路拡大や遊休農地の有効利用などを図り、地産・地消を目指した活力ある農業経営を推進します。

## 2) 都市景観の形成方針

都市景観の形成については、「総合景観条例」、「景観計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、自然環境や歴史的・文化的資源などの良好な景観の保全・誘導を図るとともに、貴重かつ重要な資源としても適切に保全し、後世に伝える景観の形成を推進します。

本市では、JR 御殿場駅を中心とした市街地景観と富士山や箱根外輪山をはじめとする山林や農地などの自然景観を有しており、御殿場ならではの美しい景観の形成・維持保全に向けて、市民などの意識の醸成を様々な機会と捉え、実施していくとともに、様々な担い手の育成を図ります。

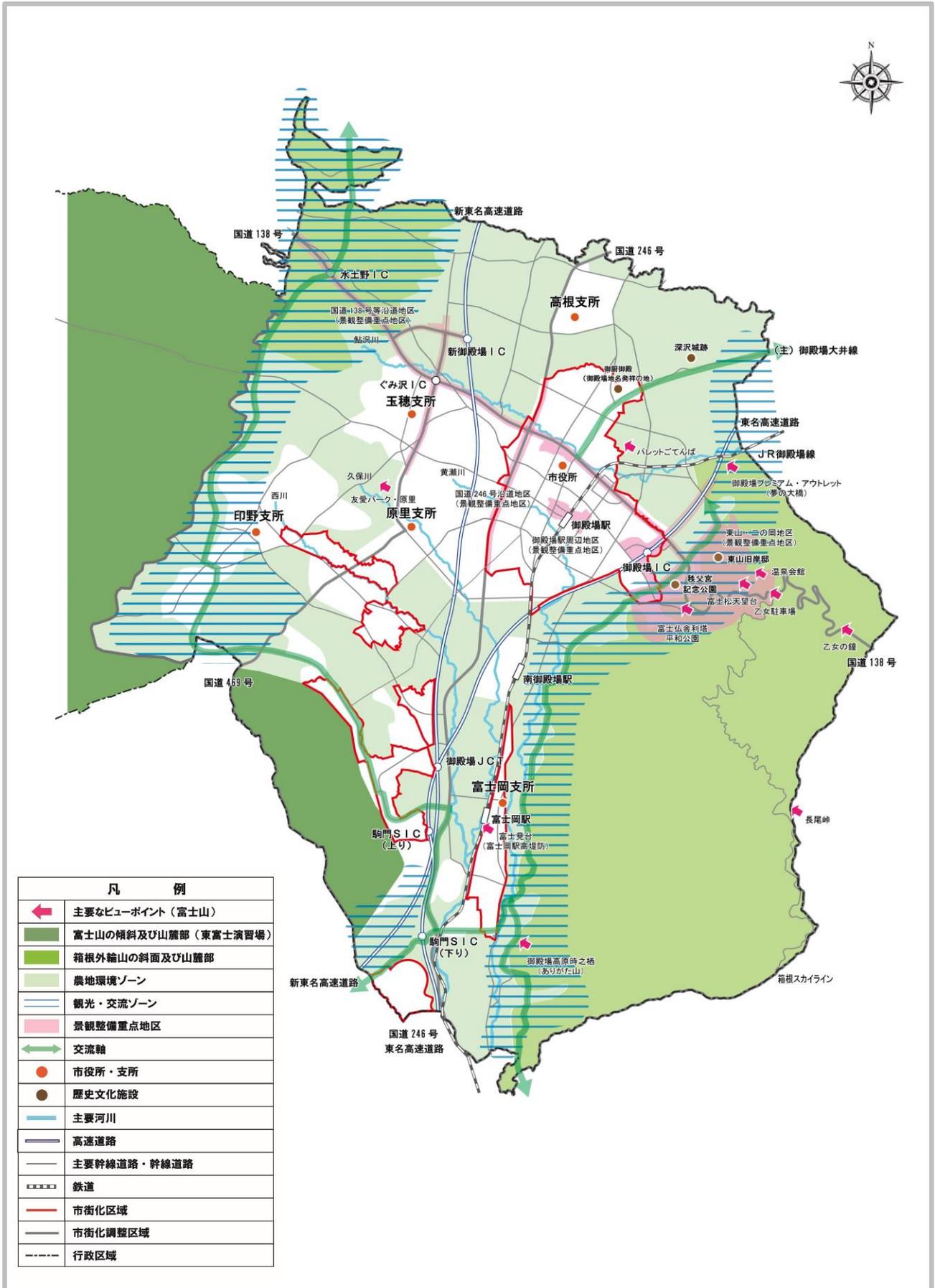
### ■ 市街地景観

- 本市の景観シンボルである富士山や箱根山系の眺望を保全・創出するため、地域の特性を踏まえ、無電柱化の推進や景観に配慮した建築物の高さ制限、大規模建築物の景観誘導などを推進します。
- 既存住宅地周辺においては、地域住民などと協働し、建築物の形態誘導や緑化など、周辺の街並みと調和した景観形成に努めます。
- 景観整備重点地区である御殿場駅周辺地区では、屋外広告物や建築物の意匠・形態などの規制・誘導を推進するとともに、幹線道路沿道において無電柱化の推進や建築物の高さ制限を設けるなど、都市計画制度の活用も視野に、富士山や箱根外輪山の眺望に配慮した、本市の玄関口にふさわしい賑わいのある景観の維持・保全と形成を図ります。
- 景観整備重点地区である国道 138 号等沿道地区や国道 246 号沿道地区では、屋外広告物や建築物の意匠・形態などの規制・誘導を行い、富士山への眺望を重視しつつ良好な沿道景観の形成を図ります。

### ■ 自然景観

- 農地については、農業振興や地域振興を図りつつ、地域の原風景として優良な田園景観の保全を図ります。
- 秩父宮記念公園などの歴史的・文化的資源を活用した良好な景観の形成を促進します。
- 各拠点などから眺望される山並みや森林などの自然環境について、本市を特徴づける景観資源として保全を図ります。
- 景観整備重点地区である東山・二の岡地区は、自然景観や歴史的・文化的な趣のある良好な景観を保全するとともに、観光資源として活用を推進します。
- 富士山や箱根山系の眺望景観を楽しむことができるビューポイントの整備や眺望景観の保全を図ります。
- 交流軸周辺の観光・交流ゾーンでは、富士山の風景を活かした景観の形成を推進します。

〈都市環境の形成方針図〉



### 3) 防災環境の整備方針

市民の生命や財産を災害から守るため、ハード・ソフト両面からの防災対策の充実を図るとともに、防災意識の高揚や地域の自主防災力の向上を促し、総合的な防災・減災対策の強化を推進します。

本市は、南海トラフ地震などに係る地震防災対策強化地域の指定を受けており、最大震度6強以上となることが予想されることから、「地域防災計画」及び「耐震改修促進計画」などに基づき、揺れによる建物の倒壊、液状化による低地への影響に対する建物の耐震化や道路、橋、水道施設などの耐震性の向上を図ります。

また、行政情報や観光情報、防災情報など、市民や来街者に必要となる地域情報発信ステーションである「富士山 GOGO エフエム」の普及促進などの支援に努めます。

#### ■地震対策

- 主要な道路、橋、水道施設など公共施設の強度を高め、耐震性の向上を推進します。
- 既存住宅地などにおいて、地域性を考慮しつつ、建築更新時に合わせた道路の拡幅整備や壁面後退など、必要な防火対策を推進します。
- 避難所における防災資機材など必需品の備蓄を行うとともに、防災倉庫などの整備を促進します。
- 耐震性能の劣る公共施設の改築・耐震補強を推進するとともに、防災拠点としての機能強化を図ります。また、民間のホテルや飲食店などの不特定多数の人が利用する施設について耐震化を促進します。
- 高密度な住宅密集地域においては、建築物の耐震化、不燃化、壁面後退などを促進し、延焼遮断機能の強化を図ります。
- 耐震補強助成事業などの活用により、木造住宅の耐震診断や耐震化を促進するとともに、合わせて、倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去、改善、生け垣化などを促進します。

#### ■火山対策

- 富士山に係る火山防災対策の充実を図るとともに、公共施設などの安全性確保、砂防・治山施設の整備、ライフライン施設の安全性確保を促進します。
- 噴火被害を最小限にするため、富士山火山ハザードマップや火山情報の提供及び周知を図ります。

#### ■豪雨対策

- 良好な自然・農地環境を保全し、保水機能の維持を図るとともに、治山治水対策、砂防対策、河川や水路の改修整備による浸水対策を推進します。
- 道路・広場などの公共空間の整備については、保水・透水性などに配慮し、豪雨災害の抑制などを図ります。また、土地開発などにおいては、土地利用事業指導要綱に基づく防災調整池の設置を推進します。

#### ■減災対策

- 安全な避難経路・避難所を確保するとともに、防災マップや各種ハザードマップの周知を図り、市民の防災意識の高揚を図ります。

- 地域防災無線、SNS、FMラジオなどを利用した迅速な情報伝達体制や連携を図るとともに、定期的な防災訓練や各種ハザードマップによる防災減災意識の普及啓発、地域自主防災組織の防災力強化を促進し、災害発生時における減災対策に努めます。

#### ■ 防災拠点対策

- 災害対策本部・支部・物資集積所などの防災拠点における資機材などの整備を推進し、災害対応力の向上を図ります。

### 4) 循環型社会の形成方針

市民生活や事業活動における資源やエネルギーの消費抑制、環境負荷の小さいエネルギーや新しいエネルギーの利用を促進するほか、ごみ削減に必要な従来の3R（廃棄物などの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））に、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のための新たな3R（断る（リフューズ）、戻す（リターン）、回復させる（リカバー））を加えた6Rの推進を図り、循環型社会を目指します。

環境への取り組みを促進するため、市民などへの環境教育を充実させ、環境意識の啓発に努めます。

#### ■ 発生抑制・再資源化

- 生ごみやプラスチックごみなどの発生抑制や減量化、再資源化に努めるとともに、再生可能な生物由来の有機性資源の有効利用などにより、都市環境の向上を図ります。
- 「一般廃棄物処理基本計画」などに基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、再生利用の推進に努めます。

#### ■ 環境負荷の低減

- 公共施設への率先的な省エネの導入を推進し、エネルギー消費の削減に努めます。
- 地産地消を促進し、農作物の移動距離の短縮化により、環境負荷の低減を図ります。
- 防犯灯や街路灯などについて、太陽光エネルギーなどを利用した環境負荷の少ない照明の普及に努めます。
- 公共交通や自転車の利用促進を図るほか、幹線道路における交通渋滞の解消や緑化の推進などを促進し、温室効果ガスの発生抑制に努めます。
- 大規模集客施設や主要幹線道路沿道などにおいて、電気自動車の充電施設や燃料電池車用水素ステーションの普及を促進します。

# 第5章

---

## 地域別構想

- 
- 5-1. 御殿場地域
  - 5-2. 富士岡地域
  - 5-3. 原里地域
  - 5-4. 玉穂地域
  - 5-5. 印野地域
  - 5-6. 高根地域
-



## ～地域別構想の構成と作成の考え方～

地域別構想は、全体構想に示すまちづくりの目標・方針との整合を図るとともに、各地域の特性を踏まえ、地域毎のまちづくり方針を定めるものです。

### <地域別構想の構成・作成フロー>

#### (1) 地域の現況

…地域ごとの現況・特性を整理しました。

##### <整理内容>

- ①地域の概況      ②地域の人口      ③地域の法規制状況      ④地域の土地利用状況
- ⑤地域の都市計画事業等の実施状況      ⑥地域の都市機能立地状況及び公共交通の運行状況
- ⑦地域の空き家等の立地状況      ⑧地域の災害関連法の指定状況      ⑨地域資源の立地状況

#### (2) 地域の想い

…「まちづくりアンケート調査」の結果について、地域毎に分析・整理を行いました。

##### <整理内容>

- ①将来のまちのイメージについて
- ②都市拠点・地域拠点に必要な施設について
- ③必要な都市環境整備について  
(道路、公園・緑地、河川・水路、防災、景観、観光)

…地域別意見交換会を開催し、主な意見を整理しました。

##### <整理内容>

- ①生活（暮らし）に関する意見      ②産業・雇用に関する意見
- ③観光・交流に関する意見      ④自然・景観に関する意見
- ⑤防災に関する意見

#### (3) 地域のまちづくりの課題

…「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ、地域のまちづくりの課題を整理しました。

##### <整理内容>

- ①生活（暮らし）に関する課題      ②産業・雇用に関する課題      ③観光・交流に関する課題
- ④自然・景観に関する課題      ⑤防災に関する課題

#### (4) 地域のまちづくりの方針

…上記の「地域の現況」、「地域の想い」、「地域のまちづくりの課題」の内容や、全体構想に示すまちづくりの目標・方針などを踏まえ、地域毎のまちづくりの方針を作成しました。

##### <整理内容>

- ①地域のまちづくりの目指す姿
- ②地域のまちづくり方針（生活（暮らし）、産業・雇用、観光・交流、自然・景観、防災）
- ③地域のまちづくり構想図

## 5-1. 御殿場地域

### (1) 地域の現況

#### ①地域の概況

本地域は、市の北東部に位置し、JR 御殿場駅や御殿場市役所、東名高速道路御殿場 IC<sup>(※1)</sup>などが立地する本市の玄関口であり、JR 御殿場駅周辺には、中層・低層の住宅や商業・業務施設、公共公益施設が立地するなど、本市の中心市街地が形成されています。

また、主な地域資源として、秩父宮記念公園や御殿場プレミアム・アウトレットなどがあります。

地域西部では、令和2年度(2020年度)に新東名高速道路新御殿場 IC が開設する予定です。



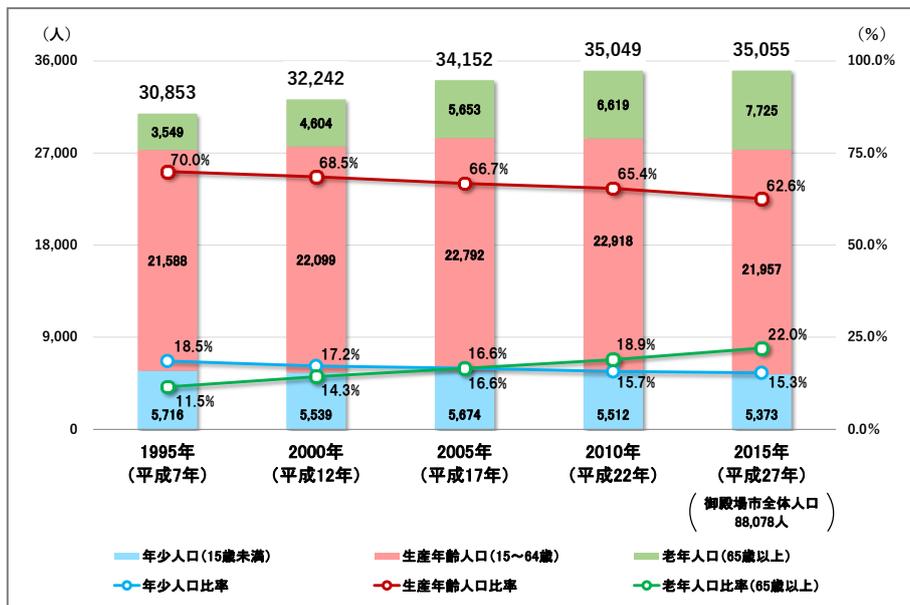
#### ②地域の人口

地域人口は、平成27年(2015年)時点で35,055人であり、市全体の約40%を占めており、近年に至るまで増加傾向にあります。

また、地域の高齢化率は、平成27年(2015年)時点で22.0%と市平均(23.2%)よりも低い状況にあります。徐々に増加しています。

今後は、将来的な地域の人口減少・高齢化の進行が予測されます。

＜御殿場地域の人口推移＞



【出典】各年国勢調査(総務省統計局)

(※1) 立体交差する道路相互間、または近接する道路相互間を連絡路によって立体的に接続する施設

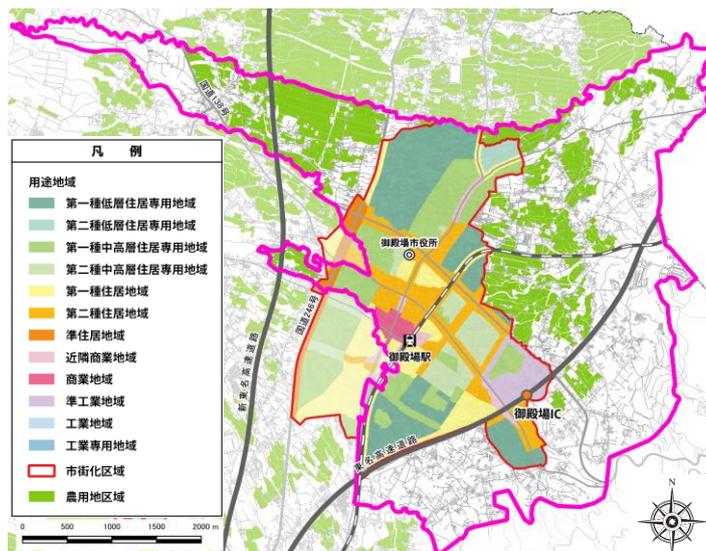
### ③地域の法規制状況

地域中央部に市街化区域、その周辺に市街化調整区域が指定されています。

市街化区域では、住居系を中心に10種類の用途地域が指定されており、特に、JR 御殿場駅周辺の中心市街地では、市内で唯一の商業地域が指定されているほか、東名高速道路御殿場 IC 周辺では準工業地域が指定されています。

また、市街化調整区域の一部に、農用地区域を指定しています。

＜御殿場地域の法規制状況図＞



【出典】平成28年度都市計画基礎調査、御殿場市資料

### ④地域の土地利用状況

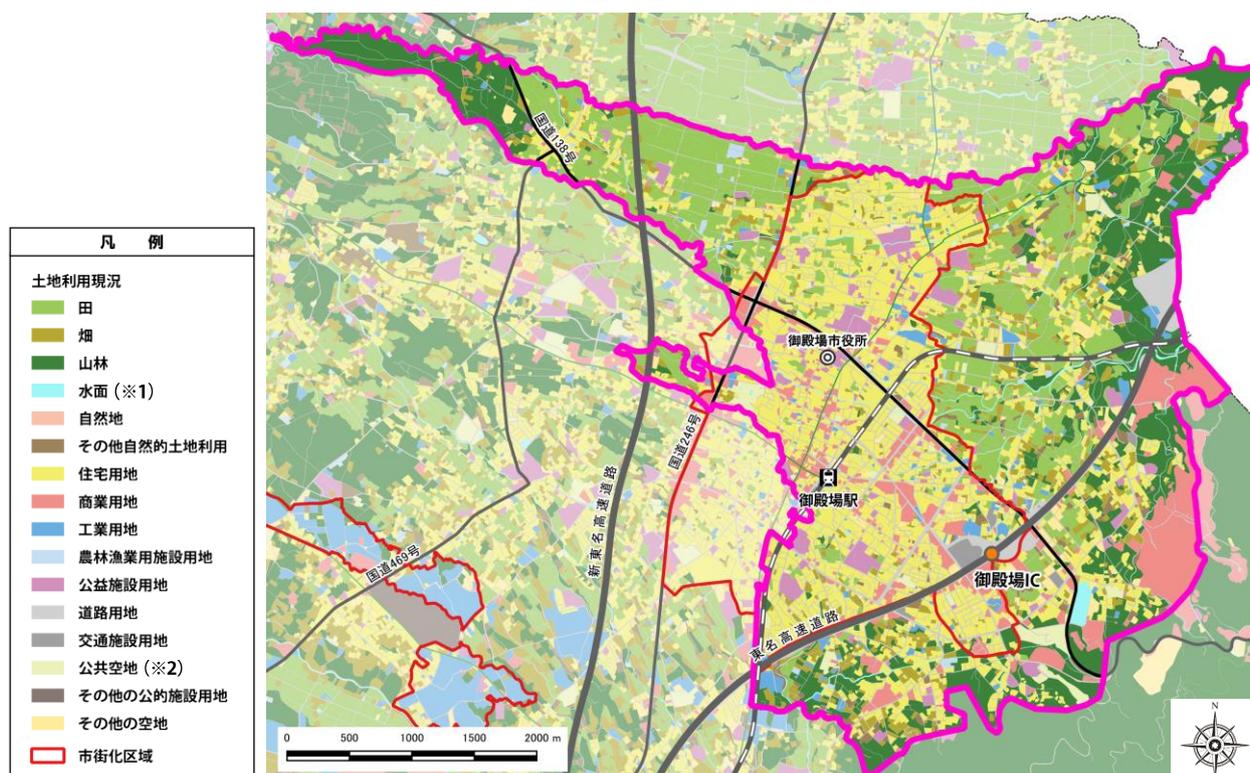
JR 御殿場駅や御殿場市役所が位置する市街化区域内では、住宅用地を中心に商業用地や公益施設用地などが立地した複合的な土地利用が形成されています。

また、国道138号や国道246号などの幹線道路沿道では、沿道型の商業施設の立地が進み、東名高速道路御殿場 IC 周辺などでは工業用地もみられます。

一方、市街化調整区域内では、市街化区域の縁辺部などにおいて住宅用地や商業用地などの土地利用が多くみられ、地域東部では東名高速道路御殿場 IC に近接する広域アクセス性を活かした御殿場プレミアム・アウトレットやゴルフ場などの大規模な商業用地がみられます。

なお、地域北東部や北西部では、農地や山林が多くみられ、既存集落地と相まった優良な田園景観が形成されています。

＜御殿場地域の土地利用状況図＞



【出典】平成28年度都市計画基礎調査

(※1) 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面  
 (※2) 公園・緑地、広場、運動場、墓園

⑤地域の都市計画事業等の実施状況

JR 御殿場駅周辺や東名高速道路御殿場 IC 周辺において、土地区画整理事業が2地区（二の岡、東田中鮎沢）、市街地再開発事業が1地区（御殿場駅前 B-1・C-1 地区）で完了しています。また、地区計画が5地区（二の岡、東田中鮎沢、東部幹線沿線、御殿場駅東、御殿場駅箱根乙女口広場周辺）で指定され、良好な市街地環境が形成されています。

そのほか、地域内には都市計画道路が17路線、都市公園が41箇所指定されています。

＜市街地整備事業の状況＞

事業	事業名称等
土地区画整理事業	・二の岡土地区画整理事業 （住宅系：12.7ha） ・東田中鮎沢土地区画整理事業 （住宅系：32.9ha）
市街地再開発事業	・御殿場駅前 B-1・C-1 地区 （商業系：0.40ha）

＜主要な都市施設等の整備状況＞

都市施設	施設名称等
都市計画道路	・第二東名自動車道 ・御殿場駅前通り線 ・御殿場須走線 ・新橋深沢線 ・御東原循環線 ・新橋茱萸沢線 ・深沢中畑線 ・永原高根線 ・御殿場高根線 ・北久原幹線 ・東部幹線 ・茱萸沢上小林線 ・高根富士岡線 ・東田中鮎沢1号線 ・御殿場小山線 ・東田中鮎沢2号線 ・東田中仁杉線
都市公園 (0.1ha以上の公園を記載)	・秩父宮記念公園 ・新橋公園 ・永原公園 ・中央公園 ・東田中富士見公園 ・鮎沢公園 ・二の岡公園 ・馬車道公園 ・二枚橋公園 ・新橋せせらぎ公園 ・アウトレットパーク ・南ふれあい自然公園
交通施設	・二葉駐車場 ・御殿場市営駅南駐車場 ・タイムズ小田急箱根高速バス御殿場駐車場
下水道	・御殿場処理区（整備率：86.5%）※2019年3月末現在
河川 (1級・2級河川を記載)	・鮎沢川 ・黄瀬川 ・小山川 ・抜川 ・馬伏川

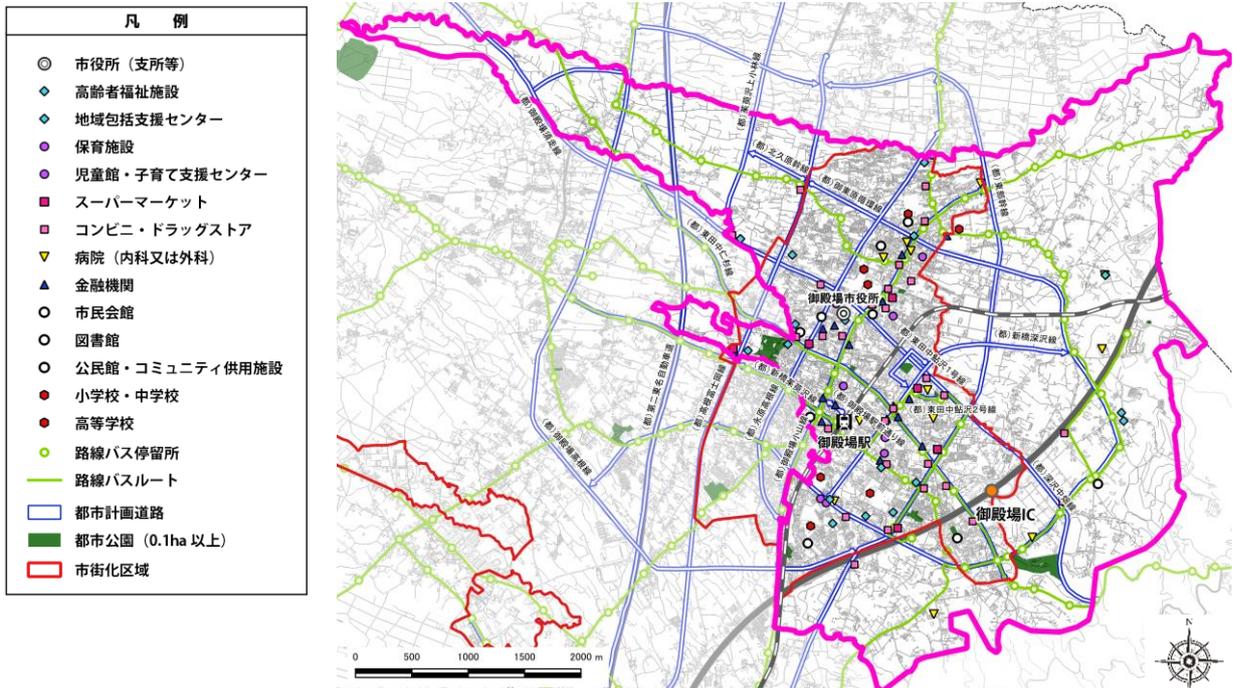
【出典】平成27年度・平成28年度都市計画基礎調査、2020 御殿場市の都市計画

⑥地域の都市機能立地状況及び公共交通の運行状況

都市拠点である JR 御殿場駅や地域拠点である御殿場市役所周辺において、市民会館や市立図書館などの公共公益施設のほか、商業サービス施設や福祉施設などの都市機能が集積しています。

また、地域中央部に JR 御殿場線が位置するほか、JR 御殿場駅を中心に路線バスネットワークが放射状に形成されています。

＜御殿場地域の都市施設・都市機能の分布図＞



【出典】厚生労働省 HP、静岡県 HP、御殿場市 HP、全国スーパーマーケットマップ、コンビニマップ、日本全国ドラッグストア・調剤薬局マップ、NTT 電話帳、御殿場市資料

⑦地域の空き家等の立地状況

地域内の空き家の件数は 105 件であり、市街化区域内の幹線道路沿道などで多くみられるほか、市街化区域縁辺部では、農地（田・畑）や空き地などの低・未利用地が存在しています。

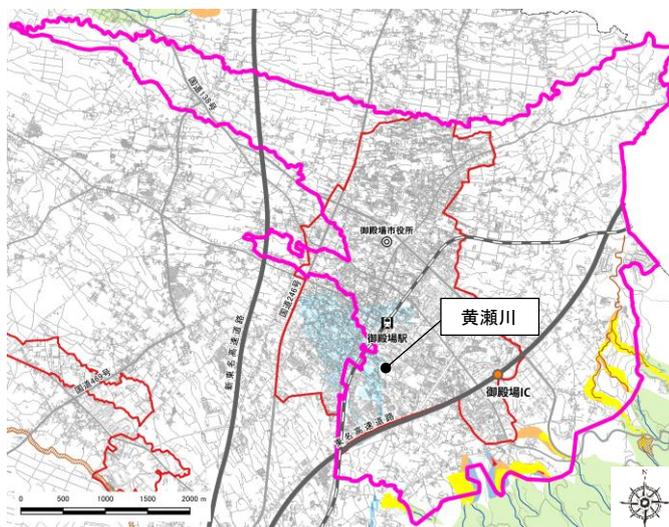
【出典】御殿場市空家等対策計画（平成 31 年 3 月）

⑧地域の災害関連法の指定状況

地域南東部の箱根外輪山の山林において、砂防指定地や土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険区域、土石流危険渓流などの災害危険区域が指定されています。

また、黄瀬川周辺に洪水浸水想定区域が指定されています。

＜御殿場地域の災害関連法の指定状況＞



凡 例	
	砂防指定地
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
	土砂災害特別警戒区域（土石流）
	土砂災害警戒区域（土石流）
	土石流危険区域
	土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）
	土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）
	土石流危険渓流（主流路）
	洪水浸水想定区域
	0.3m未満
	0.3m～0.5m
	0.5m～1.0m
	1.0m～3.0m
	3.0m～5.0m
	5.0m～10.0m
	10.0m～20.0m
	市街化区域

【出典】平成 28 年度・平成 29 年度都市計画基礎調査  
洪水浸水想定区域図（静岡県）  
静岡県 GIS/静岡県統合基盤地理情報システム

⑨地域資源の立地状況

主な地域資源として、秩父宮記念公園や御殿場プレミアム・アウトレットなどがあります。

また、景観整備重点地区として、御殿場駅周辺地区や東山・二の岡地区、国道 138 号等沿道地区、国道 246 号沿道地区を指定しており、富士山や箱根外輪山の眺望に配慮した良好な景観形成に取り組んでいます。

＜御殿場地域の主な地域資源＞

秩父宮記念公園	御殿場プレミアム・アウトレット
東山旧岸邸	御殿場地名発祥の地

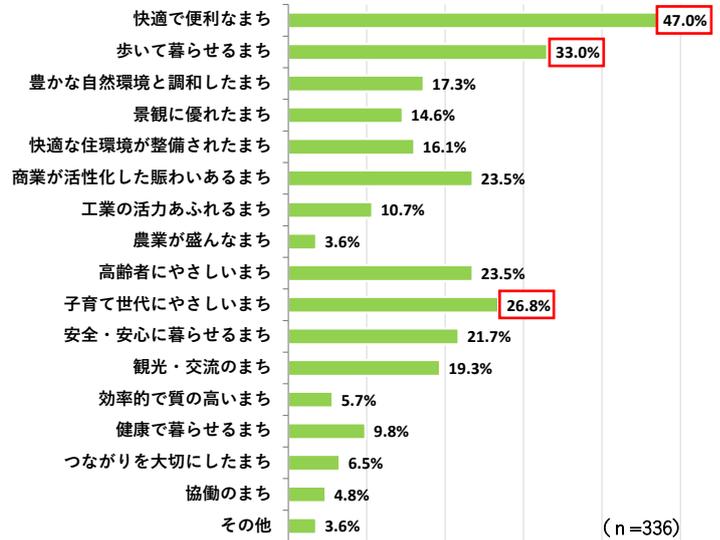
(2) 御殿場地域の想い

① 「まちづくりアンケート調査」の結果・主な意見

◆将来のまちのイメージについて

- ・将来のまちのイメージとして、「快適で便利なまち」、「歩いて暮らせるまち」、「子育て世代にやさしいまち」などが求められています。

<将来のまちのイメージについて>



◆都市拠点・地域拠点に必要な施設について

- ・JR 御殿場駅周辺では、「ショッピングセンター」や「小売店舗」、「観光施設」などの立地が求められています。
- ・御殿場市役所周辺では、「文化教育施設」や「子育て支援施設」、「高齢者福祉施設」などの立地が求められています。

◆必要な都市環境整備について

- ・本地域では、以下の都市環境整備が求められています。

分野	地域が求めるもの		
	1位	2位	3位
道路	安全な歩道の整備 (47.6%)	幅員の狭い生活道路の整備・改善 (39.9%)	電線の地中化など安全な道路環境の整備 (25.6%)
公園・緑地	自然を満喫できる公園の整備 (40.8%)	災害時の活動拠点となる公園の整備 (35.4%)	積極的な公園用地の活用・促進 (33.0%)
河川・水路	自然豊かな水辺環境の整備 (54.5%)	水辺に親しめる空間や遊歩道の整備 (47.9%) 災害に強い河川・水路の整備 (47.9%)	
防災	一次避難地や避難活動拠点の整備 (44.3%)	備蓄倉庫の整備 (34.2%)	電線の地中化など災害に強い道路整備 (31.3%)
景観	自然・文化・歴史資源を活かした景観形成 (70.5%)	電線地中化など沿道景観の向上 (38.1%)	河川・農地など自然環境に配慮した景観形成 (29.5%)
観光	新たな観光商品の開発 (43.8%)	道路網や交通ネットワークの整備 (42.0%)	観光地や観光施設の整備・保全 (41.7%)

(n=336)

## ②「地域別意見交換会」での主な意見

本地域の意見交換会では、以下の意見などが出されました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>御殿場地域では移住・定住が促進され、小中学校の生徒数が増加し、教室が足りない</li> <li>市街化調整区域内のインフラ整備の充実が必要</li> <li>小中学校周辺において、子供たちが安全に通行できる道路環境整備が必要</li> <li>子供たちが安心して遊べる公園が少ない</li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR 御殿場駅周辺の商店街の店舗閉店が続いている。空き店舗の利活用が必要</li> <li>JR 御殿場駅周辺の空洞化が進んでしまうのではないかと不安を感じる</li> <li>SIC<sup>(※1)</sup>を地域の産業振興に活かす</li> <li>市街化調整区域の農地は、ほ場整備により生産性が向上している</li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>秩父宮記念公園など、地域の観光資源を活かしたまちづくりができると良い</li> <li>集客施設としての公園が少ないように感じる</li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>鮎沢川の自然を活かした河川公園や農業公園を作ってみてはどうか</li> <li>富士山の景観を活かしたまちづくりを望む</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域内においても防災拠点や広場などの整備が必要</li> </ul>

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ

## (3) 御殿場地域のまちづくりの課題

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ、地域のまちづくりの課題を以下のとおり整理しました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の玄関口・中心拠点としての都市基盤の維持・強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>市の玄関口にふさわしい JR 御殿場駅前や中心市街地の環境整備</li> </ul> </li> <li>●人口減少・高齢化社会でも安心して暮らすことができる生活環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>既成市街地や既存集落地における生活利便性の維持・確保</li> <li>市民や来街者など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の維持・確保</li> </ul> </li> <li>●都市インフラ（道路・公園・河川など）の適切な整備、維持管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路の整備促進、生活道路の安全性向上</li> <li>公園・緑地の適切な維持管理と利活用の促進</li> </ul> </li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商業地の魅力向上・活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の活性化、空き店舗の有効活用</li> <li>幹線道路沿道の魅力ある商業環境の形成</li> </ul> </li> <li>●優良農地の保全・農業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域に広がる優良農地の保全、農業の活性化</li> </ul> </li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光・交流資源の維持・保全・機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>JR 御殿場駅周辺や観光地エリアなどにおける来街者の滞留性・滞在性の向上</li> <li>秩父宮記念公園や御殿場プレミアム・アウトレットなど既存観光資源のネットワーク化</li> </ul> </li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな山林・農地環境の維持・保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>箱根外輪山の山林や優良農地、河川環境の保全</li> </ul> </li> <li>●富士山や箱根外輪山の景観・眺望の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>JR 御殿場駅周辺や観光地エリアなどにおける富士山や箱根外輪山の眺望の確保</li> </ul> </li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の防災力向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>市民や来街者など、多くの人々が利用する JR 御殿場駅周辺の防災対策の強化</li> <li>富士山噴火や大規模地震、集中豪雨など自然災害への事前対策の強化</li> <li>地域の防災力向上、地域住民の防災意識の向上</li> </ul> </li> </ul>

(※1) 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。

## (4) 御殿場地域のまちづくりの方針

### 《御殿場地域のまちづくりの目指す姿》

多くの市民や来街者が訪れる JR 御殿場駅や御殿場市役所周辺の適切な都市基盤整備や用途地域の指定・変更、地区計画制度の活用により、多彩な都市機能の集積・立地誘導を図ります。

また、市街化調整区域に広がる豊かな森林・農地環境の保全や秩父宮記念公園・御殿場プレミアム・アウトレットをはじめとする観光資源の有効活用を促進し、本市の中心拠点・玄関口として、賑わいと活気にあふれるまちづくりを目指します。

### ■生活（暮らし）に関するまちづくり方針

#### ■豊かな暮らしと賑わいを育み、居心地の良い魅力ある中心拠点の形成

- 本市の都市拠点である JR 御殿場駅周辺の中心市街地や商業・業務ゾーンは、集客性・利便性の高い商業・業務、医療・福祉、観光・交流、居住など多彩な都市機能の維持・集積を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した環境の整備や、富士山の眺望に配慮した魅力ある景観の形成に取り組み、本市の玄関口として、多くの市民や来街者で賑わう居心地の良い駅前環境の創出を図ります。
- 「バリアフリー基本構想」に基づく重点整備地区である JR 御殿場駅を中心とした区域では、高齢者や障がい者、子育て世代など、「すべての人の安全・安心を実現するまち」を目指し、歩道の改善や無電柱化、公共公益施設の段差の解消など、バリアフリーに配慮した環境整備を推進します。
- 地域拠点である御殿場市役所周辺は、行政サービス機能の充実に努めるとともに、市民が利用しやすい環境形成を図ります。

#### ■安心・便利なまちなかで暮らし続けることのできる住環境の形成

- 市街化区域内の低層住宅ゾーンにおいて、戸建て住宅を主体としたゆとりある住環境の形成を図るほか、一般住宅ゾーンにおいては、日常生活に必要なサービス施設の立地誘導を図り、中層住宅を中心とした生活利便性の高い良好な住環境の形成を図ります。
- 既成市街地の住宅地では、空き地・空き家の有効活用を促進し、地域に必要な生活サービス施設の立地誘導を図るなど、良好な住環境の維持・保全と魅力向上に努めます。

#### ■富士山と箱根外輪山に囲まれた、ゆとりある集落環境の形成

- 自然環境ゾーンや農地環境ゾーンの既存集落地では、狭あい道路の解消など生活道路の整備・改善や、日常生活を支える商業・サービス施設の維持・充実、地域コミュニティの強化を図り、自然環境や農業環境と調和したゆとりある集落地としての生活環境の形成を図ります。

#### ■快適で便利な暮らしを支える都市基盤の形成

- 地域内外の円滑な移動を支える（都）新橋深沢線や（都）御東原循環線などの幹線道路は、適切な整備と維持管理を促進します。また、既成市街地や公共公益施設周辺の生活道路は、地域住民などが安全に通行できる道路環境の形成を図ります。

- 地域の高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の確保に向けて、「地域公共交通計画」を踏まえた既存路線バスの維持・充実を図るほか、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した公共交通の導入を推進します。
- 地域の公園・緑地について、地域のニーズに沿った機能の充実を図ります。また、「公園施設長寿命化計画」に基づいた計画的な予防保全に取り組むほか、地域住民との協働による適切な利活用と維持管理を促進します。

## ■産業・雇用に関するまちづくり方針

### ■ JR 御殿場駅周辺や幹線道路沿道の魅力ある商業環境の形成

- JR 御殿場駅周辺の中心市街地では、多様な世代が集い、交流する場所として、集客性・利便性の高い商業・サービス機能の集積を図るとともに、空き地・空き店舗の活用促進や公共空間の有効活用、オープンスペースの確保など、居心地が良く歩きたくなる、賑わいと魅力あるまちなかの商業環境の形成を図ります。
- （都）新橋茱萸沢線などの中心市街地を通る幹線道路沿道については、周辺環境に配慮しつつ、日常生活に必要な商業・サービス施設などの維持と適切な立地誘導を図ります。
- 国道 246 号や国道 138 号などの幹線道路の沿道ゾーンでは、交通利便性を活かした商業・サービス施設の適切な立地誘導を図ります。

### ■ 優良な農地環境の保全と農業の活性化

- 農地環境ゾーンでは、安定的な農業生産の確保に向けて、一団の優良農地の適切な維持・保全や農地の集約化、農業生産基盤の整備を推進します。
- 農業地域の活性化に向けて、地域の実情を踏まえ、遊休農地の活用促進や新たな担い手の確保、振興作物の生産拡大に取り組むとともに、農産物の高付加価値化、新技術を活用したスマート農業の推進を目指します。
- 新東名高速道路新御殿場 IC や足柄 SIC に近接する環境を活かし、遊休農地を活用した市民農園や体験型農園など、市民や来街者が気軽に農業に親しむことができる環境の創出を図ります。

## ■観光・交流に関するまちづくり方針

### ■ 観光資源の磨き上げとまちなかや周辺の地域資源との連携による観光の活性化

- 秩父宮記念公園や御殿場プレミアム・アウトレット、馬術・スポーツセンターなどが位置する観光・交流・レクリエーション拠点及び観光・交流ゾーンの一帯では、中心市街地や周辺の地域資源とのネットワーク化を図り、観光客や来街者の滞留性・回遊性の向上を図ります。
- 観光・交流・レクリエーション拠点及び歴史・文化拠点である東山・二の岡地区は、別荘地としての歴史と空間を保全するとともに、観光客が回遊する環境づくりを推進します。
- 国道 138 号沿いに位置する東山湖周辺は、東山旧岸邸などの文化資源や東山湖フィッシングエリア、東山青少年広場などの自然環境を活かし、市民や来街者の文化・交流レクリエーションの場としての機能充実を図ります。

- 歴史・文化拠点に位置し、既存の観光文化資源である東山旧岸邸や秩父宮記念公園周辺は、機能の維持・保全・充実を図るとともに、深沢城跡周辺や御厨御殿（御殿場地名発祥の地）は貴重な歴史資源としてその活用を図ります。
- JR 御殿場駅や秩父宮記念公園、御殿場プレミアム・アウトレット周辺など、外国人観光客も含め多くの来街者が集う観光・交流施設周辺では、ユニバーサルデザインに配慮した案内サインや安全な自転車走行環境の整備、サイクルラックの設置を進めるなど、観光・交流機能の充実・強化を図ります。

## ■自然・景観に関するまちづくり方針

### ■富士山と箱根外輪山に抱かれる雄大な自然環境の保全

- 箱根外輪山の麓に広がる山林は、水源涵養機能や土砂災害防止機能など様々な機能を有していることから、間伐や樹種転換により、適切な維持・保全を図ります。
- 農地環境ゾーンに位置する優良農地や地域を流れる河川は、生態系の保全や親水機能、景観形成、防災機能などの多面的な役割を有することから、適切な維持・保全を図ります。
- JR 御殿場駅や東名高速道路御殿場 IC 周辺、観光・交流施設においては、電気自動車の充電施設や燃料電池車用水素ステーションの普及を促進し、環境負荷の軽減を図ります。

### ■富士山や箱根外輪山を背景とした魅力ある景観の形成

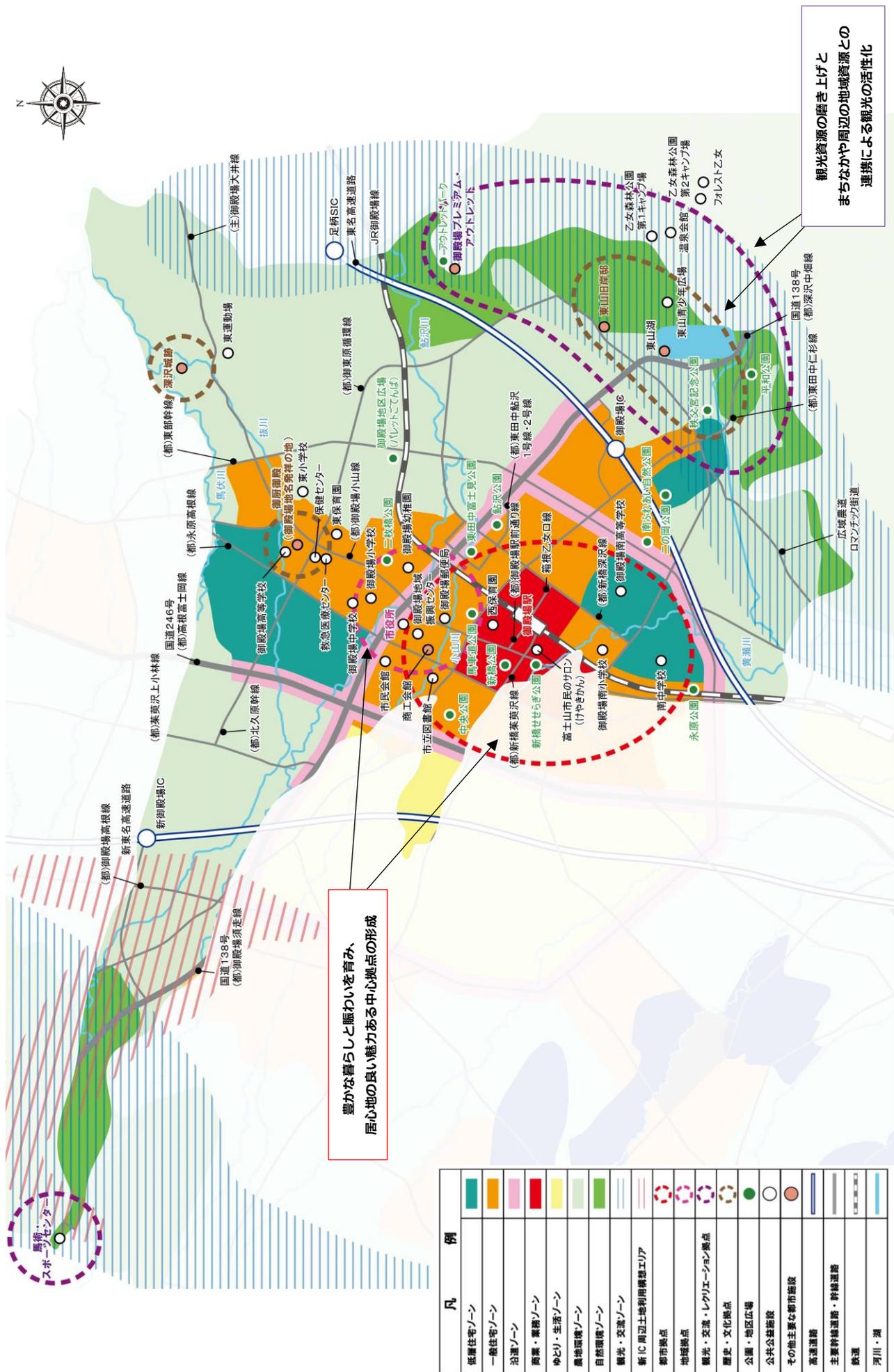
- 景観整備重点地区である御殿場駅周辺地区では、富士山や箱根外輪山の眺望に配慮した建築物や屋外広告物の景観の形成・誘導に取り組み、魅力ある市街地景観の形成を図ります。
- 景観整備重点地区である国道 138 号等沿道地区や国道 246 号沿道地区では、富士山や箱根外輪山の眺望に配慮した魅力ある景観形成を図ります。
- 景観整備重点地区である東山・二の岡地区では、「観光地エリア景観計画」に基づき、桜並木の整備や自然景観・歴史文化的な趣のある良好な景観形成に取り組みます。

## ■防災に関するまちづくり方針

### ■地域の価値を高め、安全な暮らしを育む地域環境の形成

- 既成市街地の住宅密集地においては、災害に強い住環境の形成に向けて、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、狭あい道路の解消や倒壊のおそれのあるブロック塀等の改善、オープンスペースの確保などによる地域の防災力の向上を図ります。
- 多くの市民や来街者が利用する JR 御殿場駅周辺の中心市街地では、災害時における円滑な避難行動を可能とするため、案内サインの設置や避難路、避難場所の整備を進めるとともに、民間施設との連携のもと、災害時の生活物資供給施設や帰宅困難者の一時滞在施設の確保に努めます。
- 災害時の一次避難所や防災拠点となる施設などについて、地域防災機能の定期的な維持管理を図ります。
- 地域住民への災害発生の危険性や避難に関する情報、防災マップや各種ハザードマップの周知を徹底するとともに、地域主体による定期的な防災活動の実施を推進し、地域住民の防災意識の向上を図ります。
- 土砂災害警戒区域など災害リスクを有する地域においては、人命確保の観点から安全性を鑑み、土地利用の抑制に努めます。

「御殿場地域のまちづくり構想図」



豊かな暮らしと賑わいを育み、  
居心地の良い魅力ある中心拠点の形成

観光資源の磨き上げと  
まちなかや周辺の地域資源との  
連携による観光の活性化

凡	例
低層住宅ゾーン	
一般住宅ゾーン	
沿道ゾーン	
商業・業務ゾーン	
ゆとり・生活ゾーン	
農地環境ゾーン	
自然環境ゾーン	
観光・交流ゾーン	
新IC周辺土地利用構想エリア	
都市拠点	
地域拠点	
観光・交流・レクリエーション拠点	
歴史・文化拠点	
公園・地区広場	
公共公益施設	
その他主要な都市施設	
高層道路	
主要幹線道路・幹線道路	
鉄道	
河川・湖	

## 5-2. 富士岡地域

### (1) 富士岡地域の現況

#### ①地域の概況

本地域は、市の南部に位置し、JR 富士岡駅や JR 南御殿場駅が立地するほか、地域拠点である富士岡支所周辺には、生活サービス施設や住宅が立地し、地域西部には駒門工業団地が形成されています。

また、主な地域資源として、駒門風穴や御殿場高原時之栖などがあります。

さらに、地域内を東名高速道路が縦断し、御殿場 JCT<sup>(※1)</sup>、駒門 SIC (上り・下り) が位置しています。



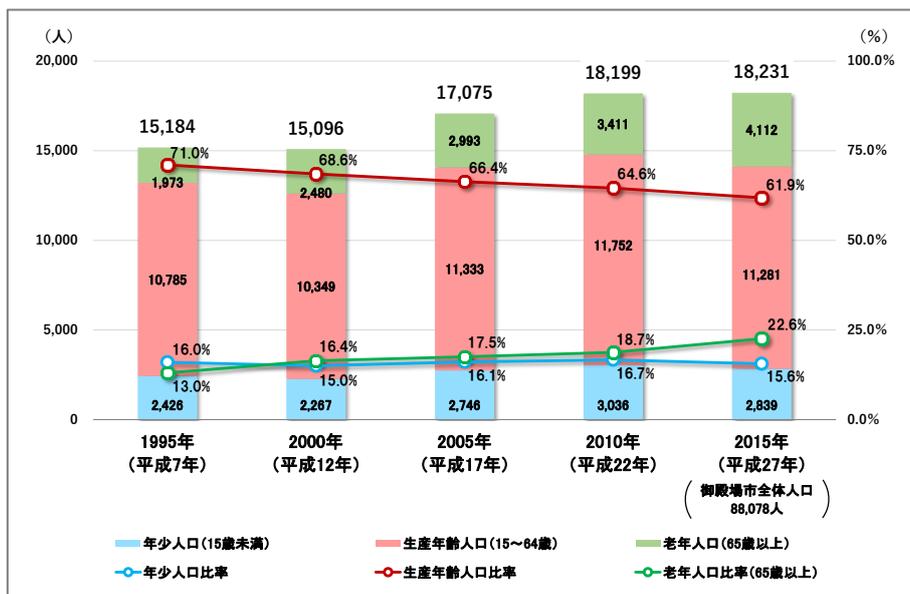
#### ②地域の人口

地域人口は、平成27年（2015年）時点で18,231人であり、市全体の約21%を占めており、近年に至るまで増加傾向にあります。

また、地域の高齢化率は、平成27年（2015年）時点で22.6%と市平均（23.2%）よりも低い状況にあります。徐々に増加しています。

今後は、将来的な地域の人口減少・高齢化の進行が予測されます。

＜富士岡地域の人口推移＞



【出典】各年国勢調査(総務省統計局)

(※1) 高速道路と高速道路を相互に接続するインターチェンジ。

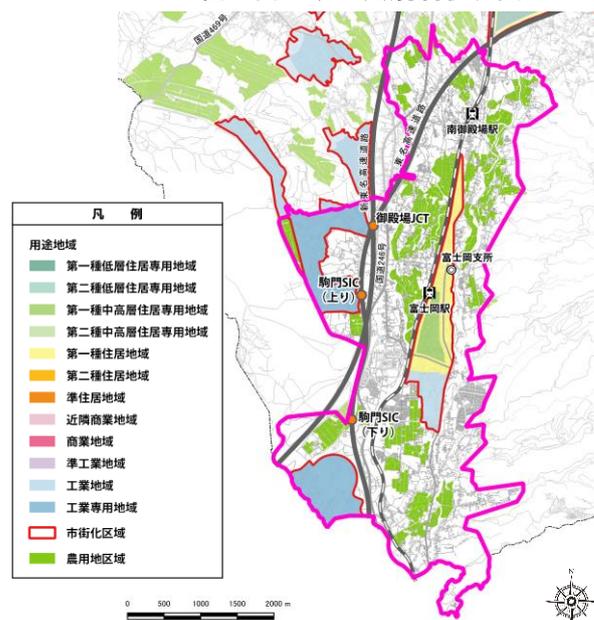
### ③地域の法規制状況

地域の中央部・西部に市街化区域、その周辺に市街化調整区域が指定されています。

地域中央部の市街化区域内には、2種類の住居系用途地域と工業地域が指定されており、地域西部の市街化区域には、工業専用地域が指定されています。

また、市街化調整区域の一部に、農用地区域を指定しています。

＜富士岡地域の法規制状況図＞



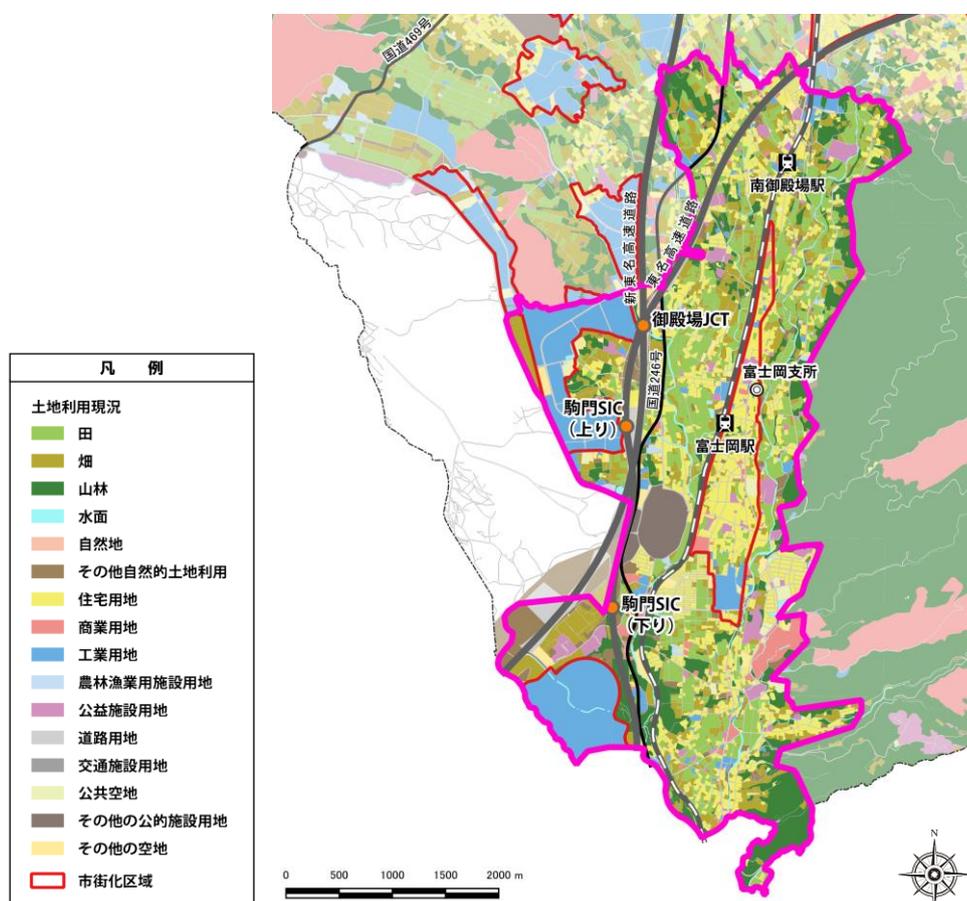
【出典】平成28年度都市計画基礎調査、御殿場市資料

### ④地域の土地利用状況

市街化区域内のうち、JR 富士岡駅や富士岡支所が位置する地域中央部では住宅用地が多くみられ、地域西部では駒門工業団地を中心に工業用地がみられます。

一方、市街化調整区域には、農地（田・畑）や山林が広がっており、JR 南御殿場駅周辺をはじめとする一部エリアでは住宅用地もみられます。

＜富士岡地域の土地利用状況図＞



【出典】平成28年度都市計画基礎調査

⑤地域の都市計画事業等の実施状況

土地区画整理事業が2地区（駒門工専・中山大坂）で完了しています。  
また、都市計画道路が4路線、都市公園が30箇所指定されています。

＜市街地整備事業の状況＞

事業	事業名称等
土地区画整理事業	・駒門工専土地区画整理事業（工業用途：79.6haの一部） ・中山大坂土地区画整理事業（住宅用途：2.8ha）

＜主要な都市施設等の整備状況＞

都市施設	施設名称等
都市計画道路	・第二東名自動車道 ・東部幹線 ・駒門西部幹線 ・高根富士岡線
都市公園 (0.1ha以上の公園を記載)	・富士岡公園 ・神山自然公園 ・富士見原うさぎ島公園 ・富士見原つつじ公園 ・富士見原あじさい公園 ・神山平富士見が丘公園 ・駒門公園 ・富士見原中央公園 ・神山平優遊公園 ・神山平ふれあい公園 ・神山平見晴らし公園
下水道	・富士岡処理区
河川 (1級・2級河川を記載)	・黄瀬川 ・久保川 ・西川

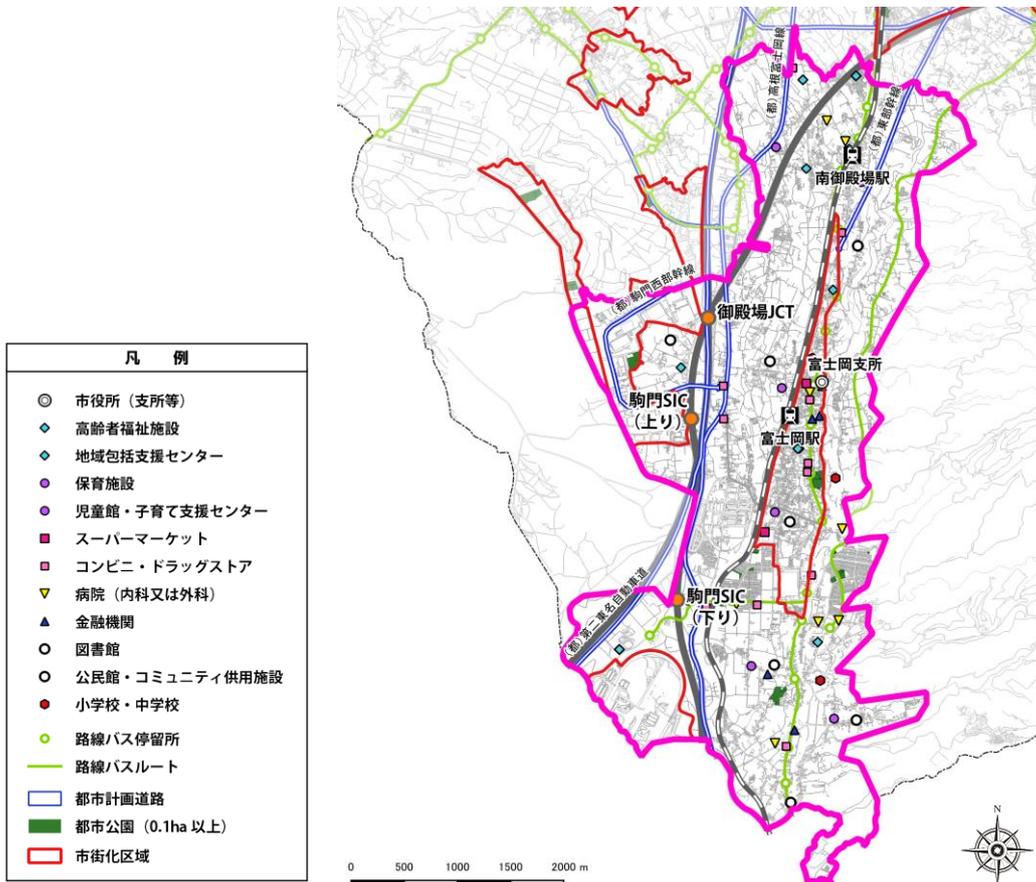
【出典】平成27年度・平成28年度都市計画基礎調査（静岡県）、2020御殿場市の都市計画

⑥地域の都市機能立地状況及び公共交通の運行状況

地域拠点である富士岡支所周辺やJR富士岡駅周辺において、公共公益施設や商業・サービス施設などが集積しています。

また、地域の中央部・南北方向にJR御殿場線が位置し、地域東部では鉄道と並走するかたちで、南北方向を中心に路線バスネットワークが形成されています。

＜富士岡地域の都市施設・都市機能の分布図＞



【出典】厚生労働省HP、静岡県HP、御殿場市HP、全国スーパーマーケットマップ、コンビニマップ、日本全国ドラッグストア・調剤薬局マップ、NTT電話帳、御殿場市資料

⑦地域の空き家等の立地状況

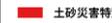
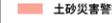
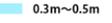
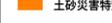
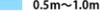
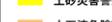
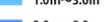
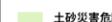
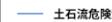
地域内の空き家の件数は 40 件であり、JR 富士岡駅周辺や JR 南御殿場駅周辺で多くみられるほか、市街化区域内では、農地（田・畑）や空き地などの低・未利用地が存在しています。

【出典】御殿場市空家等対策計画(平成 31 年 3 月)

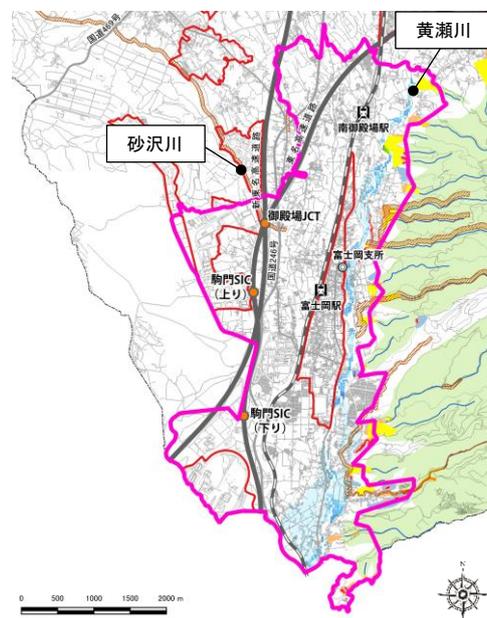
⑧地域の災害関連法の指定状況

地域東部の箱根外輪山の山林において、砂防指定地や土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険区域、土石流危険渓流が指定されているほか、砂沢川沿岸において砂防指定地が指定されています。

また、黄瀬川周辺に洪水浸水想定区域が指定されています。

凡 例			
	砂防指定地		洪水浸水想定区域
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）		0.3m未満
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）		0.3m～0.5m
	土砂災害特別警戒区域（土石流）		0.5m～1.0m
	土砂災害警戒区域（土石流）		1.0m～3.0m
	土石流危険区域		3.0m～5.0m
	土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）		5.0m～10.0m
	土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）		10.0m～20.0m
	土石流危険渓流（主流路）		市街化区域

＜富士岡地域の災害関連法の指定状況＞



【出典】平成 28 年度・平成 29 年度都市計画基礎調査  
洪水浸水想定区域図（静岡県）  
静岡県 GIS / 静岡県統合基盤地理情報システム

⑨地域資源の立地状況

主な地域資源として、駒門風穴や御殿場高原時之栖があり、黄瀬川や周辺の湧水池、箱根外輪山の麓に広がる樹林地などにより豊かな自然景観が形成されています。

＜富士岡地域の主な地域資源＞

駒門風穴	御殿場高原時之栖
	
富士岡公園	駒門 SIC（下り）
	

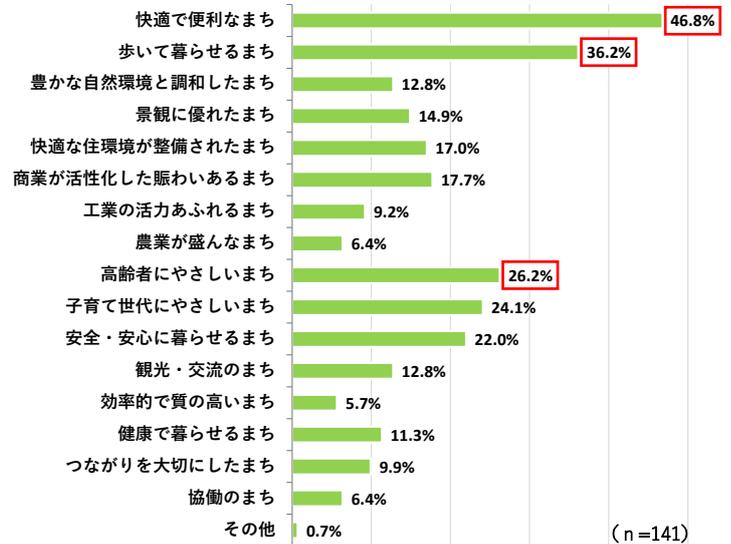
(2) 富士岡地域の想い

①「まちづくりアンケート調査」の結果・主な意見

◆将来のまちのイメージについて

- ・将来のまちのイメージとして、「快適で便利なまち」、「歩いて暮らせるまち」、「高齢者にやさしいまち」などが求められています。

<将来のまちのイメージについて>



◆地域拠点に必要な施設について

- ・富士岡支所周辺では、「医療施設」や「ショッピングセンター」「子育て支援施設」、「高齢者福祉施設」などの立地が求められています。

◆必要な都市環境整備について

- ・本地域では、以下の都市環境整備が求められています。

分野	地域が求めるもの		
	1位	2位	3位
道路	安全な歩道の整備 (48.9%)	幅員の狭い生活道路の整備・改善 (36.9%)	既存道路の安全対策 (23.4%) 電線の地中化など安全な道路環境の整備 (23.4%)
公園・緑地	災害時の活動拠点となる公園の整備 (45.4%)	積極的な公園用地の活用・促進 (35.5%)	自然を満喫できる公園の整備 (32.6%)
河川・水路	災害に強い河川・水路の整備 (66.0%)	自然豊かな水辺環境の整備 (44.7%)	水辺に親しめる空間や遊歩道の整備 (36.9%)
防災	備蓄倉庫の整備 (39.7%)	一次避難地や避難活動拠点の整備 (36.2%)	電線の地中化など災害に強い道路整備 (30.5%)
景観	自然・文化・歴史資源を活かした景観形成 (63.8%)	電線地中化など沿道景観の向上 (40.4%)	河川・農地など自然環境に配慮した景観形成 (36.9%)
観光	観光地や観光施設の整備・保全 (41.8%) 観光地の宣伝・PRの強化 (41.8%)		新たな観光商品の開発 (39.7%)

(n=141)

## ② 「地域別意見交換会」での主な意見

本地域の意見交換会では、以下の意見などが出されました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学進学などに伴い、若い世代が市外へ出て戻らないため、地域の人材不足が課題</li> <li>・今後、高齢化などに伴う空き地・空き家の発生が地域の深刻な課題</li> <li>・地域住民が利用できる循環型交通システムが必要</li> <li>・屋根の設置や、障がい者への対応など利用しやすい駅の整備が必要</li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で働くことができるような産業基盤の整備が必要</li> <li>・地元企業への就職支援が必要</li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駒門風穴などの観光資源のPRが必要</li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の維持・保全</li> <li>・景観の保全と整備が必要</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に対しては、訓練などにより地域の防災力を培ってきたが、今後は噴火災害に対して、具体的な計画・対応策が必要</li> </ul>

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ

## (3) 富士岡地域のまちづくりの課題

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ、地域のまちづくりの課題を以下のとおり整理しました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●富士岡支所やJR富士岡駅、JR南御殿場駅周辺の都市環境の維持・強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士岡支所周辺やJR富士岡駅周辺の公共公益施設の機能維持・強化</li> <li>・JR南御殿場駅周辺の生活環境の維持・保全</li> </ul> </li> <li>●人口減少・高齢化社会でも安心して暮らすことができる生活環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既成市街地や既存集落地における生活利便性の維持・確保</li> <li>・高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の維持・確保</li> <li>・既成市街地や既存集落地の空き地・空き家の有効活用</li> </ul> </li> <li>●都市インフラ（道路・公園・河川など）の適切な整備・維持管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既成市街地や既存集落地周辺の生活道路の安全性向上</li> <li>・公園・緑地の適切な維持管理と利活用の促進</li> </ul> </li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存工業団地の操業環境の維持・保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・駒門工業団地の操業環境の維持</li> <li>・駒門SICの高いアクセス性を活かした産業環境の向上</li> <li>・（都）高根富士岡線（国道246号）など産業を支える幹線道路ネットワークの道路環境整備</li> </ul> </li> <li>●優良農地の保全・農業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域に広がる優良農地の保全、農業の活性化</li> </ul> </li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光・交流資源の維持・保全・機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地エリアなどにおける来街者の滞留性・滞在性の向上</li> <li>・御殿場高原時之栖など既存観光資源のネットワーク化</li> </ul> </li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな山林・農地環境の維持・保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・箱根外輪山の山林や優良農地、河川環境の保全</li> </ul> </li> <li>●富士山や箱根外輪山の景観・眺望の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR富士岡駅周辺などにおける富士山や箱根外輪山の眺望の確保</li> </ul> </li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の防災力向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の防災対策の強化</li> <li>・富士山噴火や大規模地震、集中豪雨など自然災害への事前対策の強化</li> <li>・地域の防災力向上、地域住民の防災意識の向上</li> </ul> </li> </ul>

## (4) 富士岡地域のまちづくりの方針

### «富士岡地域のまちづくりの目指す姿»

地域拠点である富士岡支所周辺及びJR富士岡駅周辺の居住性の向上や、駒門 SIC の開設による高い交通アクセス性を活かし、地域産業の発展を目指します。

また、観光・レクリエーション施設や箱根山麓の自然環境、優良農地などが相互に連携した滞留性・滞在性のある観光・交流の誘引など、本市の南の拠点として、居住、就業、観光・交流など多彩な市民活動を誘発するまちづくりを目指します。

### ■ 生活（暮らし）に関するまちづくり方針

#### ■ 便利なまちなかで暮らし続けることのできる住環境の形成

- 地域拠点である富士岡支所や JR 富士岡駅周辺の公共公益施設については、地域生活を支える機能の維持・充実を図ります。
- 市街地の一般住宅ゾーンでは、空き地・空き家の有効活用を促進し、地域に必要な生活サービス施設の立地誘導を図るなど、良好な住環境の形成を図ります。

#### ■ 箱根外輪山の麓で育む、ゆとりある集落環境の形成

- JR 南御殿場駅周辺などのゆとり・生活ゾーンや市街化調整区域内の農地環境ゾーンでは、狭あい道路の解消など生活道路の整備・改善や、日常生活を支える商業・サービス施設の維持・充実、地域コミュニティの強化を図り、自然環境や農業環境と調和したゆとりある集落地としての生活環境の形成を図ります。
- 移住・定住の促進に向けて、空き地・空き家の有効活用の促進や地区計画、優良田園住宅制度などの開発許可制度の適切な運用を図り、秩序ある土地利用を推進します。

#### ■ 豊かな地域の暮らしを支える都市基盤の形成

- 地域内外の円滑な移動を支える都市計画道路などの幹線道路は、適切な整備と維持管理を促進します。また、既成市街地や既存集落地、公共公益施設周辺の生活道路は、地域住民などが安全に通行できる道路環境の形成を図ります。
- 地域の高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の確保に向けて、「地域公共交通計画」を踏まえた既存路線バスの維持・充実を図るほか、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した公共交通の導入を推進します。
- 地域の公園・緑地について、地域のニーズに沿った機能の充実を図ります。また、「公園施設長寿命化計画」に基づいた計画的な予防保全に取り組むほか、地域住民との協働による適切な利活用と維持管理を促進します。

## ■ 産業・雇用に関するまちづくり方針

### ■ 高い交通アクセス性を活かした産業基盤の充実・強化

- 産業拠点及び工業・流通ゾーンに位置する駒門工業団地は、操業環境の維持・保全を図るとともに、駒門 SIC の開設による高いアクセス性を生かした生産性の向上や、企業の市外移転の抑制に向けて、各種支援制度の充実を図ります。
- 産業を支える幹線道路ネットワークとして、(都) 高根富士岡線 (国道 246 号) や (都) 駒門西部幹線、団地間連絡道路などの道路環境の整備を推進します。
- 地域南部の工業・流通ゾーンについて、隣接市の未来都市構想の状況を注視し、今後の土地利用のあり方について検討します。

### ■ 優良な農地環境の保全と農業の活性化

- 農地環境ゾーンでは、安定的な農業生産の確保に向けて、一団の優良農地の適切な維持・保全や農地の集約化、農業生産基盤の整備を推進します。特に、JR 富士岡駅西側の中清水地区の田園は、市街地近郊の農業環境の維持と生産性向上を図るため、ほ場整備を推進します。
- 農業地域の活性化に向けて、地域の実情を踏まえ、遊休農地の活用促進や新たな担い手の確保、振興作物の生産拡大に取り組むとともに、農産物の高付加価値化、新技術を活用したスマート農業の推進を目指します。
- 東名高速道路駒門 SIC に近接する環境を活かし、遊休農地を活用した市民農園や体験型・滞在型農園など、市民や来街者が気軽に農業に親しむことができる環境の創出を図ります。

## ■ 観光・交流に関するまちづくり方針

### ■ 観光資源の磨き上げと周辺の地域資源との連携による観光の活性化

- 観光・交流ゾーンに位置する箱根山麓の山林は、観光・レクリエーション資源として、自然の中で体験できるサイクルスポーツやハイキングなど魅力ある観光・交流の場として有効な活用を促進します。
- 御殿場高原時之栖や時之栖スポーツセンターうさぎ島グラウンド周辺の観光・交流・レクリエーション拠点周辺では、既存の観光・交流資源を適切に維持管理するとともに、周辺の地域資源とのネットワーク化を図り、市民や来街者の滞留性や滞在性の向上を図ります。
- 国指定天然記念物の駒門風穴や地域内に点在している湧水池などは、将来にわたり継承すべき重要な地域資源として維持・保全を図るとともに、地域振興に資する有効な活用を推進します。
- 新東名高速道路の高架下については、地域と協議の上、必要に応じた利活用計画を策定し、交流機能の充実を図ります。

## ■ 自然・景観に関するまちづくり方針

### ■ 富士山と箱根外輪山に抱かれる雄大な自然環境の保全

- 箱根外輪山の麓に広がる山林は、水源涵養機能や土砂災害防止機能など様々な機能を有していることから、間伐や樹種転換により、適切な維持・保全を図ります。
- 農地環境ゾーンに位置する優良農地や地域を流れる河川は、生態系の保全や親水機能、景観形成、防災機能などの多面的な役割を有することから、適切な維持・保全を図ります。
- 東名高速道路駒門 SIC 周辺や観光・交流施設においては、電気自動車の充電施設や燃料電池車用水素ステーションの普及を促進し、環境負荷の軽減を図ります。

### ■ 富士山や箱根外輪山を背景とした魅力ある景観の形成

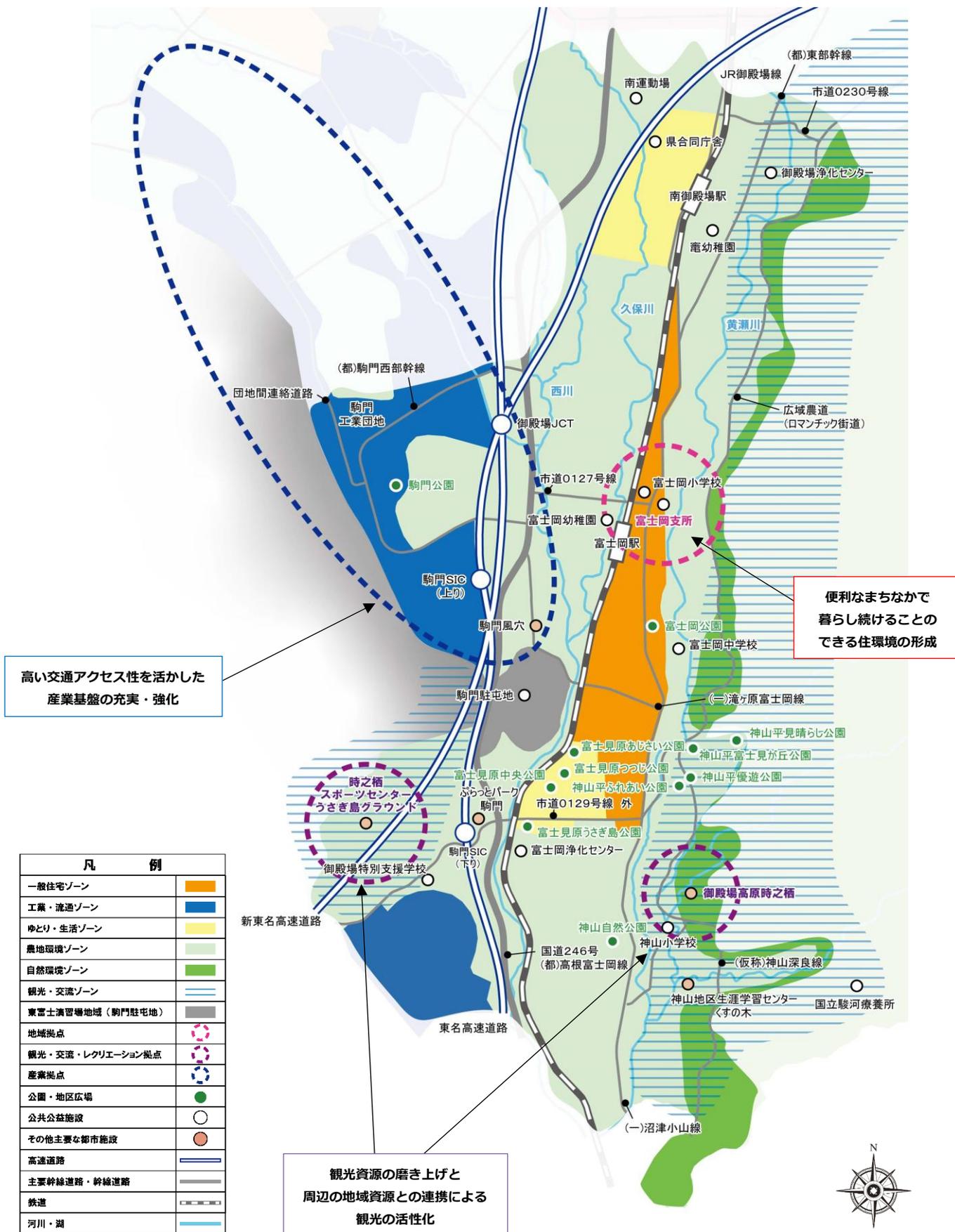
- JR 富士岡駅周辺や JR 南御殿場駅周辺、国道 246 号沿道では、富士山や箱根外輪山の眺望に配慮した魅力ある景観形成を図ります。
- 工業・流通ゾーンに立地する工業敷地周辺部では、周辺環境との調和や公害防止の観点から、敷地内の緑化を促進します。

## ■ 防災に関するまちづくり方針

### ■ 地域の価値を高め、安全な暮らしを育む地域環境の形成

- 既成市街地の住宅密集地においては、災害に強い住環境の形成に向けて、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、狭あい道路の解消や倒壊のおそれのあるブロック塀等の改善、オープンスペースの確保などによる地域の防災力の向上を図ります。
- 災害時の一次避難所や防災拠点となる施設などについて、地域防災機能の定期的な維持管理を図ります。
- 地域住民への災害発生の危険性や避難に関する情報、防災マップや各種ハザードマップの周知を徹底するとともに、地域主体による定期的な防災活動の実施を推進し、地域住民の防災意識の向上を図ります。
- 大雨氾濫時の地域住民の安全・安心のため、地域内の河川については県などと連携し、護岸改修などによる防災強化を図ります。
- 土砂災害警戒区域など災害リスクを有する地域においては、人命確保の観点から安全性を鑑み、土地利用の抑制に努めます。

「富士岡地域のまちづくり構想図」



高い交通アクセス性を活かした産業基盤の充実・強化

観光資源の磨き上げと周辺の地域資源との連携による観光の活性化

便利なまちなかで暮らし続けることのできる住環境の形成

## 5-3. 原里地域

### (1) 原里地域の現況

#### ①地域の概況

本地域は、市の中央部に位置し、地域拠点である原里支所周辺を中心に公共施設や生活サービス施設などが立地しているほか、地域中央部から南部にかけて、富士御殿場工業団地をはじめとする工業団地が形成されています。

また、主な地域資源として、友愛パークや太平洋クラブなどのゴルフ場があります。

さらに、地域東部において、令和2年度（2020年度）に新東名高速道路が開通する予定です。

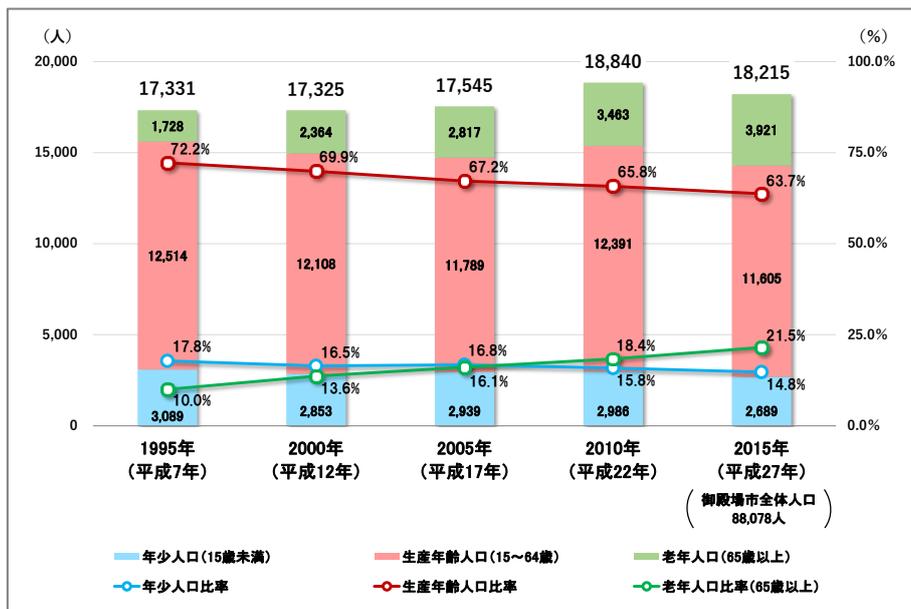


#### ②地域の人口

地域人口は、平成27年（2015年）時点で18,215人であり、市全体の約21%を占めています。また、地域の高齢化率は、平成27年（2015年）時点で21.5%と市平均（23.2%）よりも低い状況にありますが、徐々に増加しています。

今後は、将来的な地域の人口減少・高齢化の進行が予測されます。

＜原里地域の人口推移＞



【出典】各年国勢調査（総務省統計局）

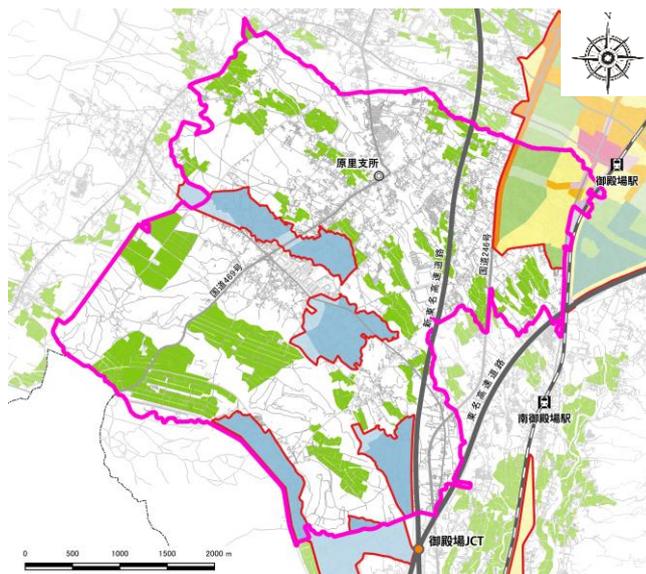
### ③地域の法規制状況

市街化区域のうち、地域東部の JR 御殿場駅に近接する地域には、5種類の住居系用途地域のほか、近隣商業地域が指定されており、地域中央部及び南部には、工業地域や工業専用地域が指定されています。

また、市街化調整区域の一部に、農用地区域を指定しています。

凡 例	
用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	市街化区域
	農用地区域

＜原里地域の法規制状況図＞



【出典】平成28年度都市計画基礎調査、御殿場市資料

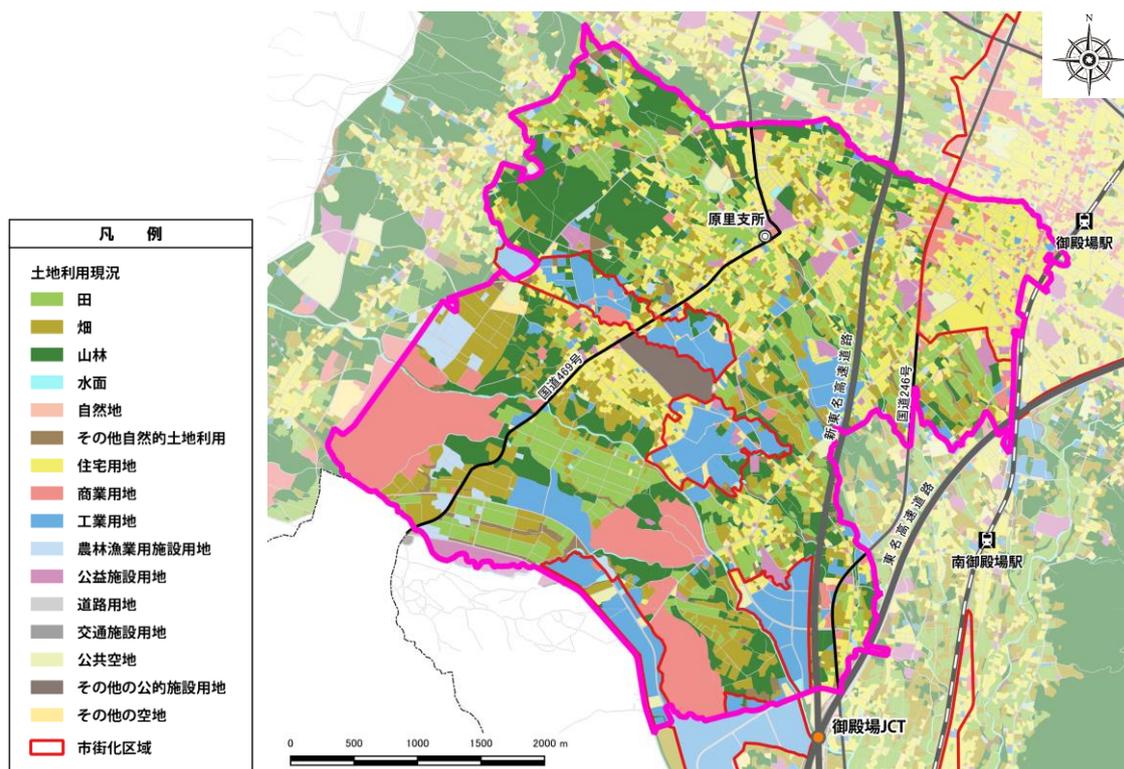
### ④地域の土地利用状況

市街化区域のうち JR 御殿場駅に近接する地域では、住宅用地が多くみられており、地区中央部や南部では富士御殿場工業団地、神場南企業団地が形成されています。

一方、市街化調整区域では、原里支所周辺や国道246号、国道469号沿道において住宅用地がみられ、広範に農地(田・畑)や山林が広がっており、現在、新たな工業用地の創出のため、(仮称)夏刈地区工業団地、板妻南工業団地の開発を進めています。

また、地域西部や南部にはゴルフ場などの商業用地がみられます。

＜原里地域の土地利用状況図＞



【出典】平成28年度都市計画基礎調査

⑤地域の都市計画事業等の実施状況

土地区画整理事業が1地区（神場南）で完了、地区計画が2地区（神場南、富士御殿場）で指定され、良好な操業環境が形成されています。

また、地域内には都市計画道路が8路線、都市公園が13箇所指定されています。

＜市街地整備事業の状況＞

事業	事業名称等
土地区画整理事業	・神場南土地区画整理事業 (工業用途：33.4ha)

＜主要な都市施設等の整備状況＞

都市施設	施設名称等
都市計画道路	・第二東名自動車道 ・御殿場高根線 ・高根富士岡線 ・御殿場小山線 ・御殿場高根線 ・川島田保土沢線 ・御東原循環線
都市公園 (0.1ha以上の公園を記載)	・北畑馬見塚公園 ・神場南公園 ・富士御殿場工業団地第1公園 ・湯沢平公園 ・富士御殿場工業団地第2公園 ・友愛パーク・朝日
下水道	・御殿場処理区(一部)
河川 (1級・2級河川を記載)	・久保川 ・西川 ・黄瀬川

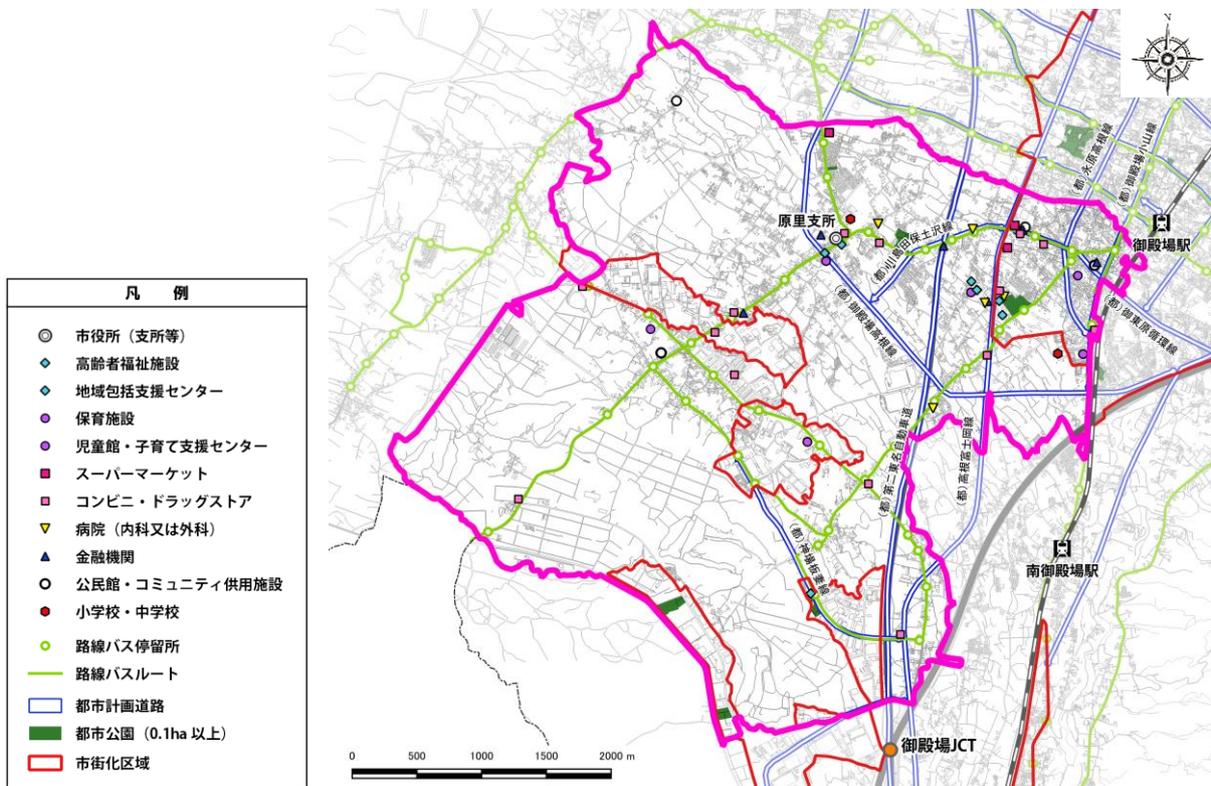
【出典】平成27年度・平成28年度都市計画基礎調査、2020 御殿場市の都市計画

⑥地域の都市機能立地状況及び公共交通の運行状況

地域拠点である原里支所周辺やJR 御殿場駅に近接する地域において、公共公益施設や商業・サービス施設などが集積しています。

また、地域の南北・東西方向に路線バスネットワークが形成されています。

＜原里地域の都市施設・都市機能の分布図＞



【出典】厚生労働省 HP、静岡県 HP、御殿場市 HP、全国スーパーマーケットマップ、コンビニマップ、日本全国ドラッグストア・調剤薬局マップ、NTT 電話帳、御殿場市資料

⑦地域の空き家等の立地状況

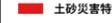
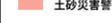
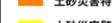
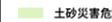
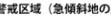
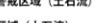
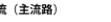
地域内の空き家の件数は 50 件であり、JR 御殿場駅に近接する地域や原里支所、板妻区公民館周辺などにおいて多くみられるほか、市街化区域内では、農地（田・畑）や空き地などの低・未利用地が存在しています。

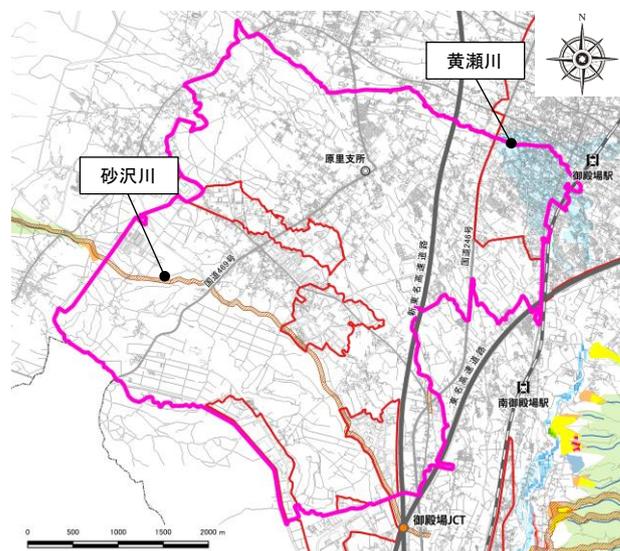
【出典】御殿場市空家等対策計画（平成 31 年 3 月）

⑧地域の災害関連法の指定状況

砂沢川沿岸において、砂防指定地が指定されているほか、市街化区域内の黄瀬川周辺に洪水浸水想定区域が指定されています。

＜原里地域の災害関連法の指定状況＞

凡 例	
	砂防指定地
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
	土砂災害特別警戒区域（土石流）
	土砂災害警戒区域（土石流）
	土石流危険区域
	土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）
	土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）
	土石流危険渓流（主流路）
	洪水浸水想定区域
	0.3m未満
	0.3m～0.5m
	0.5m～1.0m
	1.0m～3.0m
	3.0m～5.0m
	5.0m～10.0m
	10.0m～20.0m
	市街化区域



【出典】平成 28 年度・平成 29 年度都市計画基礎調査、洪水浸水想定区域図（静岡県）静岡県 GIS/静岡県統合基盤地理情報システム

⑨地域資源の立地状況

主な地域資源として、友愛パークや太平洋クラブなどのゴルフ場、富士御殿場工業団地などの工業団地があります。

また、景観整備重点地区として、国道 246 号沿道地区を指定しており、沿道の個性ある景観形成に取り組んでいます。

＜原里地域の主な地域資源＞

友愛パーク・朝日	富士御殿場工業団地
	
太平洋クラブ	友愛パーク・原里
	

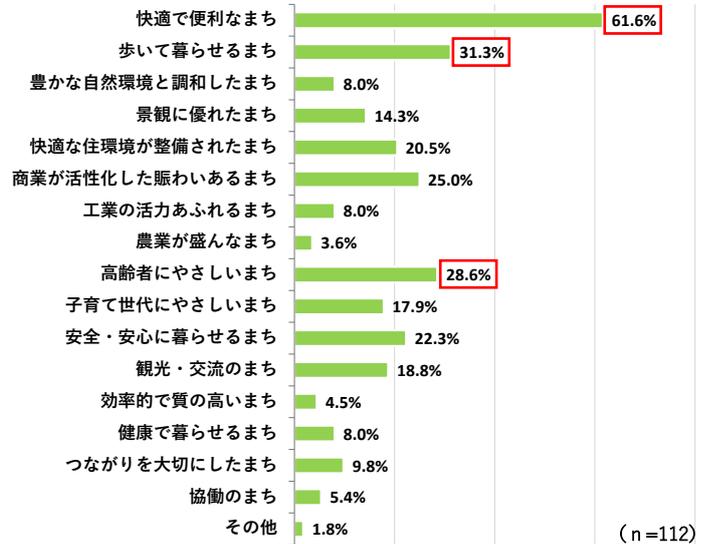
(2) 原里地域の想い

①「まちづくりアンケート調査」の結果・主な意見

◆将来のまちのイメージについて

- ・将来のまちのイメージとして、「快適で便利なまち」、「歩いて暮らせるまち」、「高齢者にやさしいまち」などが求められています。

<将来のまちのイメージについて>



◆地域拠点に必要な施設について

- ・原里支所周辺では、「医療施設」や「高齢者福祉施設」、「公園・広場」などの立地が求められています。

◆必要な都市環境整備について

- ・本地域では、以下の都市環境整備が求められています。

分野	地域が求めるもの		
	1位	2位	3位
道路	安全な歩道の整備 (63.4%)	幅員の狭い生活道路の整備・改善 (38.4%)	電線の地中化など安全な道路環境の整備 (25.0%)
公園・緑地	自然を満喫できる公園の整備 (42.9%)	災害時の活動拠点となる公園の整備 (36.6%)	積極的な公園用地の活用・促進 (34.8%)
河川・水路	自然豊かな水辺環境の整備 (50.9%)	災害に強い河川・水路の整備 (50.0%)	水辺に親しめる空間や遊歩道の整備 (39.3%) 既存の河川・水路の維持・保全 (39.3%)
防災	一次避難地や避難活動拠点の整備 (44.6%)	電線の地中化など災害に強い道路整備 (31.3%) 備蓄倉庫の整備 (31.3%)	
景観	自然・文化・歴史資源を活かした景観形成 (66.1%)	電線地中化など沿道景観の向上 (41.1%)	河川・農地など自然環境に配慮した景観形成 (27.7%)
観光	新たな観光商品の開発 (46.4%)	観光地の宣伝・PRの強化 (40.2%)	観光地や観光施設の整備・保全 (39.3%)

(n=112)

## ② 「地域別意見交換会」での主な意見

本地域の意見交換会では、以下の意見などが出されました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原里支所周辺などへの移住・定住が必要</li> <li>・地域の通学路の歩道整備が必要</li> <li>・既存道路の老朽化が甚だしい。既存道路の改修が必要</li> <li>・高齢者の移動手段として、公共交通などの充実が必要</li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の商店街では、空き店舗が増えないように特色あるまちづくりが必要</li> <li>・少子高齢化に伴う、農業後継者の確保が課題。遊休農地が増加することも懸念される</li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本一の富士山など、地域の観光資源を活かしたまちづくりが必要</li> <li>・御殿場プレミアム・アウトレットでの買い物だけでなく、まちなかへ観光客を誘導することが必要</li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山のビューポイントの活用や沿道からの景観の向上</li> <li>・滝ヶ原街道や国道138号沿道に桜を植樹</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の減災・防災対策が必要</li> </ul>

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ

## (3) 原里地域のまちづくりの課題

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ、地域のまちづくりの課題を以下のとおり整理しました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人口減少・高齢化社会でも安心して暮らすことができる生活環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存市街地や原里支所周辺の既存集落地における生活利便性の維持・確保</li> <li>・高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の維持・確保</li> <li>・既存市街地や既存集落地の空き地・空き家の有効活用の促進</li> <li>・優良農園住宅制度の運用等による移住・定住の促進</li> </ul> </li> <li>●都市インフラ（道路・公園・河川など）の適切な整備・維持管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原里支所や原里小学校周辺の生活道路の安全性向上</li> <li>・公園・緑地の適切な維持管理と利活用の促進</li> </ul> </li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存の産業環境の維持・保全と産業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士御殿場工業団地や神場南企業団地の操業環境の維持</li> <li>・既存工業地と連動した新たな産業環境の創出</li> <li>・（都）神場板妻線など産業を支える幹線道路ネットワークの整備</li> <li>・地元商店街の活性化</li> </ul> </li> <li>●優良農地の保全・農業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域に広がる優良農地の保全、農業の活性化</li> </ul> </li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光・交流資源の維持・保全・機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・友愛パークなどの既存の交流・レクリエーション施設の機能強化</li> </ul> </li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな農地環境の維持・保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良農地や河川環境の保全</li> </ul> </li> <li>●富士山の景観・眺望の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道246号など、幹線道路沿道における富士山の眺望の確保</li> </ul> </li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の防災力向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山噴火や大規模地震、集中豪雨など自然災害への事前対策の強化</li> <li>・地域の防災力向上、地域住民の防災意識の向上</li> </ul> </li> </ul>

## (4) 原里地域のまちづくりの方針

### 《原里地域のまちづくりの目指す姿》

本市の産業を牽引する既存工業地域や富士御殿場工業団地を中心とした産業環境の充実・強化を推進するとともに、既存集落地周辺の農業環境の維持・保全を図ります。

また、地域拠点である原里支所周辺やJR御殿場駅に近接する地域などに形成されている住宅地の居住性の向上により、各種産業と住環境とが調和したまちづくりを目指します。

### ■生活（暮らし）に関するまちづくり方針

#### ■ 便利なまちなかで暮らし続けることのできる住環境の形成

- 本市の都市拠点であるJR御殿場駅に近接する商業・業務ゾーンは、集客性・利便性の高い多彩な都市機能の維持・集積を図ります。
- 一般住宅ゾーンは、日常の生活に必要なサービス施設の立地誘導を図り、中層住宅を中心とした生活利便性の高い良好な住環境の形成を図ります。
- 市街化区域内の沿道ゾーンでは、沿道型の商業サービス施設の適切な立地誘導を図り、商業環境と調和した生活利便性の高い住環境の形成を図ります。
- 既成市街地の住宅地では、空き地・空き家の有効活用を促進し、地域に必要な生活サービス施設の立地誘導を図るなど、良好な住環境の維持・保全と魅力向上に努めます。

#### ■ 富士山の麓で育む、ゆとりある集落環境の形成

- 地域拠点である原里支所周辺や国道246号以西のゆとり・生活ゾーン、(都)御殿場高根線以西のふるさと・生活ゾーンでは、狭あい道路の解消など生活道路の整備・改善や、日常生活を支える商業・サービス施設の維持・充実、地域コミュニティの強化を図り、自然環境や農業環境と調和したゆとりある集落地としての生活環境の形成を図ります。
- 市街化調整区域内の沿道ゾーンでは、周辺環境に配慮しつつ、開発許可制度の適切な運用により、秩序ある土地利用を図ります。
- 農地環境ゾーンでは、一団の優良農地を適切に保全し、潤いとやすらぎのある集落環境の維持に努めます。
- 移住・定住の促進に向けて、空き地・空き家の有効活用の促進や地区計画、優良田園住宅制度などの開発許可制度の適切な運用を図り、秩序ある土地利用を推進します。

#### ■ 豊かな地域の暮らしを支える都市基盤の形成

- 地域内外の円滑な移動を支える(都)御殿場高根線や(都)神場板妻線などの幹線道路は、適切な整備と維持管理を促進します。また、既成市街地や既存集落地、公共施設周辺の生活道路は、地域住民などが安全に通行できる道路環境の形成を図ります。
- 地域の高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の確保に向けて、「地域公共交通計画」を踏まえた既存路線バスの維持・充実を図るほか、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した公共交通の導入を推進します。

○地域の公園・緑地について、地域のニーズに沿った機能の充実を図ります。また、「公園施設長寿命化計画」に基づいた計画的な予防保全に取り組むほか、地域住民との協働による適切な利活用と維持管理を促進します。

## ■産業・雇用に関するまちづくり方針

### ■本市を支える産業基盤の維持・強化

- 産業拠点及び工業・流通ゾーンに位置する富士御殿場工業団地、神場南企業団地をはじめとした既存工業団地は、操業環境の維持・保全を図るとともに、企業の市外移転の抑制や生産性向上に向けて、各種支援制度の充実を図ります。
- 産業を支える幹線道路ネットワークとして、(都)神場板妻線や(仮称)板妻神場線、市道0237号線外の整備を推進します。
- (仮称)夏刈地区工業団地、板妻南工業団地については、市街化区域への編入を視野に、地区計画制度などの活用により、計画的な工業用地の創出を図り、企業誘致を推進します。

### ■特色ある商業環境の形成

- JR 御殿場駅から連なる地域の商店街については、地元事業者や関係団体と連携し、地域に密着した特色ある商業環境の形成に努め、駅周辺の回遊性の向上を図ります。

### ■優良な農地環境の保全と農業の活性化

- 農地環境ゾーンでは、安定的な農業生産の確保に向けて、一団の優良農地の適切な維持・保全や農地の集約化、農業生産基盤の整備を推進します。
- 農業地域の活性化に向けて、地域の実情を踏まえ、遊休農地の活用促進や新たな担い手の確保、振興作物の生産拡大に取り組むとともに、農産物の高付加価値化、新技術を活用したスマート農業の推進を目指します。

## ■観光・交流に関するまちづくり方針

### ■地域資源の磨き上げによる地域の交流機能の充実

- 友愛パーク・原里や友愛パーク・朝日、今後整備予定の(仮称)原里市民の森などの交流・レクリエーション施設は、施設相互の連携強化を図るとともに、地域住民などとの連携のもと、地域の交流・憩いの場としての機能強化を推進します。
- 新東名高速道路の高架下については、地域と協議の上、必要に応じた利活用計画を策定し、交流機能の充実を図ります。

## ■ 自然・景観に関するまちづくり方針

### ■ 富士山に抱かれる雄大な自然環境の保全

○農地環境ゾーンに位置する優良農地や地域を流れる河川は、生態系の保全や親水機能、景観形成、防災機能などの多面的な役割を有することから、適切な維持・保全を図ります。

### ■ 富士山を背景とした魅力ある景観の形成

○景観整備重点地区である国道 246 号沿道地区や国道 469 号、(都) 御殿場高根線、団地間連絡道路の沿道では、富士山の眺望に配慮した魅力ある景観形成を図ります。

○富士御殿場工業団地や神場南企業団地などの既存工業団地や、今後新たに整備を行う工業団地については、周辺環境との調和や公害防止の観点から、敷地内の緑化を促進します。

## ■ 防災に関するまちづくり方針

### ■ 地域の価値を高め、安全な暮らしを育む地域環境の形成

○既成市街地の住宅密集地においては、災害に強い住環境の形成に向けて、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、狭あい道路の解消や倒壊のおそれのあるブロック塀等の改善、オープンスペースの確保などによる地域の防災力の向上を図ります。

○災害時の一次避難所や防災拠点となる施設などについて、地域防災機能の定期的な維持管理を図ります。

○地域住民への災害発生の危険性や避難に関する情報、防災マップや各種ハザードマップの周知を徹底するとともに、地域主体による定期的な防災活動の実施を推進し、地域住民の防災意識の向上を図ります。



## 5-4. 玉穂地域

### (1) 玉穂地域の現況

#### ①地域の概況

本地域は、市の北西部に位置し、地域拠点である玉穂支所周辺には、生活サービス施設やスポーツ・レクリエーション施設、住宅などが立地するほか、地域西部には富士山麓の山林が広がっています。

また、主な地域資源として、桜公園や遊 RUN パーク玉穂などがあります。

さらに、地域東部において、令和 2 年度（2020 年度）に新東名高速道路が開通する予定です。



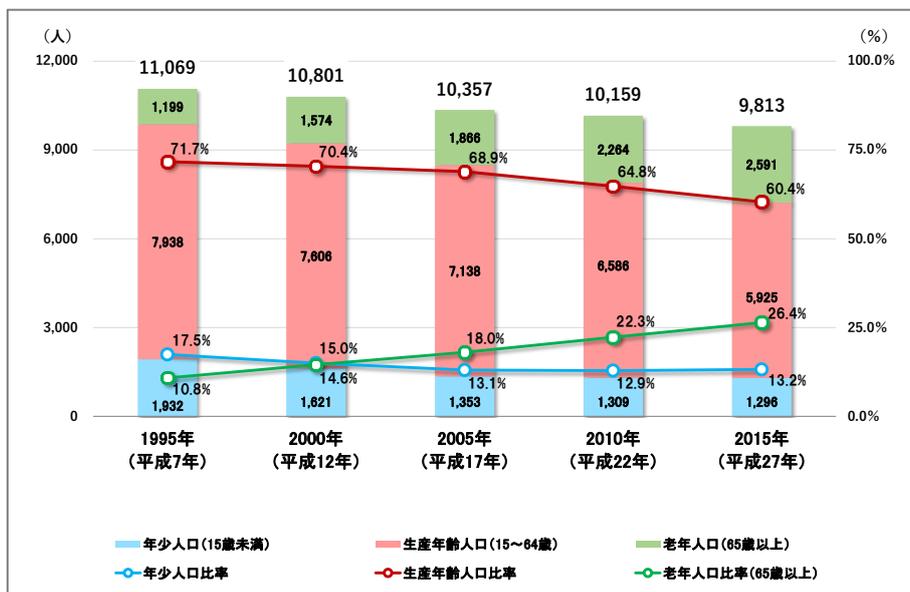
#### ②地域の人口

地域人口は、平成27年（2015年）時点で9,813人であり、市全体の約11%を占め、年々減少傾向にあります。

また、地域の高齢化率は、平成27年（2015年）時点で26.4%と市平均（23.2%）より高く、徐々に増加しています。

今後も、地域の人口減少・高齢化が進行することが予測されます。

<玉穂地域の人口推移>

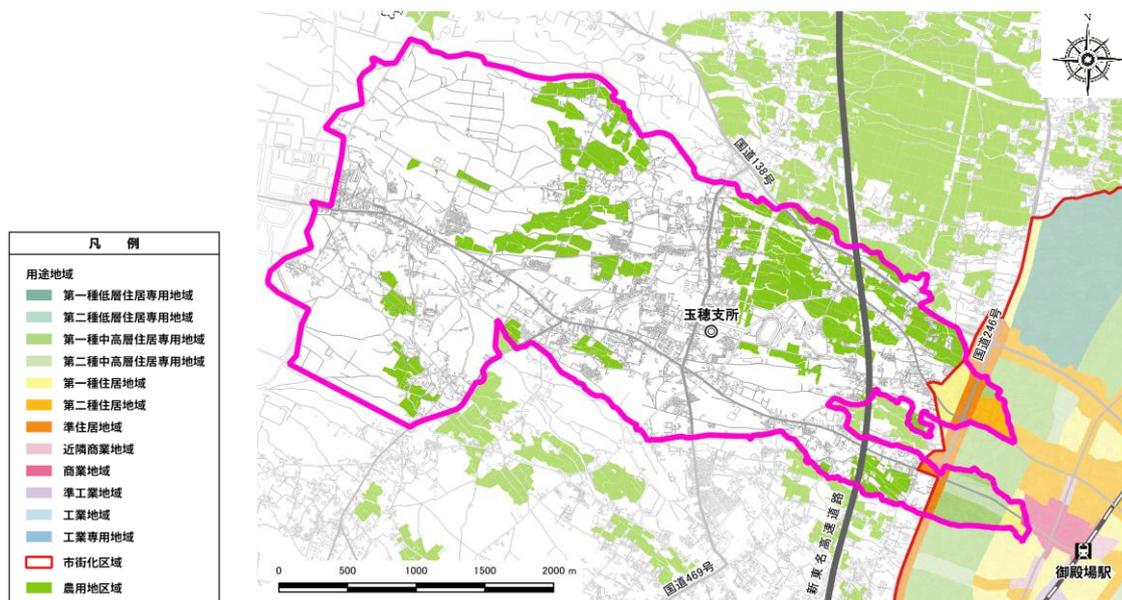


【出典】各年国勢調査(総務省統計局)

### ③地域の法規制状況

地域東部の市街化区域には、5種類の住居系用途地域が指定されています。  
また、地域の大部分が市街化調整区域であり、一部に農用地区域を指定しています。

＜玉穂地域の法規制状況図＞

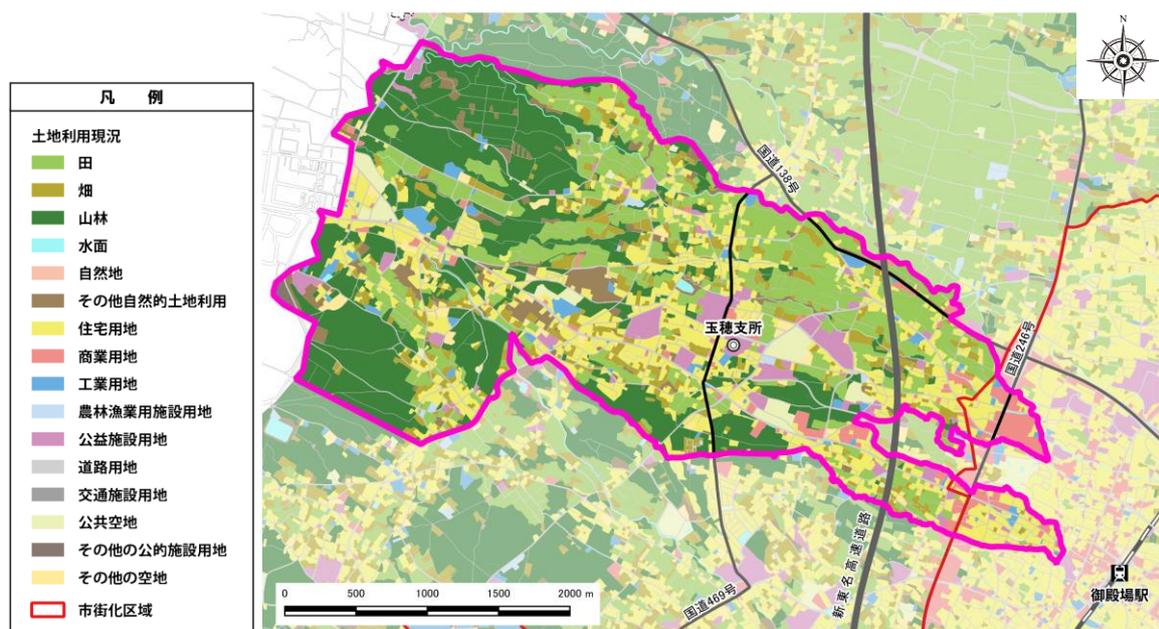


【出典】平成28年度都市計画基礎調査、御殿場市資料

### ④地域の土地利用状況

地域東部の市街化区域内や玉穂支所周辺に住宅用地や公共施設用地がまとまっています。また、市街化調整区域では農地（田・畑）や山林が広がっています。

＜玉穂地域の土地利用状況図＞



【出典】平成28年度都市計画基礎調査

⑤地域の都市計画事業等の実施状況

都市計画道路が 10 路線、都市公園が 6 箇所指定されています。

＜主要な都市施設等の整備状況＞

都市施設	施設名称等		
都市計画道路	・第二東名自動車道 ・御殿場高根線 ・高根富士岡線 ・永原高根線	・御殿場須走線 ・茱萸沢中畑線 ・新橋茱萸沢線	・深沢中畑線 ・茱萸沢上小林線 ・東田中仁杉線
都市公園 (0.1ha 以上の公園を記載)	・桜公園	・遊 RUN パーク玉穂	・グミの実公園
下水道	・御殿場処理区（一部）		
河川 (1 級・2 級河川を記載)	・鮎沢川	・小山川	・黄瀬川

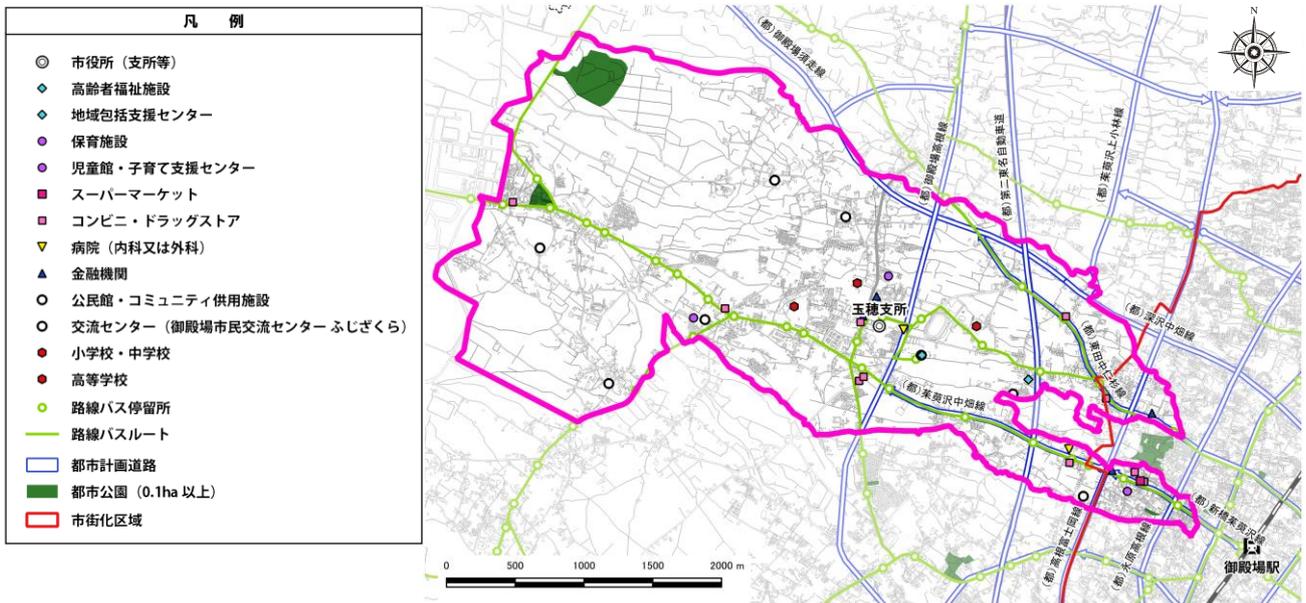
【出典】平成 27 年度・平成 28 年度都市計画基礎調査、2020 御殿場市の都市計画

⑥地域の都市機能立地状況及び公共交通の運行状況

地域拠点である玉穂支所周辺のほか、地域東部の市街化区域内において公共公益施設や商業・サービス施設などが立地しています。

また、地域の東西方向を中心に路線バスネットワークが形成されています。

＜玉穂地域の都市施設・都市機能の分布図＞



【出典】厚生労働省 HP、静岡県 HP、御殿場市 HP、全国スーパーマーケットマップ、コンビニマップ、日本全国ドラッグストア・調剤薬局マップ、NTT 電話帳、御殿場市資料

### ⑦地域の空き家等の立地状況

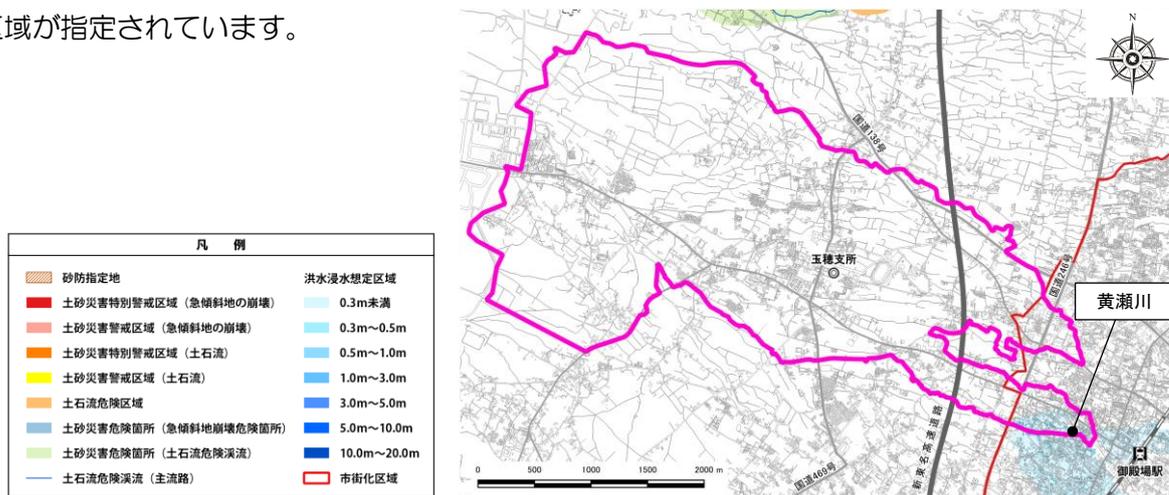
地域内の空き家の件数は 24 件であり、地域東部の市街化区域内や玉穂支所周辺、幹線道路沿道においてみられているほか、市街化区域内では、農地（田・畑）や空き地などの低・未利用地も存在しています。

【出典】御殿場市空家等対策計画（平成 31 年 3 月）

### ⑧地域の災害関連法の指定状況

地域東部の黄瀬川周辺に洪水浸水想定区域が指定されています。

＜玉穂地域の災害関連法の指定状況＞



【出典】平成 28 年度・平成 29 年度都市計画基礎調査、洪水浸水想定区域図（静岡県）静岡県 GIS/静岡県統合基盤地理情報システム

### ⑨地域資源の立地状況

主な地域資源として、桜公園や遊 RUN パーク玉穂などがあります。

また、景観整備重点地区として、国道 138 号等沿道地区、国道 246 号沿道地区を指定しており、沿道の個性ある景観形成に取り組んでいます。

＜玉穂地域の主な地域資源＞

桜公園	市民の森（遊 RUN パーク玉穂）
	
陸上競技場	市民交流センターふじざくら
	

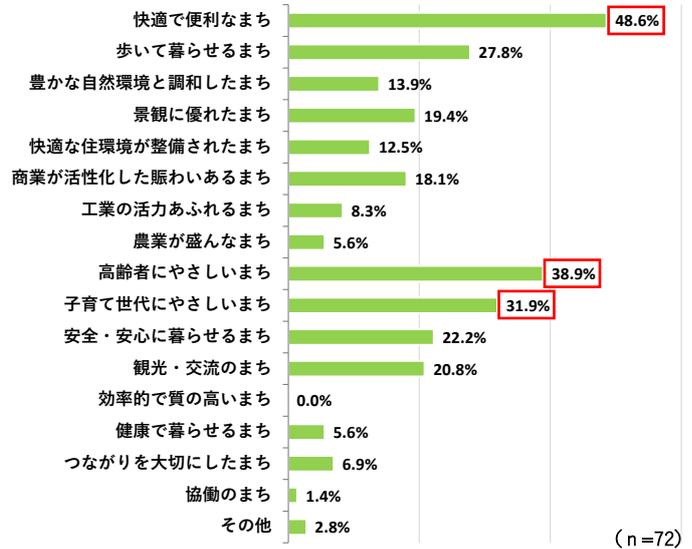
(2) 玉穂地域の想い

① 「まちづくりアンケート調査」の結果・主な意見

◆将来のまちのイメージについて

- ・将来のまちのイメージとして、「快適で便利なまち」、「高齢者にやさしいまち」、「子育て世代にやさしいまち」などが求められています。

<将来のまちのイメージについて>



◆地域拠点に必要な施設について

- ・玉穂支所周辺では、「医療施設」や「高齢者福祉施設」、「文化教育施設」などの立地が求められています。

◆必要な都市環境整備について

- ・本地域では、以下の都市環境整備が求められています。

分野	地域が求めるもの		
	1位	2位	3位
道路	安全な歩道の整備 (51.4%)	幅員の狭い生活道路の整備・改善 (30.6%) 既存道路の安全対策 (30.6%)	
公園・緑地	災害時の活動拠点となる公園の整備 (40.3%)	自然を満喫できる公園の整備 (33.3%)	運動器具や散策路などがある公園の整備 (31.9%)
河川・水路	自然豊かな水辺環境の整備 (58.3%)	災害に強い河川・水路の整備 (47.2%)	水辺に親しめる空間や遊歩道の整備 (45.8%)
防災	一次避難地や避難活動拠点の整備 (38.9%)	備蓄倉庫の整備 (36.1%)	電線の地中化など災害に強い道路整備 (27.8%)
景観	自然・文化・歴史資源を活かした景観形成 (79.2%)	広告看板の統一など沿道景観の形成 (34.7%)	電線地中化など沿道景観の向上 (33.3%)
観光	新たな観光商品の開発 (50.0%)	観光地や観光施設の整備・保全 (43.1%)	道路網や交通ネットワークの整備 (34.7%)

(n=72)

## ② 「地域別意見交換会」での主な意見

本地域の意見交換会では、以下の意見などが出されました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人暮らしの高齢者などに対し、公共交通などの移動手段の確保が必要</li> <li>・玉穂地域は、自然豊かで交通利便性も良く、とても住みやすい</li> <li>・玉穂支所周辺などへの移住・定住が必要</li> <li>・防犯灯や防犯カメラの設置による安全安心な住環境の整備が必要</li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新東名高速道路や国道138号バイパスの開通により交通利便性がさらに向上するが、地域の雇用につながる企業の立地が必要</li> <li>・農業従事者の減少や高齢化が進む中、個人での農地の維持・管理が難しいため、法人化や組合管理の検討が必要</li> <li>・湧水を活かした農業の活性化</li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「乗馬のまち」として観光をPR</li> <li>・遊RUNパーク玉穂の更なる拡張</li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道138号や(主)御殿場富士公園線沿道の無電柱化により、富士山が見えるきれいな景観を作ってほしい</li> <li>・富士山の眺望を保全するため、山林の樹種転換が必要</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、大雨による自然災害が多いため、災害関連計画の見直しが必要</li> </ul>

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ

## (3) 玉穂地域のまちづくりの課題

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ、地域のまちづくりの課題を以下のとおり整理しました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人口減少・高齢化社会でも安心して暮らすことができる生活環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既成市街地や玉穂支所周辺の既存集落地における生活利便性の維持・確保</li> <li>・高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の維持・確保</li> <li>・既成市街地や既存集落地の空き地・空き家の有効活用の促進</li> <li>・優良田園住宅制度の運用等による移住・定住の促進</li> </ul> </li> <li>●都市インフラ（道路・公園・河川など）の適切な整備・維持管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(都) 御殿場高根線など都市計画道路の整備促進</li> <li>・玉穂支所周辺の生活道路の安全性向上</li> <li>・公園・緑地の適切な維持管理と利活用の促進</li> </ul> </li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●優良農地の保全・農業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に広がる優良農地の保全、農業の活性化</li> </ul> </li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光・交流資源の維持・保全・機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・桜公園や遊RUNパーク玉穂などの既存の交流・レクリエーション施設の機能強化</li> </ul> </li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな山林・農地環境の維持・保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山の山林や優良農地、河川環境の保全</li> </ul> </li> <li>●富士山の景観・眺望の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道138号など、幹線道路沿道における富士山の眺望の確保</li> </ul> </li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の防災力向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山噴火や大規模地震、集中豪雨など自然災害への事前対策の強化</li> <li>・地域の防災力向上、地域住民の防災意識の向上</li> </ul> </li> </ul>

## (4) 玉穂地域のまちづくりの方針

### 《玉穂地域のまちづくりの目指す姿》

富士山麓の豊かな自然環境・景観資源の維持・保全及びスポーツ・レクリエーション施設やコミュニティ施設の有効活用・連携強化による地域の交流促進を図ります。

また、地域拠点である玉穂支所周辺やJR御殿場駅に近接する地域などに形成されている住宅地の居住性の向上による定住人口の確保により、自然環境と交流、居住機能が融合したまちづくりを目指します。

### ■生活（暮らし）に関するまちづくり方針

#### ■ 便利なまちなかで暮らし続けることのできる住環境の形成

- 市街化区域内の一般住宅ゾーンでは、日常の生活に必要なサービス施設の立地誘導を図り、中層住宅を中心とした生活利便性の高い良好な住環境の形成を図ります。
- 市街化区域内の沿道ゾーンでは、沿道型の商業サービス施設の適切な立地誘導を図り、商業環境と調和した生活利便性の高い住環境の形成を図ります。
- 既成市街地の住宅地では、空き地・空き家の有効活用を促進し、地域に必要な生活サービス施設の立地誘導を図るなど、良好な住環境の維持・保全と魅力向上に努めます。

#### ■ 富士山麓で育む、潤いとやすらぎのある集落環境の形成

- 地域拠点である玉穂支所周辺及び（都）御殿場高根線以西のふるさと・生活ゾーンや、（都）御殿場高根線以东のゆとり・生活ゾーンでは、狭あい道路の解消など生活道路の整備・改善や、日常生活を支える商業・サービス施設の維持・充実、地域コミュニティの強化を図り、自然環境や農業環境と調和したゆとりある集落地としての生活環境の形成を図ります。
- 市街化調整区域内の沿道ゾーンでは、周辺環境に配慮しつつ、開発許可制度の適切な運用により、秩序ある土地利用を図ります。
- 地域西部の農地環境ゾーンでは、一団の優良農地を適切に保全し、潤いとやすらぎのある集落環境の維持に努めます。
- 移住・定住の促進に向けて、空き地・空き家の有効活用の促進や地区計画、優良田園住宅制度などの開発許可制度の適切な運用を図り、秩序ある土地利用を推進します。

#### ■ 豊かな地域の暮らしを支える都市基盤の形成

- 地域内外の円滑な移動を支える（都）御殿場高根線などの幹線道路は、適切な整備と維持管理を促進します。また、既成市街地や既存集落地、公共施設周辺の生活道路は、地域住民などが安全に通行できる道路環境の形成を図ります。
- 地域の高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の確保に向けて、「地域公共交通計画」を踏まえた既存路線バスの維持・充実を図るほか、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した公共交通の導入を推進します。

○地域の公園・緑地について、地域のニーズに沿った機能の充実を図ります。また、「公園施設長寿命化計画」に基づいた計画的な予防保全に取り組むほか、地域住民との協働による適切な利活用と維持管理を促進します。

## ■産業・雇用に関するまちづくり方針

### ■ 優良な農地環境の保全と農業の活性化

- 農地環境ゾーンでは、安定的な農業生産の確保に向けて、一団の優良農地の適切な維持・保全や農地の集約化、農業生産基盤の整備を推進します。
- 農業地域の活性化に向けて、地域の実情を踏まえ、遊休農地の活用促進や新たな担い手の確保、振興作物の生産拡大に取り組むとともに、農産物の高付加価値化、新技術を活用したスマート農業の推進を目指します。
- 新東名高速道路新御殿場 IC に近接する環境を活かし、遊休農地を活用した市民農園や体験型農園など、市民や来街者が気軽に農業に親しむことができる環境の創出を図ります。

## ■観光・交流に関するまちづくり方針

### ■ 地域資源の磨き上げによる地域の交流機能の充実

- 観光・交流・レクリエーション拠点である市体育館や陸上競技場、御殿場市民交流センターふじざくら周辺や観光・交流ゾーンに位置する桜公園、遊 RUN パーク玉穂などの交流・レクリエーション施設は、施設相互の連携強化を図るとともに、地域住民などとの連携のもと、交流・憩いの場としての機能強化を推進します。

## ■自然・景観に関するまちづくり方針

### ■ 富士山に抱かれる雄大な自然環境の保全

- 自然環境ゾーンに広がる富士山麓の山林は、水源涵養機能や土砂災害防止機能など様々な機能を有していることから、間伐や樹種転換により、適切な維持・保全を図ります。
- 農地環境ゾーンに位置する優良農地や地域を流れる河川は、生態系の保全や親水機能、景観形成、防災機能などの多面的な役割を有することから、適切な維持・保全を図ります。

### ■ 富士山を背景とした魅力ある景観の形成

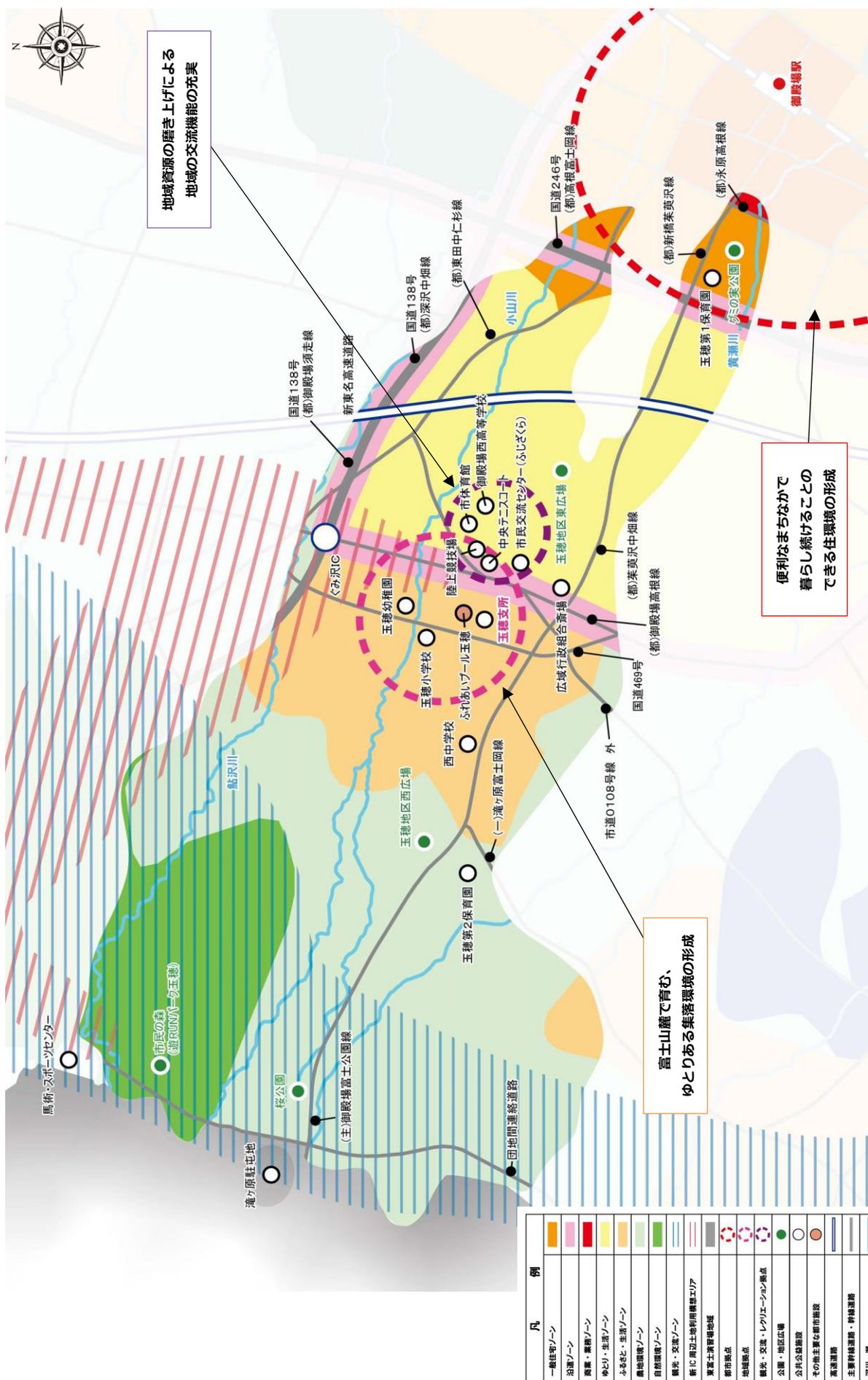
- 景観整備重点地区である国道 138 号等沿道地区及び国道 246 号沿道地区や、(都) 御殿場高根線、団地間連絡道路の沿道では、富士山の眺望に配慮した魅力ある景観形成を図ります。

## ■ 防災に関するまちづくり方針

### ■ 地域の価値を高め、安全な暮らしを育む地域環境の形成

- 既成市街地の住宅密集地においては、災害に強い住環境の形成に向けて、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、狭あい道路の解消や倒壊のおそれのあるブロック塀等の改善、オープンスペースの確保などによる地域の防災力の向上を図ります。
- 災害時の一次避難所や防災拠点となる施設などについて、地域防災機能の定期的な維持管理を図ります。
- 地域住民への災害発生の危険性や避難に関する情報、防災マップや各種ハザードマップの周知を徹底するとともに、地域主体による定期的な防災活動の実施を推進し、地域住民の防災意識の向上を図ります。

「玉穂地域のまちづくり構想図」



地域資源の磨き上げによる  
地域の交流機能の充実

便利なまちなかで  
暮らし続けることの  
できる住環境の形成

富士山麓で育む、  
ゆとりある集落環境の形成

凡 例	
一般住宅ゾーン	商業・業務ゾーン
沿道ゾーン	ゆとり・生活ゾーン
商業・業務ゾーン	ふるさと・生活ゾーン
ゆとり・生活ゾーン	農地環境ゾーン
ふるさと・生活ゾーン	自然環境ゾーン
農地環境ゾーン	観光・交流ゾーン
自然環境ゾーン	新に周辺土地利用構想エリア
観光・交流ゾーン	富士山麓集落地域
新に周辺土地利用構想エリア	都市拠点
富士山麓集落地域	地域拠点
都市拠点	観光・交流・レクリエーション拠点
地域拠点	公園・地区広場
観光・交流・レクリエーション拠点	公共施設施設
公園・地区広場	その他主要な都市施設
公共施設施設	高速道路
その他主要な都市施設	主要幹線道路・幹線道路
高速道路	河川・湖

## 5-5. 印野地域

### (1) 印野地域の現況

#### ①地域の概況

本地域は、市の西部に位置し、地域のほぼ全域が市街化調整区域に指定されており、既存集落地と自然環境（農地・山林）の調和が図られた環境が形成されています。

また、主な地域資源として、富士山樹空の森や御胎内温泉などがあります。



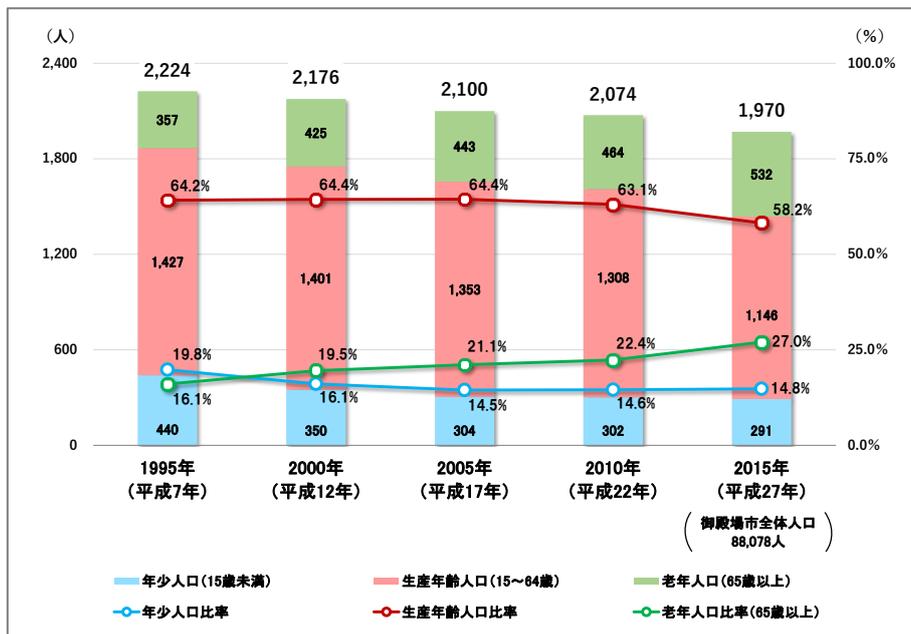
#### ②地域の人口

地域人口は、平成27年（2015年）時点で1,970人であり、市全体の約2%を占め、年々減少傾向にあります。

また、地域の高齢化率は、平成27年（2015年）時点で27.0%と市平均（23.2%）より高く、徐々に増加しています。

今後も、地域の人口減少・高齢化が進行することが予測されます。

＜印野地域の人口推移＞



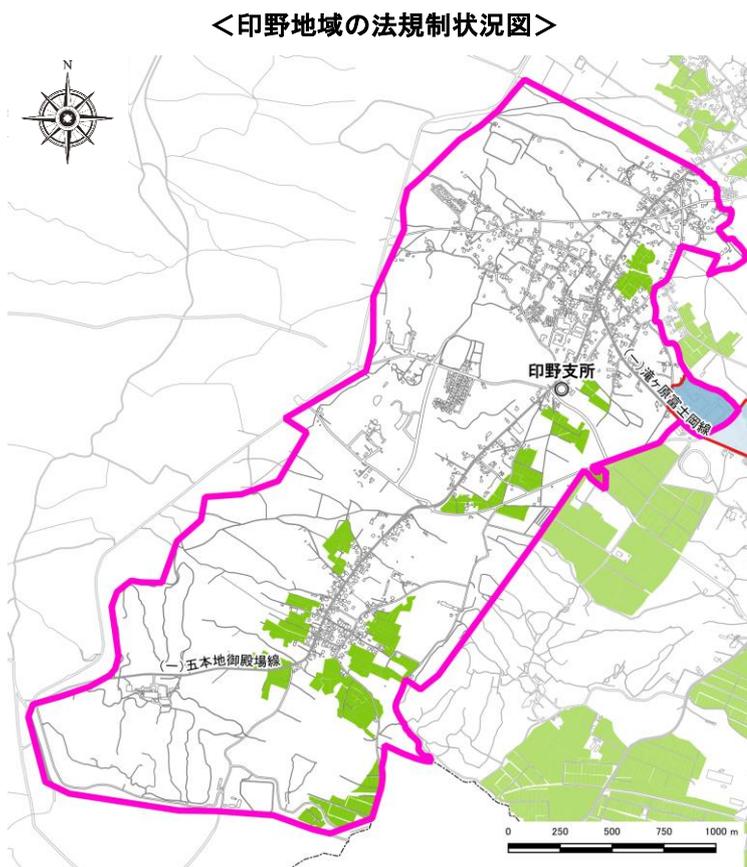
【出典】各年国勢調査（総務省統計局）

### ③地域の法規制状況

市街化区域は、(一)滝ヶ原富士岡線の沿道にあり、工業専用地域が指定されています。

また、地域の大部分が市街化調整区域であり、一部に農用地区域を指定しています。

凡 例	
用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	市街化区域
	農用地区域



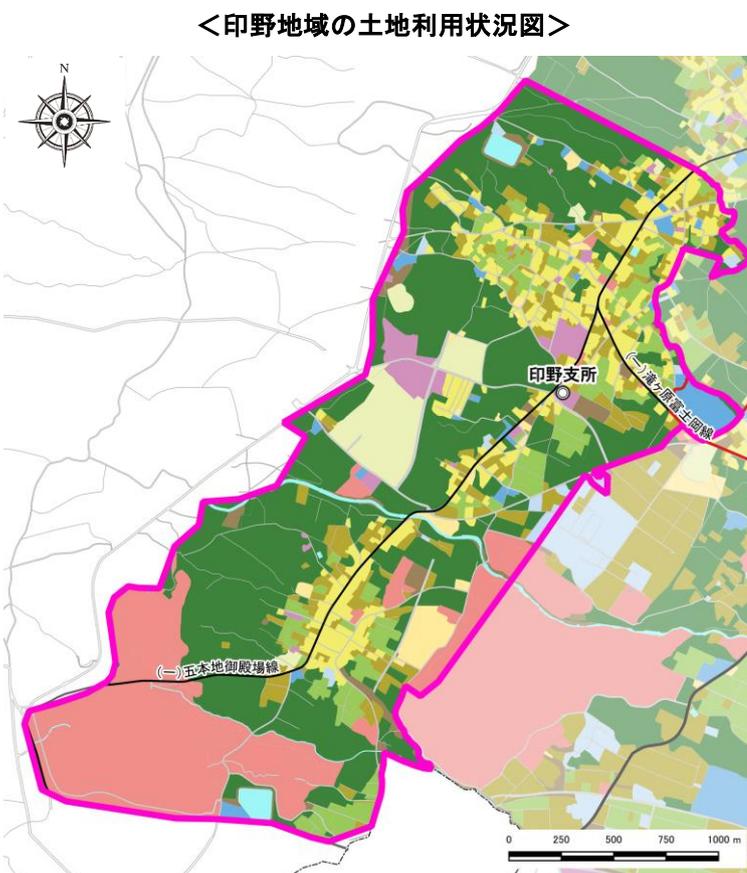
【出典】平成28年度都市計画基礎調査、御殿場市資料

### ④地域の土地利用状況

(一)滝ヶ原富士岡線や(一)五本地御殿場線沿道において集落地が形成され、住宅用地や農地が多くみられます。

また、地域西部には、富士山麓の山林があり、ゴルフ場などの商業用地がみられます。

凡 例	
土地利用現況	
	田
	畑
	山林
	水面
	自然
	その他自然的土地利用
	住宅用地
	商業用地
	工業用地
	農林漁業用施設用地
	公益施設用地
	道路用地
	交通施設用地
	公共空地
	その他の公的施設用地
	その他の空地
	市街化区域



【出典】平成28年度都市計画基礎調査

⑤地域の都市計画事業等の実施状況

都市施設（河川）として西川が指定されています。

＜主要な都市施設等の整備状況＞

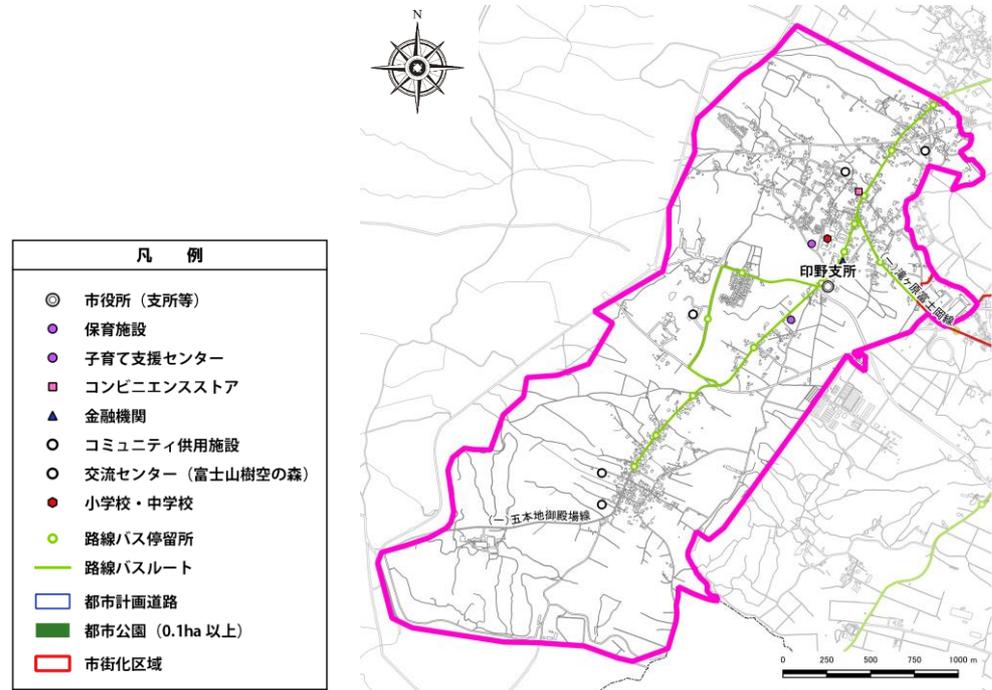
都市施設	施設名称等
河川 (1級・2級河川を記載)	西川

【出典】平成27年度・平成28年度都市計画基礎調査  
2020 御殿場市の都市計画

⑥地域の都市機能立地状況及び公共交通の運行状況

地域拠点である印野支所周辺において公共公益施設が立地しています。  
また、地域の南北方向に路線バスネットワークが形成されています。

＜印野地域の都市施設・都市機能の分布図＞



【出典】厚生労働省 HP、静岡県 HP、御殿場市 HP、全国スーパーマーケットマップ、コンビニマップ、日本全国ドラッグストア・調剤薬局マップ、NTT 電話帳、御殿場市資料

### ⑦地域の空き家等の立地状況

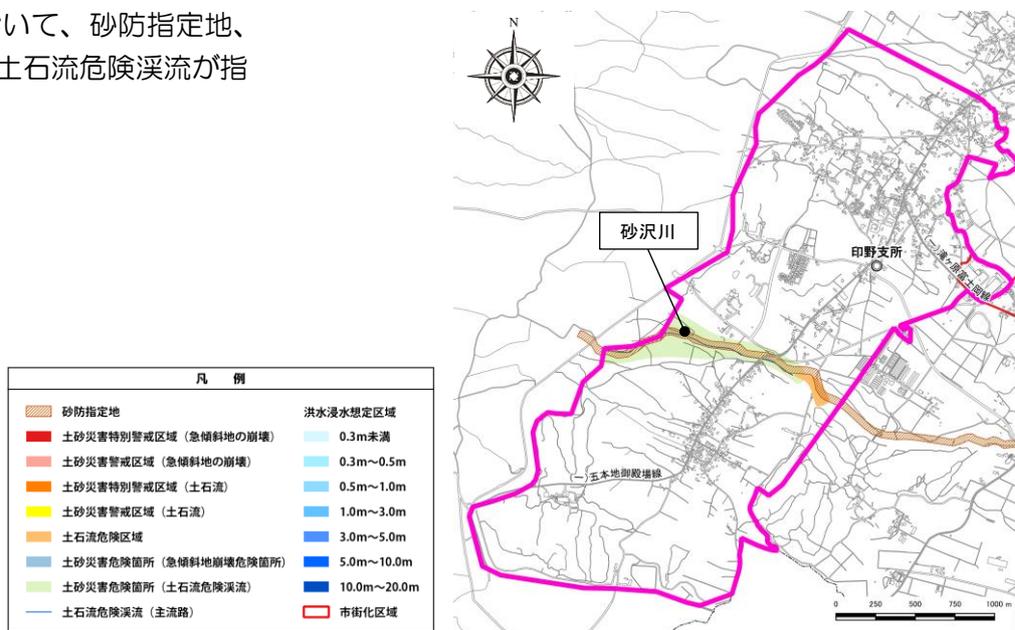
(一) 五本地御殿場線沿道周辺において、2件の空き家がみられます。

【出典】御殿場市空家等対策計画（平成31年3月）

### ⑧地域の災害関連法の指定状況

砂沢川沿岸において、砂防指定地、土石流危険区域、土石流危険渓流が指定されています。

＜印野地域の災害関連法の指定状況図＞



【出典】平成28年度・平成29年度都市計画基礎調査、洪水浸水想定区域図（静岡県）静岡県GIS/静岡県統合基盤地理情報システム

### ⑨地域資源の立地状況

主な地域資源として、富士山樹空の森や御胎内温泉などがあります。

＜印野地域の主な地域資源＞

富士山樹空の森	御胎内温泉 健康センター
富士山樹空の森（パークゴルフ場）	そば畑

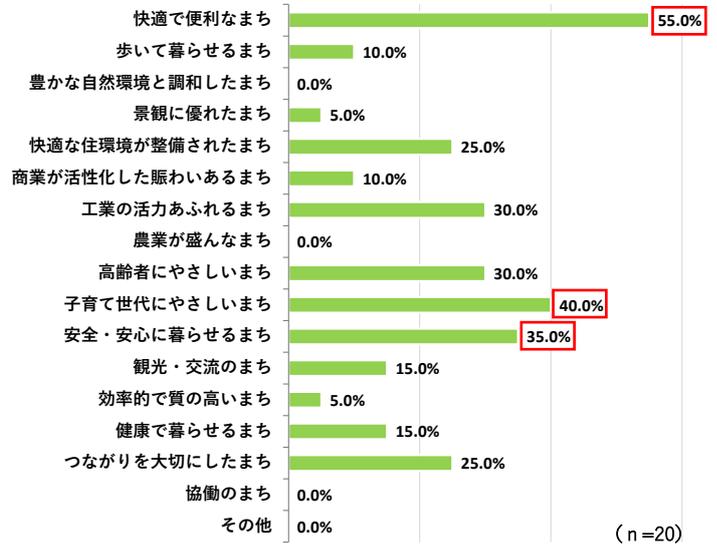
(2) 印野地域の想い

① 「まちづくりアンケート調査」の結果・主な意見

◆将来のまちのイメージについて

- ・将来のまちのイメージとして、「快適で便利なまち」、「子育て世代にやさしいまち」、「安全・安心に暮らせるまち」などが求められています。

<将来のまちのイメージについて>



◆地域拠点に必要な施設について

- ・印野支所周辺では、「高齢者福祉施設」や「医療施設」、「小売店舗」などの立地が求められています。

◆必要な都市環境整備について

- ・本地域では、以下の都市環境整備が求められています。

分野	地域が求めるもの		
	1位	2位	3位
道路	幅員の狭い生活道路の整備・改善 (40.0%)	幹線道路の渋滞対策 (35.0%)	既存道路の安全対策 (30.0%)
公園・緑地	災害時の活動拠点となる公園の整備 (55.0%)	幼児・児童向けの公園の整備 (35.0%) 運動器具や散策路などがある公園の整備 (35.0%) 積極的な公園用地の活用・促進 (35.0%)	
河川・水路	災害に強い河川・水路の整備 (75.0%)	既存の河川・水路の維持・保全 (45.0%)	自然豊かな水辺環境の整備 (40.0%)
防災	一次避難地や避難活動拠点の整備 (50.0%)	備蓄倉庫の整備 (45.0%)	電線の地中化など災害に強い道路整備 (30.0%)
景観	自然・文化・歴史資源を活かした景観形成 (60.0%)	広告看板の統一など沿道景観の形成 (40.0%)	河川・農地など自然環境に配慮した景観形成 (35.0%)
観光	新たな観光商品の開発 (55.0%)	道路網や交通ネットワークの整備 (45.0%)	観光地や観光施設の整備・保全 (40.0%)
			観光地の宣伝・PRの強化 (40.0%)

(n=20)

## ②「地域別意見交換会」での主な意見

本地域の意見交換会では、以下の意見などが出されました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍において、自然環境と調和したゆとりある地域性をPRし、空き家の活用や移住・定住の促進につなげてみてはどうか</li> <li>・安全に通学できる道路環境の整備が必要</li> <li>・医療施設・医療体制の充実や高齢者でも買い物しやすい生活環境づくりが必要</li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の担い手不足が深刻化</li> <li>・リモートに対応した市民農園など新たなシステム導入の検討</li> <li>・樹空の森の拡大や新たな施設の立地による人口増加や雇用促進</li> <li>・6次産業化に向けた検討が必要</li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光・交流施設の立地促進</li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地が増加しており、優良農地の維持・保全が課題</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山噴火への事前の対策が必要</li> <li>・災害に対する地域内での防災マニュアルなどの検討が必要</li> </ul>

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ

## (3) 印野地域のまちづくりの課題

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ、地域のまちづくりの課題を以下のとおり整理しました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人口減少・高齢化社会でも安心して暮らすことができる生活環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・印野支所周辺の既存集落地における生活利便性の維持・確保</li> <li>・高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の維持・確保</li> <li>・既存集落地の空き地・空き家の有効活用</li> <li>・優良田園住宅制度の運用等による移住・定住の促進</li> </ul> </li> <li>●都市インフラ（道路・公園・河川など）の適切な整備・維持管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地間連絡道路など幹線道路の整備推進</li> <li>・公共公益施設周辺の生活道路の安全性向上</li> <li>・公園・緑地の適切な維持管理と利活用の促進</li> </ul> </li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●優良農地の保全・農業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に広がる優良農地の保全、農業の活性化</li> </ul> </li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光・交流資源の維持・保全・機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在型観光の促進</li> <li>・富士山樹空の森や御胎内温泉など既存観光資源の連携強化</li> </ul> </li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな山林・農地環境の維持・保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山の山林や優良農地、河川環境の保全</li> </ul> </li> <li>●富士山の景観・眺望の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一) 五本地御殿場線沿道などにおける富士山の眺望の確保</li> </ul> </li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の防災力向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山噴火や大規模地震、集中豪雨など自然災害への事前対策の強化</li> <li>・地域の防災力向上、地域住民の防災意識の向上</li> </ul> </li> </ul>

## (4) 印野地域のまちづくりの方針

### 《印野地域のまちづくりの目指す姿》

富士山麓の豊かな自然環境・景観の維持・保全や、富士山樹空の森や御胎内温泉などの観光資源を活用した滞留性・滞在性の向上により地域振興を図ります。

また、地域拠点である印野支所周辺の居住性の向上や生活道路の整備・改善などにより、自然環境と生活環境が調和したゆとりある住環境が形成されたまちづくりを目指します。

### ■生活（暮らし）に関するまちづくり方針

#### ■富士山麓で育む、緑豊かで落ち着きのある集落環境の形成

- 地域拠点である印野支所周辺や（一）滝ヶ原富士岡線、（一）五本地御殿場線沿道のふるさと・生活ゾーンでは、生活道路の整備・改善や日常生活を支える商業・サービス施設の維持・充実、地域コミュニティの強化を図り、自然環境や農業環境と調和したゆとりある集落地としての生活環境の形成を図ります。
- 農地環境ゾーンでは、地域に広がる自然環境との調和を図りつつ、緑豊かで落ち着きのある集落環境の維持に努めます。
- 移住・定住の促進に向けて、空き地・空き家の有効活用の促進や地区計画、優良田園住宅制度などの開発許可制度の適切な運用を図り、秩序ある土地利用を推進します。

#### ■豊かな地域の暮らしを支える都市基盤の形成

- 地域内外の円滑な移動を支える団地間連絡道路などの幹線道路は、適切な整備と維持管理を促進します。また、既存集落地や公共施設周辺の生活道路は、地域住民などが安全に通行できる道路環境の形成を図ります。
- 地域の高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の確保に向けて、「地域公共交通計画」を踏まえた既存路線バスの維持・充実を図るほか、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した公共交通の導入を推進します。
- 地域の公園・緑地について、地域のニーズに沿った機能の充実を図ります。また、「公園施設長寿命化計画」に基づいた計画的な予防保全に取り組むほか、地域住民との協働による適切な利活用と維持管理を促進します。

## ■産業・雇用に関するまちづくり方針

### ■優良な農地環境の保全と農業の活性化

- 農地環境ゾーンでは、安定的な農業生産の確保に向けて、一団の優良農地の適切な維持・保全や農地の集約化、農業生産基盤の整備を推進します。
- 農業地域の活性化に向けて、地域の実情を踏まえ、遊休農地の活用促進や新たな担い手の確保、振興作物の生産拡大に取り組むとともに、農産物の高付加価値化、新技術を活用したスマート農業の推進を目指します。

## ■観光・交流に関するまちづくり方針

### ■地域資源の磨き上げによる地域の観光・交流機能の強化

- 観光・交流・レクリエーション拠点にある富士山樹空の森や御胎内温泉などの御殿場リゾート富士の郷は、施設相互の連携強化や観光交流資源の活用・整備による、滞在型の観光交流促進により、地域振興を図ります。
- 観光・交流ゾーンに位置する国指定天然記念物の印野の熔岩隧道（御胎内清宏園内、丸尾苑）は、将来にわたり継承すべき重要な地域資源として維持・保全を図るとともに、地域振興に資する有効な活用を推進します。

## ■自然・景観に関するまちづくり方針

### ■富士山に抱かれる雄大な自然環境の保全

- 地域西部に広がる富士山麓の山林は、水源涵養機能や土砂災害防止機能など様々な機能を有していることから、間伐や樹種転換により、適切な維持・保全を図ります。
- 農地環境ゾーンに位置する優良農地や地域を流れる河川は、生態系の保全や親水機能、景観形成、防災機能などの多面的な役割を有することから、適切な維持・保全を図ります。

### ■富士山を背景とした魅力ある景観の形成

- 団地間連絡道路や（一）滝ヶ原富士岡線、（一）五本地御殿場線の沿道では、富士山の眺望に配慮した魅力ある景観形成を図ります。
- 市街化区域内の既存工業団地においては、周辺環境との調和や公害防止の観点から、敷地内の緑化を促進します。

## ■ 防災に関するまちづくり方針

### ■ 地域の価値を高め、安全な暮らしを育む地域環境の形成

- 既存集落地などの住宅地域においては、住宅の耐震化を推進します。また、倒壊のおそれのあるブロック塀等の改善などによる地域の防災力の向上を図ります。
- 災害時の一次避難所や防災拠点となる施設などについて、地域防災機能の定期的な維持管理を図ります。
- 地域住民への災害発生の危険性や避難に関する情報、防災マップや各種ハザードマップの周知を徹底するとともに、地域主体による定期的な防災活動の実施を推進し、地域住民の防災意識の向上を図ります。



## 5-6. 高根地域

### (1) 高根地域の現況

#### ①地域の概況

本地域は、市の北部に位置し、地域の全域が市街化調整区域に指定されています。地域拠点である高根支所周辺には、学校施設や生活サービス施設、住宅などが立地しています。

また、主な地域資源として、高根地区の田園風景やふれあい広場などがあります。

さらに、地域中央部において、令和2年度（2020年度）に新東名高速道路が開通する予定です。



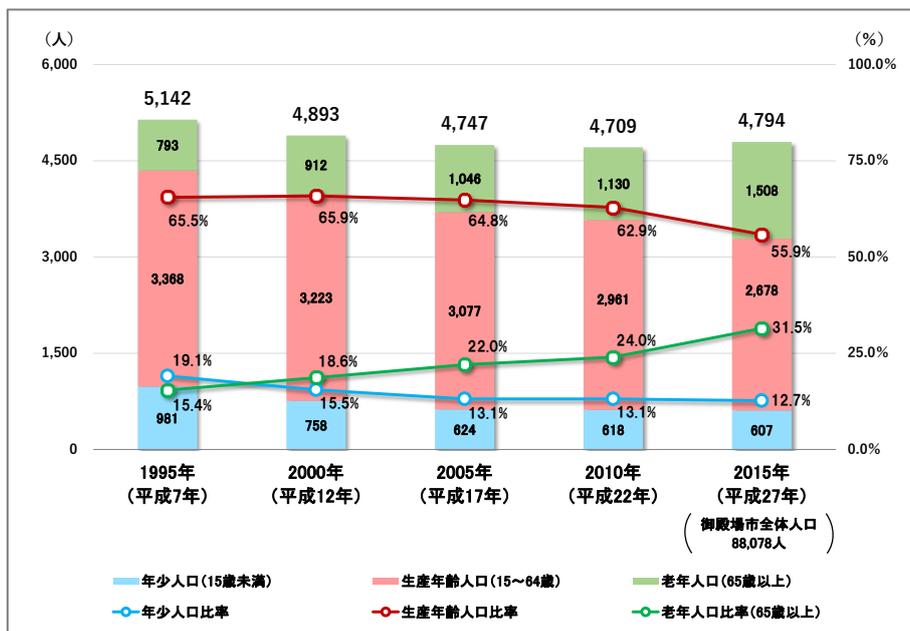
#### ②地域の人口

地域人口は、平成27年（2015年）時点で4,794人であり、市全体の約5%を占めています。

また、地域の高齢化率は、平成27年（2015年）時点で31.5%と市平均（23.2%）より高く、徐々に増加しています。

今後も、将来的な地域の人口減少・高齢化の進行が予測されます。

<高根地域の人口推移>

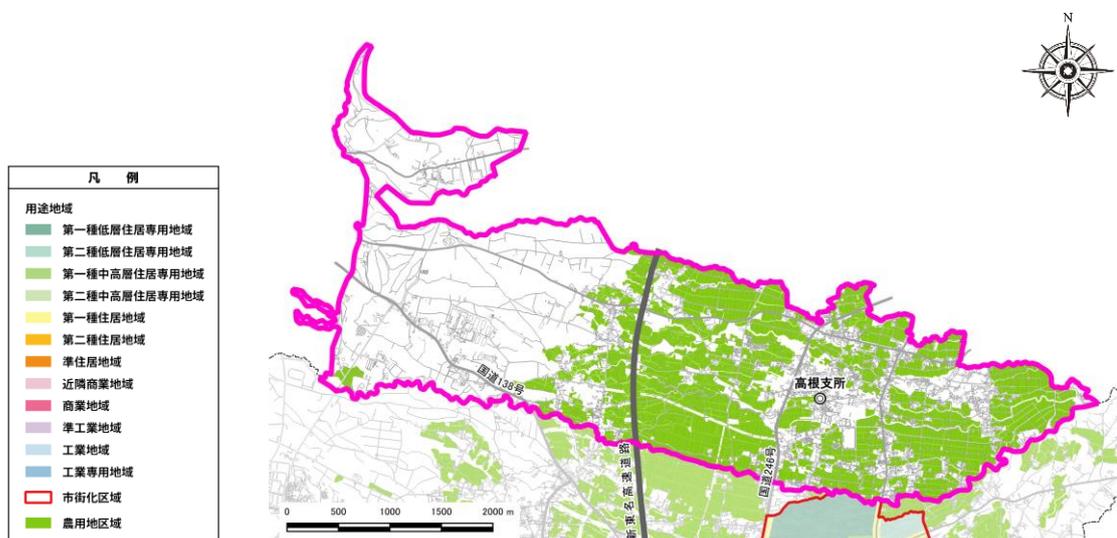


【出典】各年国勢調査（総務省統計局）

### ③地域の法規制状況

地域全域が市街化調整区域に指定されており、地域の中央部から東部にかけて、農用地区域を指定しています。

＜高根地域の法規制状況図＞

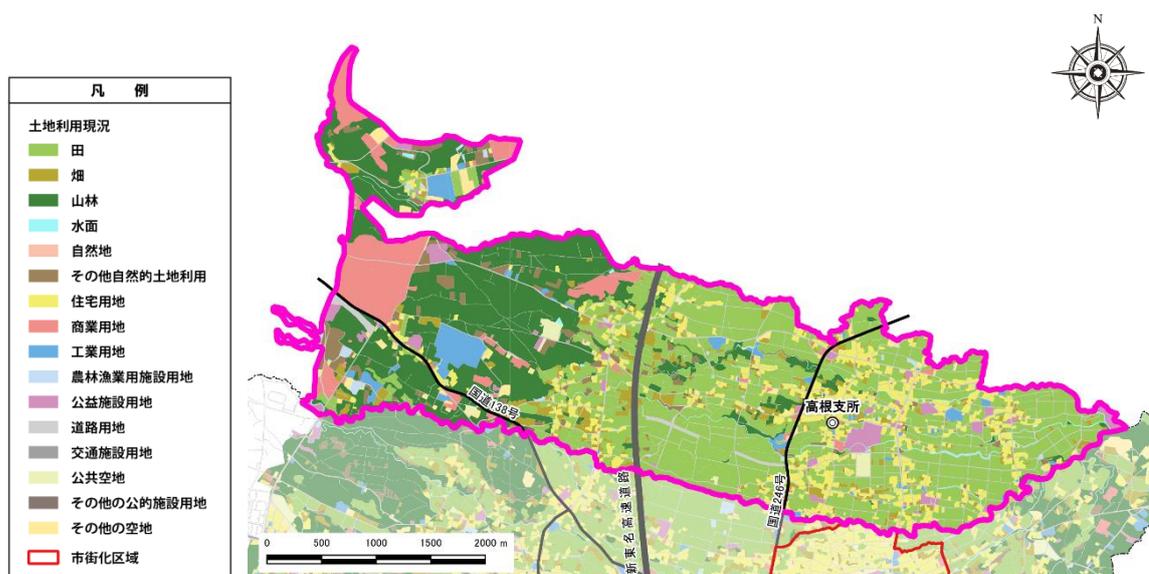


【出典】平成28年度都市計画基礎調査

### ④地域の土地利用状況

地域の大部分を農地が占め、高根支所周辺などに集落地が形成されています。また、地域西部には富士山麓の豊かな山林やゴルフ場などの商業用地がみられます。

＜高根地域の土地利用状況図＞



【出典】平成28年度都市計画基礎調査

⑤地域の都市計画事業等の実施状況

高根支所の南側において農業集落排水事業が実施されています。

また、都市計画道路が9路線指定されています。

＜主要な都市施設等の整備状況＞

都市施設	施設名称等		
都市計画道路	・第二東名自動車道 ・高根西部幹線 ・茱萸沢上小林線	・御殿場須走線 ・東部幹線 ・清後山之尻線	・御殿場高根線 ・高根富士岡線 ・永原高根線
河川 (1級・2級河川を記載)	・竜良川	・立沢川	・つつじ川 ・馬伏川

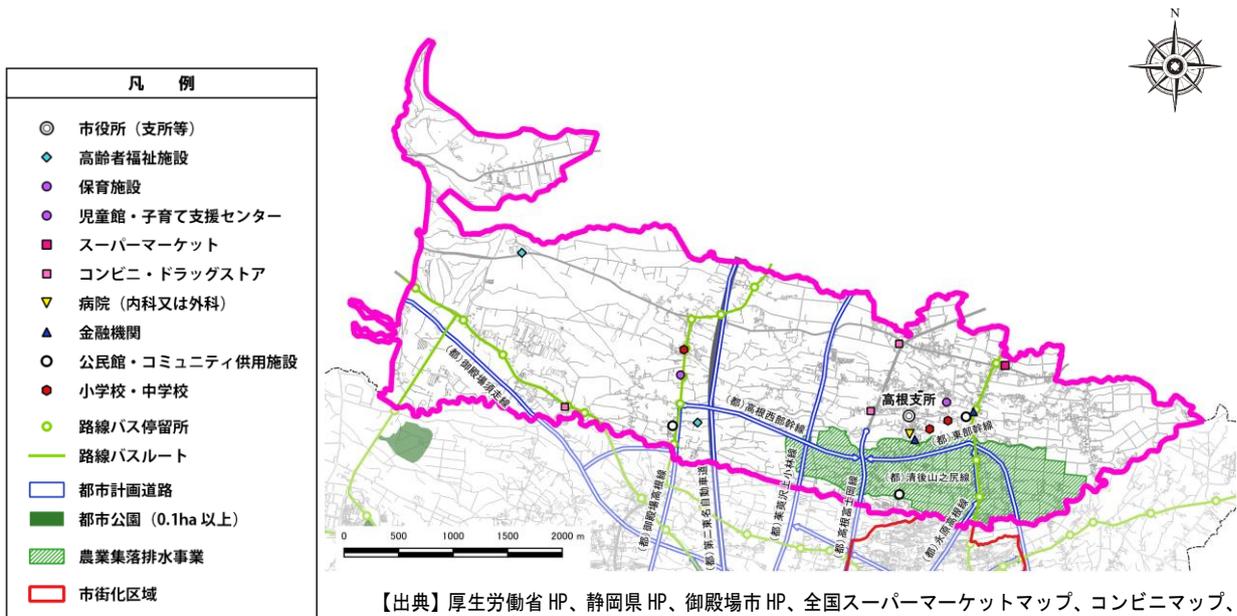
【出典】平成27年度・平成28年度都市計画基礎調査  
2020 御殿場市の都市計画

⑥地域の都市機能立地状況及び公共交通の運行状況

地域拠点である高根支所周辺において公共施設が集積しています。

また、地域の南北方向などに路線バスネットワークが形成されています。

＜高根地域の都市施設・都市機能の分布図＞



⑦地域の空き家等の立地状況

地域内の幹線道路周辺において、17件の空き家がみられます。

【出典】御殿場市空家等対策計画（平成31年3月）

⑧地域の災害関連法の指定状況

竜良川沿岸において、土石流危険区域、土石流危険渓流が指定されています。

＜高根地域の災害関連法の指定状況図＞



【出典】平成28年度・平成29年度都市計画基礎調査、洪水浸水想定区域図（静岡県）  
静岡県GIS/静岡県統合基盤地理情報システム

⑨地域資源の立地状況

主な地域資源として、高根地域の田園風景やふれあい広場などが立地しています。

また、景観整備重点地区として、国道138号等沿道地区を指定しており、沿道の個性ある景観形成に取り組んでいます。

＜高根地域の主な地域資源＞

わさび田	（仮称）高根の杜
	
高根地域の田園風景	高根西ふれあい広場（弓道場）
	

(2) 高根地域の想い

① 「まちづくりアンケート調査」の結果・主な意見

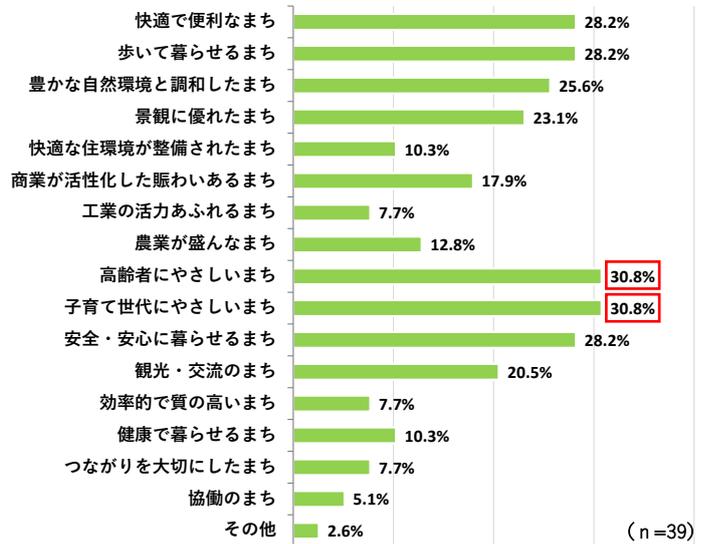
◆将来のまちのイメージについて

- ・将来のまちのイメージとして、「高齢者にやさしいまち」、「子育て世代にやさしいまち」などが求められています。

◆地域拠点に必要な施設について

- ・高根支所周辺では、「医療施設」や「ショッピングセンター」などの立地が求められている一方、「今のままで良い」といった意見も出ています。

<将来のまちのイメージについて>



◆必要な都市環境整備について

- ・本地域では、以下の都市環境整備が求められています。

分野	地域が求めるもの		
	1位	2位	3位
道路	安全な歩道の整備 (41.0%)	幅員の狭い生活道路の整備・改善 (30.8%)	幹線道路の渋滞対策 (25.6%) 電線の地中化など安全な道路環境の整備 (25.6%)
公園・緑地	災害時の活動拠点となる公園の整備 (38.5%) 自然を満喫できる公園の整備 (38.5%) 積極的な公園用地の活用・促進 (38.5%)		
河川・水路	自然豊かな水辺環境の整備 (38.5%) 水辺に親しめる空間や遊歩道の整備 (38.5%) 災害に強い河川・水路の整備 (38.5%)		
防災	避難所や防災活動拠点や住宅の不燃化・耐震化 (38.5%)	一次避難地や避難活動拠点の整備 (28.2%) 電線の地中化など災害に強い道路整備 (28.2%)	
景観	自然・文化・歴史資源を活かした景観形成 (69.2%)	河川・農地など自然環境に配慮した景観形成 (51.3%)	電線地中化など沿道景観の向上 (33.3%)
観光	新たな観光商品の開発 (48.7%)	観光地や観光施設の整備・保全 (43.6%)	道路網や交通ネットワークの整備 (41.0%)

(n=39)

## ②「地域別意見交換会」での主な意見

本地域の意見交換会では、以下の意見などが出されました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の高齢化、コミュニティの希薄化が課題</li> <li>・地域の若返り、若い人材の活用促進が必要</li> <li>・交通弱者に対応した交通対策が必要</li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域が指定されており、農業環境はとても良い</li> <li>・地産地消ができるような環境整備が必要</li> <li>・農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻</li> <li>・農地を保全していくために、法人化するなどの検討が必要</li> <li>・農産物のブランド化が必要</li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい広場を中心とした自然体験・交流の場を増やす</li> <li>・既存施設を活用した地域イベントの開催</li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良田園風景の保全</li> <li>・富士山の景観や水資源・河川環境の保全</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山噴火への事前の対策が必要</li> <li>・防災教育の充実</li> <li>・地域内での災害ハザードエリアの周知徹底が必要</li> </ul>

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ

## (3) 高根地域のまちづくりの課題

「地域の現況」や「地域の想い」を踏まえ、地域のまちづくりの課題を以下のとおり整理しました。

生活 (暮らし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人口減少・高齢化社会でも安心して暮らすことができる生活環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高根支所周辺の既存集落地における生活利便性の維持・確保</li> <li>・高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の維持・確保</li> <li>・既存集落地の空き地・空き家の有効活用</li> <li>・優良田園住宅制度の運用等による移住・定住の促進</li> </ul> </li> <li>●都市インフラ（道路・公園・河川など）の適切な整備・維持管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高根支所周辺の生活道路の安全性向上</li> <li>・公園・緑地の適切な維持管理と利活用の促進</li> </ul> </li> </ul>
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●優良農地の保全・農業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に広がる優良農地の保全、農業の活性化</li> </ul> </li> </ul>
観光・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>●観光・交流資源の維持・保全・機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい広場などの既存の交流・レクリエーション施設の機能強化</li> </ul> </li> </ul>
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな山林・農地環境の維持・保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山の山林や優良農地、河川環境の保全</li> </ul> </li> <li>●富士山の景観・眺望の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 138 号など、幹線道路沿道における富士山の眺望の確保</li> <li>・地域の原風景である広大な農地（田園）景観の保全</li> </ul> </li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の防災力向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山噴火や大規模地震、集中豪雨など自然災害への事前対策の強化</li> <li>・地域の防災力向上、地域住民の防災意識の向上</li> </ul> </li> </ul>

## (4) 高根地域のまちづくりの方針

### 「高根地域のまちづくりの目指す姿」

本市を代表する穀倉地帯として、豊かな自然環境や優良な農業環境の維持・保全を図るとともに、地域拠点である高根支所周辺の居住性の向上や新東名高速道路新御殿場 IC を結ぶ道路ネットワークの強化を図り、潤いある田園環境と緑豊かな住環境が調和したまちづくりを目指します。

#### ■ 生活（暮らし）に関するまちづくり方針

##### ■ 富士山麓で育む、潤いとやすらぎのある集落環境の形成

- 地域拠点である高根支所周辺などのふるさと・生活ゾーンでは、生活道路の整備・改善や、日常生活を支える商業・サービス施設の維持・充実、地域コミュニティの強化を図り、自然環境や農業環境と調和したゆとりある集落地としての生活環境の形成を図ります。
- 地域の大部分を占める農地環境ゾーンでは、一団の優良農地を適切に保全し、潤いとやすらぎのある集落環境の維持に努めます。
- 移住・定住の促進に向けて、空き地・空き家の有効活用の促進や地区計画、優良田園住宅制度などの開発許可制度の適切な運用を図り、秩序ある土地利用を推進します。

##### ■ 豊かな地域の暮らしを支える都市基盤の形成

- 地域内外の円滑な移動を支える都市計画道路などの幹線道路は、適切な整備と維持管理を促進します。また、既存集落地や公共施設周辺的生活道路は、地域住民などが安全に通行できる道路環境の形成を図ります。
- 地域の高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・安心に移動できる生活交通の確保に向けて、「地域公共交通計画」を踏まえた既存路線バスの維持・充実を図るほか、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した公共交通の導入を推進します。
- 地域の公園・緑地について、地域のニーズに沿った機能の充実を図ります。また、「公園施設長寿命化計画」に基づいた計画的な予防保全に取り組むほか、地域住民との協働による適切な利活用と維持管理を促進します。

#### ■ 産業・雇用に関するまちづくり方針

##### ■ 優良な農地環境の保全と農業の活性化

- 農地環境ゾーンでは、安定的な農業生産の確保に向けて、一団の優良農地の適切な維持・保全や農地の集約化、農業生産基盤の整備を推進します。
- 農業地域の活性化に向けて、地域の実情を踏まえ、遊休農地の活用促進や新たな担い手の確保、振興作物の生産拡大に取り組むとともに、農産物の高付加価値化、新技術を活用したスマート農業の推進を目指します。
- 新東名高速道路新御殿場 IC に近接する環境を活かし、遊休農地を活用した市民農園や体験型農園など、市民や来街者が気軽に農業に親しむことができる環境の創出を図ります。

## ■ 観光・交流に関するまちづくり方針

### ■ 地域資源の磨き上げによる地域の観光・交流機能の強化

- 観光・交流ゾーンに広がる富士山麓の山林は、自然を体験できる観光・レクリエーション資源として有効な活用を促進します。
- ふれあい広場は、地域住民との連携のもと、地域の交流・憩いの場としての機能強化を推進します。
- 加藤学園御殿場キャンパスについては、最先端技術を活用した教育普及活動の場として、適切な土地利用の誘導を図ります。

## ■ 自然・景観に関するまちづくり方針

### ■ 富士山に抱かれる雄大な自然環境の保全

- 地域西部に広がる富士山麓の山林は、水源涵養機能や土砂災害防止機能など様々な機能を有していることから、間伐や樹種転換により、適切な維持・保全を図ります。
- 農地環境ゾーンに位置する優良農地や地域を流れる河川は、生態系の保全や親水機能、景観形成、防災機能などの多面的な役割を有することから、適切な維持・保全を図ります。

### ■ 富士山を背景とした魅力ある景観の形成

- 景観整備重点地区である国道 138 号等沿道地区や国道 246 号、団地間連絡道路の沿道では、富士山の眺望に配慮した魅力ある景観形成を図ります。
- ほ場整備による広大な農地（田園）景観は、地域の特有の風景として、適切な維持・保全に努めます。

## ■ 防災に関するまちづくり方針

### ■ 地域の価値を高め、安全な暮らしを育む地域環境の形成

- 既存集落地などの住宅地域においては、住宅の耐震化を推進します。また、倒壊のおそれのあるブロック塀等の改善などによる地域の防災力の向上を図ります。
- 災害時の一次避難所や防災拠点となる施設などについて、地域防災機能の定期的な維持管理を図ります。
- 地域住民への災害発生の危険性や避難に関する情報、防災マップや各種ハザードマップの周知を徹底するとともに、地域主体による定期的な防災活動の実施を推進し、地域住民の防災意識の向上を図ります。



# 第6章

---

## 実現化に向けて

---

### 6-1. 実現化に向けて

---



## 6-1. 実現化に向けて

### (1) 基本的な考え方

御殿場市（以下「本市」という。）では、「第四次御殿場市総合計画」において、公共的な課題に対し、市民と行政が協働して取り組む「市民協働型まちづくり」を進めていくこととしています。

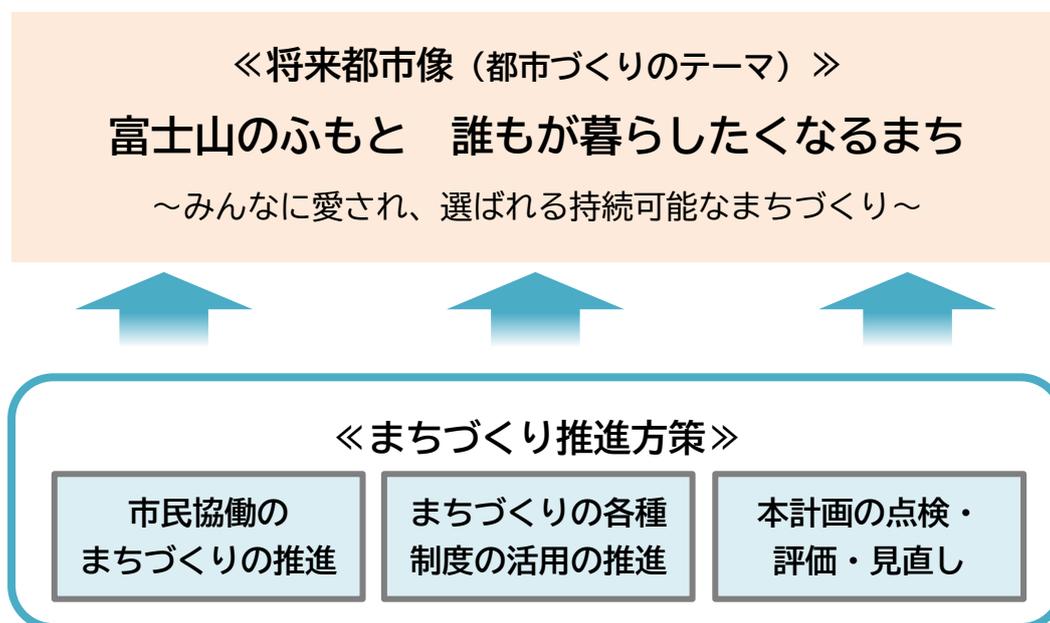
また、画一的な従来の行政サービスで対応しきれない状況に対応するため、平成17年（2005年）4月より、市民と行政がお互いの役割を理解・尊重し、対話を通じて新しい時代を一緒に切り開いていこうという市民協働によるまちづくりを進めるガイドラインである「御殿場市市民協働型まちづくり推進指針」を策定しました。

「御殿場市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）」においても、「第四次御殿場市総合計画」や「御殿場市市民協働型まちづくり推進指針」における考え方を踏まえ、市民、企業、行政など様々な主体がまちづくりの目標や課題を共有し、協働して、まちづくりを推進していくことが必要となります。

また、まちづくりの実現化にあたっては、土地利用や建築物の立地の規制・誘導するための制度や事業などがあります。これら各種制度・事業を計画的かつ効果的に活用していく必要があります。

さらに、各種制度・事業の運用にあたっては、まちづくりの状況を把握する必要があります。そのため、本計画の方針に基づいた適切な点検・評価・見直しを行っていく必要があります。

これらを踏まえ、以下のとおり、本計画の実現化に向けた取り組みを推進していきます。



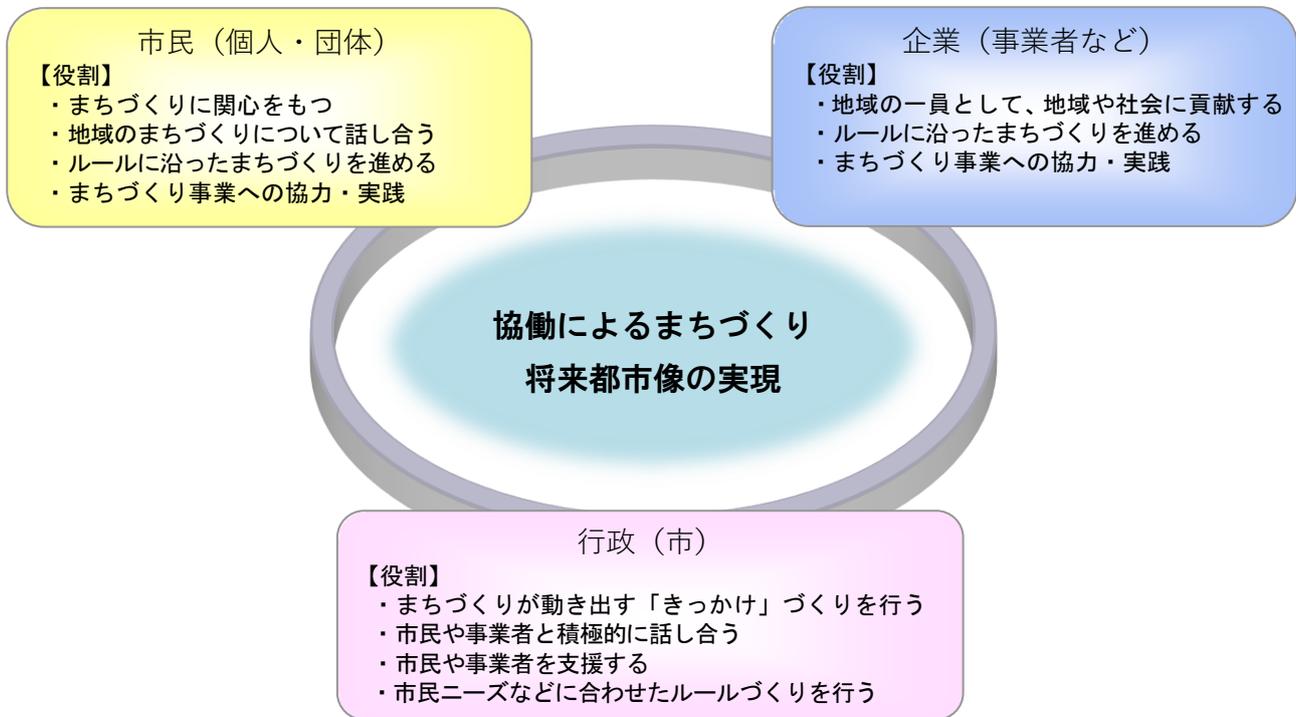
## （２）市民協働によるまちづくり

本計画に基づいた事業の推進については、市民が開かれた行政を目指し、積極的に都市計画に関わる情報を公開し、市民、企業、行政が一体となったまちづくりが必要です。

まちの骨格となる道路、河川などの都市基盤や施設整備については、行政が主体となって市民や企業の参加によるまちづくりを行う必要があります。また、生活環境や住環境など身近な暮らしの環境については、市民や企業の皆さんが主体となり、自分たちのまちを自分たちで良くしていくまちづくりが重要です。

まちづくりに関わる市民、企業、行政が、それぞれの役割に応じた連携・協働によるまちづくりを推進し、将来都市像の実現を図ります。

協働によるまちづくりの役割イメージ



新しい時代にふさわしいまちづくりは、社会情勢の変化や、住民ニーズの多様化等に、柔軟・迅速に対応することが必要です。

そのため、協働によるまちづくりと合わせて、地域住民の発意と行動による地域提案型のまちづくりへの転換を図るとともに、多様なまちづくり制度の活用につなげます。

### (3) まちづくりの各種制度の活用

本計画に基づくまちづくりの実現化については、都市計画法に基づくまちづくりの手法・制度を地域の実情や特性に合わせて活用します。まちづくり制度・事業の活用については、国や県の外、隣接市町との連携をしながら、計画的かつ効率的に取り組みます。

本計画において特に注力する課題に対応し、活用が想定されるまちづくり制度・事業などとして、「地区計画制度」、「都市計画提案制度」、「景観計画に基づく施策」、「優良田園住宅制度」、「大規模既存集落制度」、「御殿場市空家等対策計画に基づく対策」について、制度などの概要を以下に記載します。

#### 1) 地区計画制度の活用

地区計画制度は、それぞれの地区の特性に応じ、きめ細かいまちづくりのルールを定める手法の一つです。

市街化区域では、この制度を活用することにより、地区の特性を生かした良好な市街地の形成を図ります。

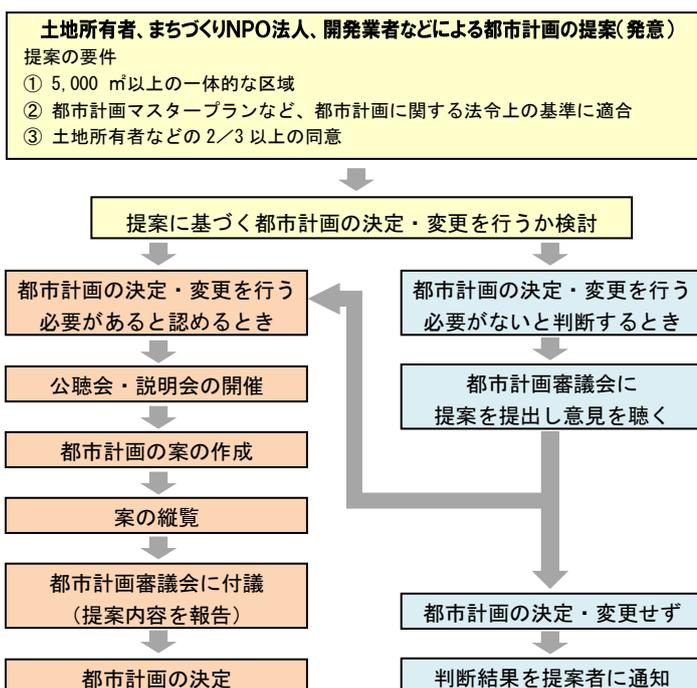
市街化調整区域においても、良好な都市環境や地域コミュニティの形成・維持を図る必要がある場合には、地域が主体となり市街化調整区域の性格を変えない範囲で活用が図られます。



#### 2) 都市計画の提案制度の活用

都市計画提案制度は、平成 14 年（2002 年）の都市計画法改定により創設されたまちづくりの仕組みであり、都市計画区域または準都市計画区域において、土地所有者やまちづくりを目的として創設されたNPO法人などが一定の条件を満たしたもて、都市計画の決定または変更の提案をすることができる制度です。

都市計画提案制度を協働のまちづくりを推進する一つの有効な手段として位置づけ、市民への周知に努めます。



都市計画提案制度の流れ

### 3) 景観計画に基づく施策の実施

「景観法」は、景観協議会・景観整備機構などの市民、事業者及び行政の協働による取り組みや、「景観協定」などのルール作り、「景観計画」の提案制度などがあります。

本市では、「景観法」に基づき、平成24年（2012年）3月に、景観行政団体に移行し、平成25年（2013年）12月に「景観計画」を策定しており、良好な景観形成に向けた地域提案型まちづくりの実現に向け適切に対応していきます。



景観法による行為規制と支援の仕組み

### 4) 優良田園住宅制度の活用

本市では、平成31年（2019年）2月に「御殿場市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を策定し、自然環境と調和したゆとりある居住環境の形成を実現し、市街化調整区域の既存集落における定住人口の維持、地域コミュニティの維持・向上を図るために、制度活用を促進していきます。

優良田園住宅とは、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づくもので、農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域における、一定の基準を満たした一戸建ての住宅（事務所、店舗などを兼ねる兼用住宅は含まれない）のことで。

### 5) 大規模既存集落制度の活用

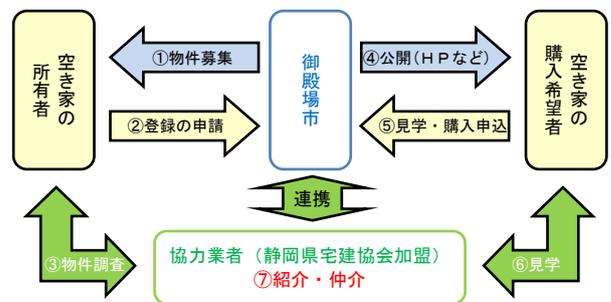
この制度は、市街化調整区域に長年居住している方（またはその子）で、持家がなく世帯を有している方を対象とし、居住している地域（連合自治会区）の中にある大規模既存集落内の土地に、自分が住む住宅（自己用住宅）を建築できるという制度です。

### 6) 御殿場市空家等対策計画に基づく対策の実施

平成31年（2019年）3月に策定した「御殿場市空家等対策計画」は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき市が定めた計画です。

この「御殿場市空家等対策計画」は、所有者等による空き家等の適切な管理の促進、空き家等及び空き家等の跡地の活用の促進、特定空き家等に対する措置、空き家等に関する相談への対応などの市が取り組むべき事項を位置づけています。

本計画に基づき、空き家バンクの活用や除去費用の助成等に取り組めます。



空き家バンクの流れ

#### (4) 本計画の点検・評価・見直し

本計画は、概ね20年後を目標とする長期的な将来都市像と、その実現を目指したまちづくりの方向性を示しています。そして、本市のまちづくりは、本計画に基づいて、適切に各種制度・事業を活用し、推進していくことになります。

各種制度・事業の運用にあたっては、変化する社会情勢やまちづくりの状況を把握する必要があります。そのため、土地利用などの都市計画関連の変化や市民のまちづくりに関する意識の変化などについて、まちづくりの状況などを点検し、評価します。

さらに、本計画を都市計画の指針として機能するように、まちづくりの状況などの点検・評価を踏まえ、概ね10年後に中間見直しとして、本計画の一部または全ての見直しを予定しています。

また、社会情勢の変化や「御殿場市総合計画」などの上位計画の改定などにより、まちづくりの方向性に大きな変化が生じたときは、必要に応じて、適宜、見直しを行います。



# 參考資料



## 【用語一覧】

### あ行

#### I o T

様々な物がインターネットにつながる、モノのインターネット。Internet of Things の略。

#### I C T

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

#### アセットマネジメント

施設(資産)に対し、管理に必要な費用、人員を投入し、良好なサービスを持続的に提供するための事業運営。

#### アダプトプログラム(里親制度)

一定区画の公共の場所について、市民団体等が美化活動を行い、行政がこれを支援する制度。

#### I C

立体交差する道路相互間、または近接する道路相互間を連絡路によって立体的に接続する施設。インターチェンジの略。

#### A I

人工知能。Artificial Intelligence の略。

#### S N S

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。Social Networking Service の略。

#### S D G s

2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、2030年を年限とする17の国際目標。

### か行

#### 環境共生住宅

地球環境を保全するという観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的に係りながら、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅およびその地域環境。

#### 環境版シリコンバレー

世界遺産富士山の麓において、日本の環境を世界に発信する「産」「学」「官」が集積した未来都市像。

#### 景観行政団体

景観法に基づく地方自治体のこと。景観計画の策定・変更や景観計画に基づく行為の規制、景観協議会の設立・運営、景観整備機構の指定などを行う。

#### 建築協定

一定の区域内の土地所有者等の全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。

#### 高度地区

良好な住環境を保護するため、建物の高さの制限を決めた地区。

#### 高度利用地区

市街地における土地の合理的な有効利用を図るため、建築面積の最低限度、建蔽率の最高限度、容積率の最高・最低限度、壁面の位置の制限などを定めた地区。

## さ行

### JCT

高速道路と高速道路を相互に接続するインターチェンジ。ジャンクションの略。

### 準防火地域

建築密度の高い市街地において、建造物の不燃化を図り、火災の発生を防止する地域。

### 修景緑化

緑化により、景観を美しく整えること。

### ストックマネジメント

持続可能な事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

### SIC

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。スマートインターチェンジの略。

### Society5.0

先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、技術革新から新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会。

## た行

### 宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴う「がけ崩れ」または「土砂の流出」などの災害を防止するために、一定規模以上の宅地造成工事を行う場合に市長の許可が必要な区域。

### 地域森林計画対象民有林

森林法第5条の規定により都道府県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林。

### 地区計画

地区レベルのきめ細かいまちづくりを目的とする都市計画。

### 超高齢社会

65歳以上の高齢者の人口割合が全人口の21%以上を占めている社会。

### 特別用途地区

特別の目的から土地利用の増進や環境の保護などを図るために、用途地域の指定を補完して定める地区。

### 都市のスポンジ化

都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下する現象。

## な行

### 農業振興地域

今後、概ね10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域（県指定）。

### 農用地区域

農業振興地域内において集団的に存在する農地や生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定されたもの（市指定）。

## は行

### 保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

## や行

### 用途地域

市街化区域の土地を13種類の利用用途に分け、どこにどんな規模・種類の建物を建てられるか定め、良好な都市環境と適正な都市機能を確保するもの。

## ら行

### 緑地協定

都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により結ぶ協定。

### ロマンチック街道

箱根山麓を南北に通過する幹線道路の通称名。

## 御殿場市都市計画マスタープラン懇話会要綱

平成21年9月1日

告示第205号

(趣旨)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する本市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)について、広く市民の意見を聴取するため、御殿場市都市計画マスタープラン懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定める。

(懇話事項)

第2条 懇話会は、御殿場市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会が示す、市全体及び地域ごとのまちづくりの構想案等について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

(参加対象者)

第3条 懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者(以下「構成員」という。)1人をもって構成する。

- (1) 各種団体に属する者
- (2) 知識と経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

(構成員)

第4条 構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

2 構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に、座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。

(懇話会)

第6条 懇話会は、市長が招集する。

- 2 構成員(第3条第3号の者に限る。)が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 懇話会は、公開とする。

(謝金)

第7条 構成員が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(御殿場市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の廃止)

2 御殿場市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱（平成18年御殿場市告示第181号）は、廃止する。

令和元年度・令和二年度 御殿場市都市計画マスタープラン懇話会 構成員名簿

氏 名	選 出 区 分 等
勝又 孝文	各種団体に属する者（御殿場地区）
細谷 良則	各種団体に属する者（富士岡地区）
渡邊 三郎	各種団体に属する者（原里地区）
江藤 雅之	各種団体に属する者（玉穂地区）
勝間田 弘美	各種団体に属する者（印野地区）
勝又 洋	各種団体に属する者（高根地区）
☆勝又 重春	知識と経験を有する者（建築士・福祉住環境コーディネーター）
★榎林 昭子	知識と経験を有する者（建築士）
矢後 芳昭	知識と経験を有する者（宅地建物取引士）
田村 英樹	関係行政機関の職員（沼津土木事務所御殿場支所長）
鈴木 英	関係行政機関の職員（東部農林事務所御殿場支所長）

☆：座長 ★：副座長

## 御殿場市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会設置規定

平成21年9月1日

訓令甲第13号

改正 平成22年3月31日訓令甲第8号

平成26年3月31日訓令甲第7号

平成27年3月30日訓令甲第5号

平成29年3月31日訓令甲第8号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、本市の総合計画や国土利用計画及び静岡県都市計画区域マスタープランなどの上位計画を踏まえ、関係施策相互の調整を行い、計画案の検討を円滑に進めるため、御殿場市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(一部改正〔平成29年訓令甲8号〕)

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 市全体及び地域ごとのまちづくりの構想に関すること。
- (2) 土地利用の基本方針に関すること。
- (3) 都市施設等の整備方針に関すること。
- (4) 将来の都市像実現のための課題に関すること。
- (5) 前4号に掲げる事項のほか、都市計画マスタープランの策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、都市計画課長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長以外の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令甲第8号)

この訓令甲は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令甲第7号)

この訓令甲は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令甲第5号)

この訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令甲第8号抄)

(施行期日)

1 この訓令甲は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(一部改正〔平成22年訓令甲8号・26年7号・27年5号・29年8号〕)

都市計画課長 企画課長 未来プロジェクト課長 演習場渉外課長 暮らしの安全課長 社会福祉課長 子育て支援課長 環境課長 農政課長 商工振興課長 観光交流課長 都市整備課長 公園緑地課長 建築住宅課長 道路河川課長 危機管理課長 教育総務課長
--

## 令和元年度 御殿場市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会名簿

氏 名	所 属
☆横山 勉	都市計画課 課長
鎌野 晃	企画課 課長
沓間 信幸	未来プロジェクト課 課長
木島 直久	演習場渉外課 課長
勝又 雅樹	くらしの安全課 課長
南 美幸	社会福祉課 課長
上道 幸胤	子育て支援課 課長
★勝間田 守正	環境課 課長
杉山 真彦	農政課 課長
佐藤 正博	商工振興課 課長
前田 裕三	観光交流課 課長
勝又 喜英	都市整備課 課長
佐藤 修一	公園緑地課 課長
岩田 秀也	建築住宅課 課長
鈴木 信義	道路河川課 課長
水口 光夫	危機管理課 課長
鎌野 武	教育総務課 課長
渡邊 和美	事務局（都市計画課）
寺澤 輝之	事務局（都市計画課）
勝俣 一星	事務局（都市計画課）

☆：委員長 ★：副委員長

令和二年度 御殿場市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会名簿

氏 名	所 属
☆麻生 賢一	都市計画課 課長
鎌野 晃	企画課 課長
佐藤 正博	未来プロジェクト課 課長
木島 直久	演習場渉外課 課長
上原 裕行	くらしの安全課 課長
山本 育実	社会福祉課 課長
上道 幸胤	子育て支援課 課長
★勝間田 守正	環境課 課長
杉山 真彦	農政課 課長
勝又 喜英	商工振興課 課長
前田 裕三	観光交流課 課長
勝又 高明	都市整備課 課長
佐藤 修一	公園緑地課 課長
滝口 正仁	建築住宅課 課長
鈴木 信義	道路河川課 課長
水口 光夫	危機管理課 課長
鎌野 武	教育総務課 課長
渡邊 和美	事務局（都市計画課）
土屋 光史	事務局（都市計画課）
勝俣 一星	事務局（都市計画課）

☆：委員長 ★：副委員長

御殿場市都市計画審議会 諮問・答申

諮 問 書

02御都計第 601 号  
令和 3 年 1 月 18 日

御殿場市都市計画審議会  
会 長 田代 武満 様

御殿場市長 若林 洋平

御殿場市都市計画マスタープラン(案)について(諮問)

都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(御殿場市都市計画マスタープラン)の案について、御殿場市都市計画審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

答 申 書

02 御 都 審 第 7 号  
令 和 3 年 3 月 1 日

御殿場市長 若林 洋平 様

御殿場市都市計画審議会  
会 長 田代 武満

御殿場市都市計画マスタープラン(案)について(答申)

令和 3 年 1 月 18 日付け 02 御都計第 601 号にて諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

慎重審議の結果、本案は都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に基づく、御殿場市の都市計画における基本的な方針として、適当であること認めます。

なお、御殿場市の魅力を未来に繋げていただくとともに、本マスタープランに基づいたまちづくりを推進し、「富士山のふもと 誰もが暮らしたくなるまち」(みんなに愛され、選ばれる持続可能なまちづくり)を目指し、全ての市民が輝けるまちとなることを期待したい。







## 御殿場市都市計画マスタープラン

令和3年3月 発行



御殿場市 都市建設部 都市計画課  
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原4 8 3 番地  
TEL: 0550-82-4240  
FAX: 0550-82-4232  
E-mail: keikaku@city.gotemba.lg.jp